

秋 田 県 公 文 書 館

研 究 紀 要

第 十 号

【論文】

昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について ……柴 田 知 彰… 1

秋田県庁文書群の目録作成について ……………柴 田 美 保… 45
—データベース化と目録刊行への取り組み—

【史料紹介】

秋田県の職務規程（明治九～十三年度） ……………公文書班… 65

【集報】

平成 16 年 3 月

昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について

柴田 知 彰

はじめに

- 一 「地方官官制」の改正と県庁の職務分課の変遷
 - 1 戦時体制以前の県の職務分課
 - 2 戦時体制下の県の職務分課
 - 3 占領体制下の県の職務分課
- 二 「地方自治法」の施行と県庁の職務分課の再編
結びにかえて

はじめに

本稿は、大正末年から昭和二十二年（一九四七）までの県庁の職務分課の推移の経緯をたどり、組織的改編の意味を確認し、これを時期的に区分して整理する試みである。それ以前については、拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」（以下、前稿）^①で既に整理を行なった。本稿は大正末年以降につき職務分課の整理を継続することを目的とする。

さて、本稿は論題に「昭和戦前期」と冠したが、敗戦後の昭和二十二年までの職務分課も対象に入りたい。日本の地方自治制は、十二年の新憲法と「地方自治法」施行により全く新しい局面を迎えている。明治以降の中央集権的・官僚主義的な地方制度が否定され、特に都道府県は公選知事をもつ普通地方公共団体に生まれ変わった^②。これに対し、敗戦後も「地方官官制」に準拠していた時期の地方制度は、昭和戦前期の継続と考えると良いだろう。秋田県では、二十二年五月三日の「地方自治法」施行後、九月一日までに機構再編を完了している。この間は、戦前から戦後の地方制度への移行期と見做せる。それゆえ、本稿では二十二年九月一日までの職務分課を整理することとしたい。

地方官庁機構は明治後期に一応の完成を見た後、大正期には社会と政治の変動への対処を迫られていった^③。本稿が対象とする時期のうち、大正末年から昭和初期までは大正期の延長と言える。しかし、昭和六年の満州事変から軍部が台頭し、十二年の日中戦争勃発後は戦時体制が恒常化した。二十年の敗戦後は、GHQによる占領体制

下で非軍事化と民主化の時代に一変する。⁽⁴⁾ 本稿では、政治経済および社会がわずかに二十年余りで急激に変動した時期の地方官庁機構を分析することになる。史料群の出所が外界の著しい状況変化の影響を受けた顕著な事例を示すことができるだろう。⁽⁵⁾

本稿では、大正末年から昭和二十二年までの職務分課の変遷を明らかにし、この時期に作成された県庁文書群の内的秩序を復元する作業の基礎としたい。

昭和戦前期および敗戦直後の秋田県庁の分課の変遷に言及した刊行書は至って数少なく、『秋田県史』資料明治編上と「秋田県行政機構総合一覧」⁽⁷⁾が有るのみである。しかし、これらも太平洋戦争開始前後から戦中にかけて記載に空白部分が多い。本稿では、「秋田県報」を追うことで可能なかぎり県庁機構の変遷をその職務内容の点検を通じて検討した結果を報告する。昭和二十二年五月三日の「地方自治法」施行を境とし、二章に分けて叙述してみたい。

一 「地方官官制」の改正と県庁の職務分課の変遷

県は国家の機関であり、その職務分課は基本的に国家の地方官制およびその職務を規定する法令等に基づいて改編された。「地方官官制」に基づく地方制度は明治十九年（一八八六）から昭和二十二年まで続き、その期間を通して五回の全面改正が実施された。⁽⁸⁾ 最後の全面改正は大正十五年（一九二六）六月四日である。以降、昭和

二十二年まで府県の機構再編に関わる部分改正が数回あったものの、全面改正は行なわれなかった。

明治後期大正期の職務分課を整理した前稿は、「地方官官制」の全面改正をもとに五期に分けて叙述した。これに対し、本稿は「戦時体制以前」・「戦時体制下」・「占領体制下」の時期区分を設けて叙述する方法を採りたい。右の三期で叙述した方が、時代の画期をより明確にできると思われる。

さて、右の時期区分を設定する場合、地方官庁機構における「戦時体制下」の開始時点をいつと考えるかが問題となる。戦時体制では、軍事のみならず政治・経済・社会・文化の全分野にわたり、戦争に対応した国内体制の強化が図られる。本稿では、昭和十二年七月七日の日中戦争勃発をもって「戦時体制下」の開始時点と考えたい。同年九月に戦時統制三法⁽⁹⁾が公布され、次いで十月には戦時経済統制の実行機関として内閣に企画院が創設されている。⁽¹⁰⁾ 翌十三年四月には、本格的な統制法規である「国家総動員法」⁽¹¹⁾が公布された。「地方官官制」も、十二年以降、経済統制や総動員に関わる部分改正が目立つようになる。地方官庁機構の戦時体制への再編は十二年から始まったと見るのが妥当だろう。

よって本章では、大正十五年六月四日以降を「戦時体制以前」、昭和十二年七月七日以降を「戦時体制下」、同二十年八月十五日以降を「占領体制下」として時期区分を設定してみたい。

1 戦時体制以前の県の職務分課

大正十五年六月四日の「地方官官制」全面改正の後、府県の機構再編に関わる部分改正は昭和十年一月十九日に実施された¹²⁾。それゆえ本節では、a 大正十五年六月四日以降、b 昭和十年一月十九日部分改正下の二項を設けて叙述することとしたい。

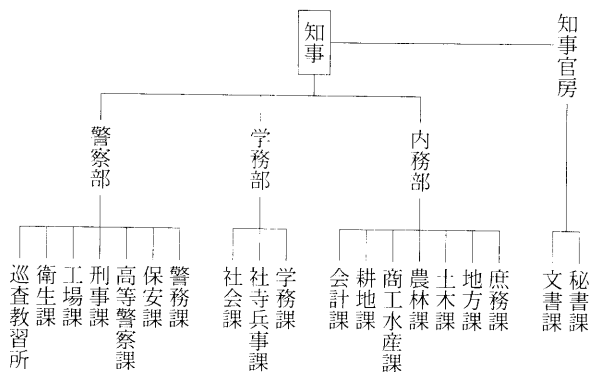
a 大正十五年六月四日以降

大正十五年六月四日改正の「地方官官制」¹³⁾では、府県の職員に知事・書記官・地方事務官・地方警視・地方小作官・地方技師・視学・属・警部・小作官補・技手・通訳・警部補を置くことが規定された。知事は勅任、書記官以下地方技師までが奏任、視学以下が判任とされた。書記官の定数は東京府で二人、その他の府県で三人とされ、各部の部長に充てられた。府県の機構は知事官房と内務部・学務部・警察部の三部制を基本とし、内務大臣の須要により府県を指定して土木部、産業部、衛生部を置くこともできた¹⁴⁾。

この改正に基づき、大正十五年六月二十九日に「秋田県庁中処務細則」¹⁵⁾が制定された。分課、分掌、事務代理、処務順序、公文例、文書編纂、服務、当直の八章編成で、附則と公文例様式が付けられた。図1はその分課である。

図1以降の本庁職務分課の変遷を追ってみよう。まず、大正十五年七月二十六日、内務部において農林課が廃止され、農務課と林務課が新設された¹⁶⁾。林務課の独立は、林野行政の強化と業務内容の向上を目的としたものだった。大戦景気による濫伐で管内の林野の荒

図1 大正15年の県の職務分課（6・29改定）



もに、「地方官官制」、「地方待遇職員令」²⁰⁾、「秋田県吏員職制」²¹⁾の三種の規程に基づく職員が存在する形になった。

次に昭和三年三月九日、「地方官官制」の部分改正で府県に地方視学官（奏任）が配置された²¹⁾。地方視学官は学務部に所属し、学事の視察はかの事務を分掌した。従前は学務部長の視学官兼務であったが、専任の地方視学官を置いたことで学校現場の視察がより強化された。社会主義運動の高揚に対し、文部省が行なった思想問題対策の一環だった可能性もある。同年七月七日には、警察部に特別高

廃したことが背景にある¹⁷⁾。そして、昭和元年十二月二十六日、「秋田県吏員職制」、「秋田県吏員令」および「秋田県吏員銓衡規程」が制定された¹⁸⁾。

「府県制」第七五条¹⁹⁾に基づく有給吏員に関する規程である。有給吏員は府県で雇用され、定員を設けず必要に応じて歳出予算の範囲内で任用できた。これ以降、秋田県の有給吏員制度が確立すると

等警察課が新設されている。⁽²²⁾ 共産党員を大量検挙した三・一五事件を契機に、特別高等警察課の設置が未設置の県にも命じられたためである。⁽²³⁾ 当時、秋田県内で高揚した労農運動にとっては深刻な打撃になったと推察される。

昭和四年七月一日には、警察部の巡查指導所が警察練習所に改称された。⁽²⁴⁾ また八月一日、警察部に健康保険課が新設された。⁽²⁵⁾ 七月三十一日の「地方官官制」部分改正⁽²⁶⁾ に対応し、「健康保険法」⁽²⁸⁾ 施行に關する事務を分享している。

一方、昭和五年二月四日の「秋田県庁中処務細則」部分改正で、県令達の種類に条例と規則が新たに加わることとなった。前年の地方制度改正によって、従来は自治体として機能を欠いていた府県に対し、条例と規則の制定権が認められたためである。⁽²⁹⁾ 大正期以来の地方自治権拡大の流れに位置付けられる。

翌昭和六年九月に満州事変が勃発したが、地方官庁機構への直接的な影響は未だ見られない。七年四月十八日には、知事官房において文書課から統計課が分離独立している。⁽³⁰⁾ さらに九月一日、学務部で社会課から社会教育課が分離独立した。⁽³¹⁾ 同年、文部省が社会教育振興のため、市町村に社会教育委員を設置する施策を道府県に対して講じたことが契機である。⁽³²⁾ 次いで十月六日に「地方官官制」が部分改正され、府県に商業組合監督官および商業組合監督官補を設けて地方事務官および属を充てることになった。⁽³³⁾ 「商業組合法」⁽³⁴⁾ 施行に關する事務が分掌である。同法は、昭和恐慌⁽³⁵⁾ 下で中小商工業者を

窮乏化から守ることを目的としていた。⁽³⁶⁾ 十二月二十三日には、内務部の農務課と商工水産課が廃され、産業第一課と産業第二課に再編された。⁽³⁷⁾

また、昭和八年二月四日の「秋田県庁中処務細則」部分改正⁽³⁷⁾ で、法令の解釈に關する事項や県令その他令達事項については、課長を経て法令審査会の審査に付すことが付け加えられた。翌九年十二月十八日には、法令審査会に關する規程を別に定めることとされた。⁽³⁸⁾ 法令の解釈や令達の作成過程が、厳格な審査を受ける段階に進んだと言える。また、この部分改正で知事官房に官房主事が置かれた。

次に、出先機関の処務規程等の変遷は以下の通りである。内務部關係では、大正十五年六月三十日に「秋田県土工区事務所処務規程」が制定された。⁽³⁹⁾ 十三年に土工区が廃止された後は土木課員の郡駐在の形であったが、再び土工区事務所の設置となった。事務所は管内九箇所に設置されている。⁽⁴⁰⁾ 昭和二年六月二十一日には、土工区事務所が土木事務所⁽⁴¹⁾ に改称された。また、七年六月十七日に「秋田県財務出張所処務規程」および「秋田県財務出張所規程」⁽⁴²⁾ が制定された。⁽⁴³⁾ 財務出張所は内務部庶務課の主管下で、県税および税外諸收入に關する事務を処理した。財務出張所の設置に關する「地方官官制」の部分改正は無く、秋田県独自の出先機関だった可能性も有る。設置の背景として、昭和恐慌や前年の東北冷害による県税滞納者の増加等が考えられる。⁽⁴⁴⁾ 財務出張所も管内九箇所に設置された。⁽⁴⁵⁾

他に土木關係の機関では、昭和六年五月二十日、「平沢港修築事

務所規程」が制定されている。⁽⁴⁶⁾ 事務所は由利郡平沢町に設置された。⁽⁴⁷⁾

農業関係の機関では、大正十五年の「臨時農業水利改良事務所規程」および「臨時農業水利改良事務所規程」に基づき同年四月十七日に斉内川用水改良事務所が設置されて以降、管内各地に用水改良事務所が設置された。大正末から昭和初期にかけて、管内の水路や溜池など水源施設の老朽化が深刻化していた。⁽⁴⁸⁾ 特に昭和七年度の時局匡救事業の発足後、用水改良事務所の設置数が増加したが、本稿では繁雑を避けるため記述を省略する。

また、昭和九年八月十八日に「秋田県立青年修練農場規程」が制定された。⁽⁴⁹⁾ 青年修練農場は、農民精神の陶冶および農業実地訓練による農山漁村の中堅人材養成を目的とした。時局匡救事業の一環から始まった農山漁村経済更生運動の流れに位置付けられる。青年修練農場は南秋田郡天王村と豊川村に設置された。⁽⁵⁰⁾ 九月二十一日に「秋田県立青年修練農場規程」が定められている。⁽⁵¹⁾ 一方、七年十月四日には「秋田県種鶏場規程」が制定され、種畜場から種鶏場が分離独立した。⁽⁵²⁾ 前年、東北冷害への対処として有畜農業を奨励するため、種畜場に種鶏部門が設けられていた。⁽⁵³⁾ 種鶏場の位置は北秋田郡大館町とされた。⁽⁵⁴⁾ また、翌八年三月三日には「秋田県種畜場規程」が制定された。⁽⁵⁵⁾ 「秋田県種畜場規程」は既に明治四十四年に制定されている。⁽⁵⁶⁾

その他、昭和二年四月八日、水産試験場鮭鱒人口孵化場が管内八箇所に設置された。⁽⁵⁷⁾ 八年三月二十四日には農事講習所が蚕業講習所

に改称されている。⁽⁵⁸⁾

商工業関係の機関では、昭和二年三月三十一日に工業講習所が廃止された。⁽⁵⁹⁾ 同年五月三日、工業試験場が商工大臣の認可を受け設立された。⁽⁶⁰⁾ 県内主要産業である醸造業に前途有望な金属・木材・染織工業等を併せ、総合試験場を目指したものだ。⁽⁶¹⁾ 工業試験場の醸造部は秋田市上中城町、工芸部は同土手長町の物産館内に置かれていた。⁽⁶²⁾ 四年三月二十六日には、工業試験場川連分場^{かわづ}が設置された。⁽⁶³⁾ 分場は雄勝郡川連村に置かれ、川連漆器工芸の試験を行なった。さらに六年五月二十二日、「秋田県醸造試験場規程」の制定により、工業試験場の醸造部が醸造試験場として分離独立した。⁽⁶⁴⁾ 九年五月二十五日には川連分場が川連漆器試験場に改称されたが、未だ工業試験場の分場扱いだった。⁽⁶⁵⁾

また、昭和八年三月二十八日には、「秋田県物産幹旋所規程」が定められている。⁽⁶⁶⁾ 物産幹旋所は、県内物産の改善ならび販路の拡張を目的に設置された。所長は内務部産業第一課長が兼務している。物産幹旋所は本所と東京販売所から構成され、前者は秋田市の物産館内、⁽⁶⁷⁾ 後者は東京市麹町の丸ビル内に置かれた。⁽⁶⁸⁾ 東京方面への販路拡張の始まりである。

検査所関係では、昭和七年二月九日、「秋田県薬工品検査所規程」が制定された。⁽⁶⁹⁾ 薬工品検査所は明治四十四年に既に設置されていたが、今回の規程により穀物検査所で事務を兼務することになった。⁽⁷⁰⁾ そして、九年二月十二日、「秋田県農産物検査所規程」の制定によ

り、穀物検査所が薬工品検査所の分掌を統合し農産物検査所に発展した。⁽⁷⁴⁾「秋田県薬工品検査所規程」は廃止された。⁽⁷⁵⁾三月三十日に「秋田県農産物検査所処務規程」が制定され、穀物および薬工品の検査を分掌とされた。

また、昭和四年三月二十六日、「秋田県木炭検査所規程」が定められた。⁽⁷⁶⁾木炭検査所は、木炭検査および木炭生産の改良を分掌した。当時、木炭は市民生活上また軍需上の重要な燃料であった。秋田県では、大戦後の不況に伴い山村振興対策として製炭業が重視され、昭和に入り県産木炭製品の市場声価を高めるに至った。⁽⁷⁷⁾木炭検査所の設置は、製品のさらなる品質向上と統一を目的とした。

学務部関係では、昭和九年九月十一日に「秋田県国民精神文化講習所規程」が制定された。⁽⁷⁸⁾講習所は学務部内に置かれ、小学校、実業補習学校、中等学校の教職員、青少年団の指導者その他教育関係者を対象にした講習を行なった。日本精神に関する研究的講習と思想問題教育が目的であった。この年六月一日には文部省に思想局が設置されており、講習所の設置は教育関係者の赤化防止および思想統制の一環とも考えられる。また、先に大正十三年に農事試験場内に開設された実業補習学校教員養成所は、昭和十年四月九日、青年学校教員養成所に改称された。⁽⁷⁹⁾同年、青年学校制度が発足し、実業補習学校と青年訓練所を合わせ青年学校としたことによる。⁽⁸⁰⁾九年十月九日には、陶育院が千秋学園と改称された。⁽⁸¹⁾

警察部の衛生関係では、大正十五年十月十六日、衛生試験所が平

鹿郡横手町に設置された。⁽⁸²⁾雄勝・平鹿・仙北三郡の細菌検査、衛生試験、物品消毒、寄生虫検査ならびに駆除等の業務にあたった。また、昭和八年七月三十一日に県立能代新柳病院が廃止されている。⁽⁸³⁾翌九年九月二十五日には「健康相談所規程」が制定された。⁽⁸⁴⁾健康相談所は、貧窮者を対象に結核予防や治療に関する指導相談を行なった。

b 昭和十年一月十九日部分改正下

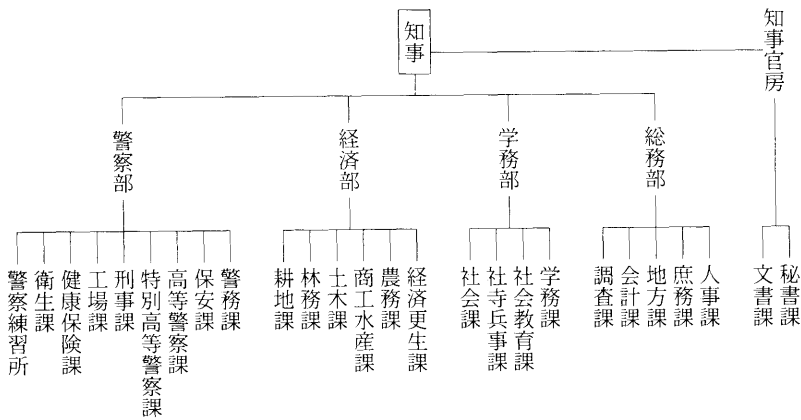
昭和十年一月十九日、「地方官官制」の部分改正が実施された。府県の職員構成は書記官以下変化ないが、書記官の定数が東京府で二人から三人、その他の府県で三人から四人に増員された。

府県の機構は、知事官房と総務部・学務部・経済部・警察部の四部制を基本とした。従前の内務部は総務部と経済部に分離している。また、内務大臣が須要により府県を指定して置ける部は土木部と衛生部になった。

「地方官官制」部分改正による府県機構の再編に対応し、昭和十年二月六日、「秋田県庁中処務細則」も部分改正された。⁽⁸⁵⁾全八章編成に変化は無く、第一章分課と第二章分掌を主とした改正である。分課は図2の形になった。

「地方官官制」の部分改正で、知事官房から総務部に職員の進退賞罰の分掌が移管されたため、総務部に人事課が設けられた。明治以来の秋田県の職務分課で、初めて人事専門の課が登場したことになる。また、総務部調査課は従前の知事官房統計課から分掌を移管

図2 昭和10年の県の職務分課（2・6改定）



された。経済部経済更生課は、従前の内務部産業第一課の農業関係をもとに農山漁村経済更生運動に関する分掌を加えている。同部農務課は、従前の内務部産業第二課から農畜蚕業関係を移管された。

また、同部商工水産課は内務部産業第一課より商工業関係、産業第二課より水産関係を移管されている。学務部および警察部の分課には全く改編が無い。

図2以降の本庁職務分課の変遷は、以下の通りである。まず、昭和十年五月三十一日、警察部に警察部長書記室が新設された。⁽⁴⁷⁾ 各種議員選挙法令の施行や一般政治その他の情勢、警察機密に関する事項を扱った。また、

高等警察課が廃止され、分掌を保安課および特別高等警察課に引き継いだ。次いで、八月二日に「警察監察規程」が制定され、警察部に監察員を置くこととなった。⁽⁴⁸⁾ 監察員には警察練習所長が充てられている。警察事務の監察が一段と強化された。十月一日には「庁中事務代決規程」が定められた。⁽⁴⁹⁾ 部長、官房長ならびに課長の代決事項が、各課の分掌ごとに詳細に規定されている。大正十一年に「各部署各課長代決事項」が廃止されて以来の復活だった。⁽⁵⁰⁾ 以降、「庁中事務代決規程」は職務分課の変遷に対応して幾度も改正を繰り返す。

そして、昭和十一年八月二十九日に「庁府県臨時職員設置制」が公布された。⁽⁵¹⁾ 明治三十九年以来、東京府小笠原諸島の水産や北海道庁の拓殖など地方固有の事務に関しては、「地方官官制」の規定によらず随時に勅令を発し職員を配置していた。⁽⁵²⁾ 「庁府県臨時職員設置制」はそれらを一本化したものである。この時には、秋田県を含む東北各県に、出稼ぎ者の保護奨励に専任する属が一人ずつ配置されている。また、以降の秋田県は「地方官官制」、「庁府県臨時職員設置制」、「地方待遇職員令」、「秋田県吏員職制」の四種類の規程に基づく職員が存在する形になった。やがて戦時体制下において、

「庁府県臨時職員設置制」は「国家総動員法」に基づく諸勅令を実行する職員の臨時配置に利用されることになる。

次に、出先機関の処務規程等の変遷をまとめてみよう。総務部関係では、昭和十一年七月十四日に「秋田県自治講習所規程」および

「秋田県自治講習所処務規程」が制定されている。⁽⁹⁴⁾自治講習所は県庁内に置かれ、市町村吏員の養成および訓練を目的とした。所長は総務部長、主事は同部地方課長が兼務した。

学務部関係では、昭和十一年三月三十一日、「県立青年学校教員養成所規則」が制定された。⁽⁹⁵⁾

経済部関係では、昭和十一年三月十三日、土木事務所の管轄区域が一部改正された。⁽⁹⁶⁾また、十年十一月二十二日に「中小河川改良事務所規程」が制定されている。⁽⁹⁷⁾秋田県では、前年度より直轄河川改修計画として第三次治水計画が実施されていた。⁽⁹⁸⁾子吉川改良事務所と長木川改良事務所の設置以降、各地に河川改良事務所が設置されるが、これも繁雑になるため本稿では記述を省略する。

また、昭和十一年十月六日に「県営集団農耕地開発事務所処務規程」および「県営集団農耕地開発事務所規程」が制定された。⁽⁹⁹⁾時局匡救事業の一環としての県営開墾事業であった。⁽¹⁰⁰⁾同月九日、県営大野台集団農耕地開発事務所が北秋田郡米内沢町に、県営潟西集団農耕地開発事務所が南秋田郡潟西村に設置されている。⁽¹⁰¹⁾一方、十一年三月三十一日、「秋田県川連漆器試験場規程」が制定され、川連漆器試験場が工業試験場から分離独立した。⁽¹⁰²⁾さらに、十二年四月十三日に「秋田県工業試験場規程」が廃止され、「秋田県物産館規程」の改正により工業試験場の機能が物産館に吸収されるに至る。⁽¹⁰³⁾醸造部と川連漆器試験場の独立により、工業試験場には工芸部のみが残っていた。また、十一年三月三十一日に「秋田県工業相談所規程」が

制定されている。⁽¹⁰⁴⁾工業相談所は県内各種工業の発達助成のため、各般の相談ならびに調査、研究、試験、設計、製図等の依頼に応じた。工業相談所は、四月四日に物産館内に設置された。⁽¹⁰⁵⁾十月十六日、「秋田県工業相談所業務規程」も制定されている。⁽¹⁰⁶⁾さらに翌十二年四月九日、「秋田県工業指導所規程」および「秋田県工業指導所業務規程」の制定により、工業相談所が工業指導所に改称された。⁽¹⁰⁷⁾工業指導所は、県内の木・機械・精密機械・科学工業の指導や技術員の養成訓練を行なった。一方、三月三十一日、「秋田県物産幹旋所規程」の全面改正とともに「秋田県物産幹旋所業務規程」が制定された。⁽¹⁰⁸⁾同日、物産幹旋所は全て東京市麴町の丸ビル内に移転となった。⁽¹⁰⁹⁾

学務部関係では、昭和十一年三月三十一日、「県立青年学校教員養成所規則」が制定された。⁽¹¹⁰⁾

警察部の衛生関係では、昭和十年七月三十日、「健康相談所規程」に基づき、県立道川健康相談所が由利郡道川村に設置された。⁽¹¹¹⁾翌十一年五月一日には県立大館健康相談所が北秋田郡大館町に、県立横手健康相談所が平鹿郡横手町に設置されている。⁽¹¹²⁾また、十一月四日、「秋田県健康保険相談所規程」が制定された。⁽¹¹³⁾政府の管掌する健康保険の被保険者の健康保持を目的とした。

2 戦時体制下の県の職務分課

昭和十二年七月七日の日中戦争勃発後、府県の機構再編に関わる「地方官官制」の部分改正は三回実施された。すなわち、昭和十七

年十一月一日、昭和十八年十一月一日、昭和十九年七月八日である。⁽¹¹⁶⁾
このうち十八年の部分改正は、秋田県の機構再編に全く影響を及ぼしていない。そこで本節は、a 昭和十二年七月七日以降、b 昭和十七年十一月一日部分改正下、c 昭和十九年七月八日部分改正下の三項に分けて叙述することにした。 「地方官官制」および「秋田県庁中処務細則」の改正過程から、地方官庁機構の戦時体制化が明らかにできると思われる。

a 昭和十二年七月七日以降

昭和十七年十一月一日の「地方官官制」部分改正までに、機構再編に関わる「秋田県庁中処務細則」の部分改正は三回実施されている。⁽¹¹⁷⁾ ①昭和十五年一月十二日、⁽¹¹⁸⁾ ②昭和十六年二月三日、⁽¹¹⁹⁾ ③昭和十七年七月一日である。⁽¹²⁰⁾

最初に、①以前の本庁職務分課の変遷を整理してみたい。昭和十二年九月十日、「輸出入品等臨時措置法」公布により戦時経済統制が開始された。翌日の「地方官官制」部分改正で、各府県に貿易組合監督官および貿易組合監督官補を置き、それぞれ地方事務官と属を充てることが定められた。⁽¹²¹⁾ 「貿易組合法」施行に関する事務を分掌したが、同法は貿易組合を国家統制の下部機関化することを目的としたものである。そして日中戦争の拡大する中、十月十五日、初めて防空に関する事務が、警察部警務課の分掌に加えられた。⁽¹²²⁾ さらに十一月九日には、「昭和十二年度秋田県防空訓練統監部規程」が制定される。⁽¹²³⁾ 防空訓練統監部は県庁内に置かれ、知事をもって統監

とした。組織機構として庶務部（予算・経理・県庁防衛の三係）、教育部（普通・教育の二係）、工営部（工営の一係）、警防部（防衛・防毒救護・保安・特高・防犯の五係）が設けられた。宮中では同月二十日に大本営が置かれており、戦争の本格化した状況を窺える。⁽¹²⁴⁾ 翌十三年二月一日、「地方官官制」部分改正で、各府県に産業組合監督官を置き、地方事務官または地方技師を充てることが定められた。⁽¹²⁵⁾ 大半を農村組合で占める産業組合は、農山漁村経済更生運動の中心とされた。十三年には、第二次産業組合拡充三カ年計画が開始されている。⁽¹²⁶⁾

昭和十三年五月一日、「国家総動員法」が施行されると、戦時体制への編成替えが急速に進んだ。まず、六月七日、学務部において社会課から職業課が分離独立した。⁽¹²⁷⁾ 職業課は、職業紹介、労務需給調整、職業指導ならび補導などを分掌した。社会課には、社会福祉的な分掌が残された。次いで、七月六日、警察部において工場課が廃止され、「工場法」施行に関する事務を保安課に移管している。⁽¹²⁸⁾ 大正十五年に誕生した工場課の名称は、戦時体制への移行とともに消滅した。そして、同月二十日に「秋田県国民精神総動員実行部規程」が制定される。⁽¹²⁹⁾ 実行部の部長は総務部長、副部長二名は学務部長と経済部長が充てられた。前年八月十四日、政府は「国民精神総動員実施要綱」を定め、戦争遂行のため挙国一致・尽忠報国・堅忍持久をスローガンとする国民精神総動員運動（精動運動）を開始していた。⁽¹³⁰⁾ 実行部は、秋田県内における精動運動推進の中心になった

と推定される。また、翌十四年四月二十七日、「秋田県臨時国勢調査部規程」が制定された。⁽¹³²⁾ 同月二十八日には、学務部職業課の分掌に、国民職業能力の登録が加えられている。⁽¹³³⁾ 一月七日の「地方官官制」部分改正で、「国家総動員法」関係勅令の「国民職業能力申告令」が学務部の分掌に入ったためである。⁽¹³⁴⁾ 十四年末以降、この他にも総動員関係勅令が次々と公布され、「地方官官制」の改正により府県の学務部または警察部の分掌に反映されていくことになる。⁽¹³⁵⁾

また、昭和十四年五月二十三日に「臨時震災復興建築部規程」が制定された。⁽¹³⁶⁾ 同月一日、男鹿半島で烈震があり民家や交通網に甚大な被害が出た。⁽¹³⁷⁾ 臨時震災復興建築部は知事の監督下に属し、経済部長を部長に充てて、庶務・資材・労力・建築・運輸の五係で編成された。復興事業の緊急性が窺える。

昭和十四年十月十一日、「地方官官制」部分改正で、各府県に青年教育官を置き地方事務官をもって充てることになった。⁽¹³⁸⁾ 青年教育官は学務部に所属し、青年学校教育その他社会教育に関する視察指導等を分掌した。同年四月に青年学校が義務化されている。戦時体制下で、近代的な兵力と有能な労働力の養成を目指したものだ。⁽¹³⁹⁾

次に、出先機関の処務規程等の変遷は以下の通りである。学務部の職業関係では、昭和十三年七月十六日、「職業紹介所出張所処務規程」が制定された。⁽¹⁴⁰⁾ 同年の「職業紹介所官制」により、職業紹介所が国営となり、従来の失業救済機関から軍需産業への労働力供給機関に再編された。⁽¹⁴¹⁾ それまで市町村で設置していた職業紹介所が府

県知事の指揮監督下に入るとともに、府県知事に出張所設置の権限も認められた。また、翌十四年六月二十九日には「秋田県傷痍軍人職業教育所規程」が定められた。⁽¹⁴²⁾ 職業教育所は秋田市の千秋公園内に設けられ、⁽¹⁴³⁾ 所長に学務部社会課長が充てられた。戦争の長期化は傷痍軍人の数を増加させ、復員後の社会福祉的授産施設を必要とした。職業教育所では、園芸・工芸・製図・珠算・簿記などの科目が教授されている。

経済部関係では、昭和十二年三月二十六日に「道路工夫規程」が制定され、道路工夫を土木事務所の所属とした。⁽¹⁴⁴⁾ 翌十三年三月二十二日には「船川港務所規程」が制定されている。⁽¹⁴⁵⁾ 船川港務所は南秋田郡船川港町に設置された。⁽¹⁴⁶⁾ また、三月三十一日付けで、船川灯台ならびに船川防波堤が秋田県から逋信省に所管替えされている。⁽¹⁴⁷⁾ その他、十二年十二月二十七日、秋田運河工営事務所が秋田市牛島町に設置された。⁽¹⁴⁸⁾ 雄物川の改修は、秋田市および周辺の水害除去と河口改良を目的とし大正六年に着工された。翌十三年四月に新屋放水路を爆破導水し、五月に運河が起工している。⁽¹⁴⁹⁾

農業関係の機関では、昭和十二年九月二十四日、「県営天王村外一箇町干拓事務所処務規程」および「県営天王村外一箇町干拓事務所規程」が制定された。⁽¹⁵⁰⁾ 干拓事務所は南秋田郡天王村に設置され、天王村および大久保町を用語区域とした。⁽¹⁵¹⁾ 翌十三年四月二十八日、「田沢疎水開墾事務所処務規程」および「田沢疎水開墾事務所規程」が制定される。⁽¹⁵²⁾ 開墾事務所は仙北郡角館町に設置された。⁽¹⁵³⁾ 開墾事業

は、玉川の酸性毒水を田沢湖に流し込み、毒性を薄めた河水を灌漑用水化する計画で進められた⁽¹⁵⁷⁾。また、十四年四月四日には、玉川鉾水除外事務所が仙北郡角館町に設置された⁽¹⁵⁸⁾。田沢疎水開墾とはまた別事業である。一方、十三年二月一日に「臨時農業水利改良事務所規程」が改正され、用排水路幹線改良事業に加えて暗渠排水改良事業も規程の対象に入った⁽¹⁵⁹⁾。十四年八月十九日には「男鹿地方震災復興耕地課出張所規程」が制定され、耕地課の出張所が南秋田郡船越村に設置された⁽¹⁶⁰⁾。

蚕業関係の機関では、昭和十二年十二月二十一日、「秋田県繭檢定所規程」制定により県庁内に繭檢定所が置かれている⁽¹⁶¹⁾。前年から、政府が繭檢定施設の普及と檢定事業の統一を全国的に推進していたことによる⁽¹⁶²⁾。十三年六月二十八日には「秋田県繭檢定所規程」の制定とともに、檢定所が南秋田郡寺内町に移された⁽¹⁶³⁾。翌十四年三月三十日には「秋田県立蚕業講習所規程」および「秋田県立蚕業講習所規程」が廃止された⁽¹⁶⁴⁾。蚕業講習所の廃止後、「蚕業練習生規程」により、技術員の養成は蚕業試験場で行なわれることになる⁽¹⁶⁵⁾。

商工業関係の機関では、昭和十三年十二月二日に「秋田県中央商工相談所規程」が制定された⁽¹⁶⁶⁾。相談所は物産館内に置かれ、物資需給調整に伴う県内産業の維持および転換を分掌した。戦時経済統制下の配給制・切符制によって中小商工業者の転廃業が増加し、軍需品・代用品工業への転換指導が必要となったためである⁽¹⁶⁷⁾。一方、十四年九月二十一日、「秋田県物産清津旋所規程」および「秋田県

物産清津幹旋所規程」が制定され、日本植民地下の咸鏡北道清津府相生町（現・朝鮮民主主義人民共和国清津市）に物産幹旋所が設けられた⁽¹⁷¹⁾。清津は満州国との国境に近い港湾都市であり、物産幹旋所は満州方面への県内物産の販売を目的としたと考えられる。

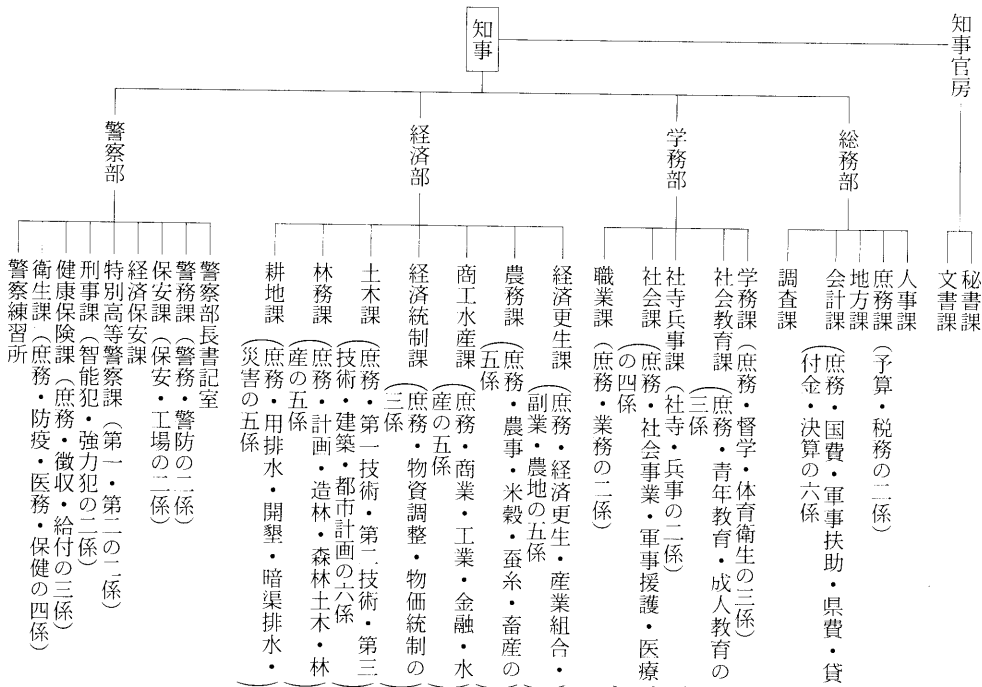
検査所関係では、昭和十二年十一月十日に「秋田県水産製品検査所規程」制定により、水産製品検査所が水産試験場内に設置された⁽¹⁷²⁾。また、十二年十一月二十四日、木炭検査所の支所が増置されている⁽¹⁷³⁾。十三年五月三十一日には、農産物検査所の支所の管轄区域が一部改正された⁽¹⁷⁴⁾。また、十四年十一月一日に「秋田県用材検査所規程」が制定された⁽¹⁷⁵⁾。用材検査所は県庁内に置かれ、管内に四支所を設けた⁽¹⁷⁶⁾。戦争により軍需供給用材が加速度的に増加し、同年、政府が各府県に用材の規格統制と検査施設整備を命じたためである⁽¹⁷⁷⁾。

警察部の衛生関係では、昭和十二年十月十二日、「秋田県立診療所規程」が定められた⁽¹⁷⁸⁾。医療困難な山村僻地への医療普及が目的であった。十一月六日、管内五箇所に診療所が設立されている⁽¹⁷⁹⁾。また、十三年三月三日には「秋田県立教員保養所規程」が制定された⁽¹⁸⁰⁾。小学校教員の保健上必要ありと認められる者を保養の対象にした。教員保養所は由利郡道川村に設置されている⁽¹⁸¹⁾。翌十四年八月三十一日には、「保健所法」の規定に基づき、大館保健所が北秋田郡大館町に設置された⁽¹⁸²⁾。県内最初の保健所である。

その他、昭和十三年十月一日に秋田地方測候所が文部省に移管され、中央気象台秋田測候所と改称した⁽¹⁸⁴⁾。

「国家総動員法」の施行後、関係勅令が次々と公布され、随時「地方官官制」の部分改正により学務部や警察部の分掌に反映されていった。「地方官官制」の大規模な部分改正は無かったが、総動員関係の分掌の増加から、秋田県では昭和十五年の時点で係設置を必要と判断したものと推定される。また、一部の課や係の名称に、「経済統制課」や「軍事援護係」など戦時色が反映されてくるものもこの時期以降の特徴である。

援護・
産業組
合・畜
産・金
融・物
価統
制・技
術・土
木・保
險・果
樹・非



警察課の第一係は都市労働者や新聞雑誌、第二係は農民団体や小作を対象にしている。

では、図3以降の本庁職務分課の変遷をまとめてみよう。昭和十五年六月一日に、「秋田県国民精神総動員令執行部規程」が廃止された。⁽¹⁸⁶⁾そして同月十三日、総務部地方課に庶務・地方・精動の三係が新設される。⁽¹⁸⁷⁾精動係は国民精神総動員運動の実行を担当した。国民精神総動員令執行部に替り、常置の精動係が設置された形になる。また同日、「秋田県臨時国勢調査部規程」が制定された。⁽¹⁸⁸⁾次いで、十一月十六日の「地方官官制」部分改正で、地方教学官が各府県を通して七人配置されることになった。⁽¹⁸⁹⁾地方教学官は学務部に所属し、教学の刷新振興に関する事務を分掌した。主要府県に置かれ、秋田県には配置されていない。翌十六年一月十五日の「地方官官制」部分改正では、各府県を通して地方祭務官七人、地方祭務官補四六人が配置された。⁽¹⁹⁰⁾学務部に所属し、神社の祭祀に関する事務を分掌するものだった。戦争の長期化の中で、国家神道によるナショナリズムの高揚が図られたと考えられる。地方祭務官も主要府県に置かれ、秋田県には配置されていない。また、この部分改正で、従前の工場監督官および工場監督官補が、労務監督官および労務監督官補に改称された。そして調定官および調定官補を廃止し、労働爭議調停の事務を労務監督官および労務監督官補に移管している。

出先機関の処務規程等の変遷は、以下の通りである。まず、昭和十五年三月五日、「秋田県郡事務所規程」が制定されたことに注目

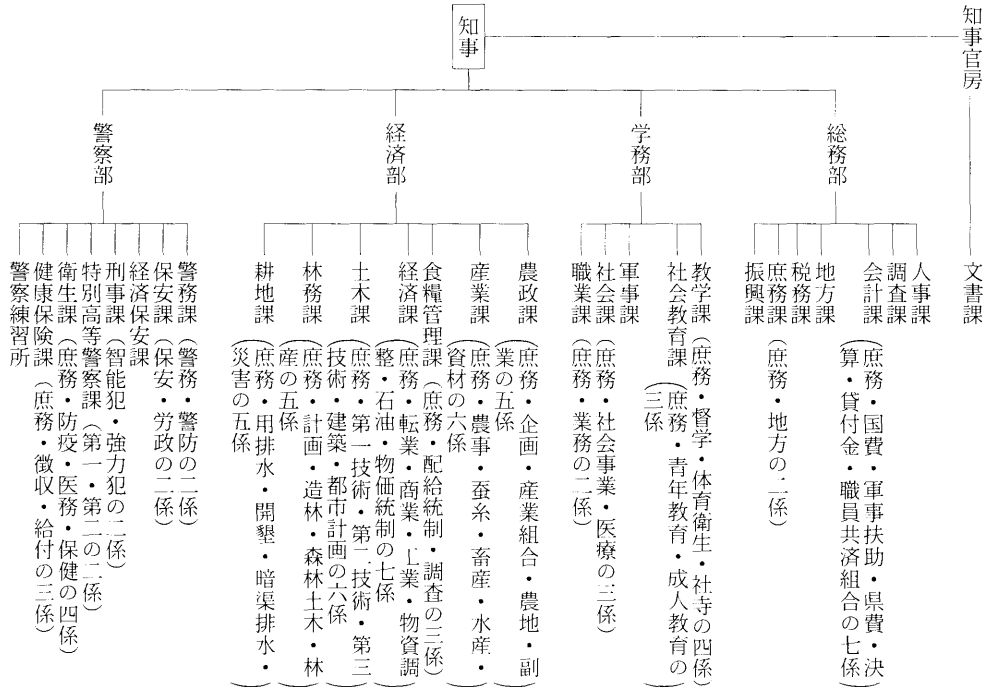
したい。⁽¹⁹¹⁾これによって、大正十五年の郡役所廃止、昭和四年の地方制度改正で強化された地方分権体制が中央集権体制に逆行する形となった。郡事務所は各郡に置かれていた財務出張所を統合し、国民精神総動員ほか財務および産業指導に関する事務を分掌した。組織機構として庶務・財務・産業の三係が設けられた。「地方官官制」には郡事務所に関する規定は無く、秋田県独自の地方機関だった可能性が有る。郡事務所は戦時体制下での県と町村の連絡を円滑化し、また精動運動を地方で推進する際の体制的基盤となった。⁽¹⁹²⁾同月二十六日には、「秋田県郡事務所処務規程」が制定されている。⁽¹⁹³⁾

経済部関係では、昭和十五年一月十六日、工業用水工営事務所が秋田市茨島に設置された。⁽¹⁹⁴⁾工業用水施設に関する事務を分掌している。⁽¹⁹⁵⁾十三年の雄物川放水路完成と秋田運河起工以降、秋田市茨島地区から土崎港までを含む臨海工業地帯が形成されつつあった。⁽¹⁹⁶⁾その他、三月二十六日、農産物検査所の支所管轄区域が一部改正され、⁽¹⁹⁷⁾六月十八日に水産試験場の八郎潟養殖部が南秋田郡船越村に設置されている。⁽¹⁹⁸⁾

「秋田県職員録」からは、昭和十五年に県立代用花柳病診療所と県立五里合診療所の存在が確認される。⁽¹⁹⁹⁾

次に、②の部分改正は昭和十六年二月三日に実施された。分課は図4の形になった。知事官房および各部において、課の廃止・新設・分離および係の課昇格が見られる。①での機構改編から約一年の間、日中戦争の拡大に加え欧州大戦の影響で物資需給が逼迫する一方、

図4 昭和16年の県の職務分課（2・3改定）



第二次近衛内閣による新体制運動が大政翼賛会に結実し、戦時体制をより強力に推進していた。²⁰⁾ 国内の急速な戦時体制化に対応し、②で再び機構改編が必要になったものと推定される。

課や係の主な改編内容を見てみよう。まず、従前の知事官房秘書課の分掌の殆どが総務部人事課に移管された。これにより、人事課長の権限が前より強化されている。また、総務部振興課は、従前の同部地方課精動係の昇格である。精動運動や大政翼賛運動など戦時体制の振興や翼賛を目的とした。学務部教学課は、従前の同部学務課の改称である。「教学課」の名称は、従前の同部社寺兵事課から社寺係を移管されたことによる。また、同部軍事課は、従前の社寺兵事課兵事係に社会課軍事援護係および医療係の分掌を加え、軍事関係の分掌を一括して独立した。

一方、経済部では、土木・林務・耕地課以外の四課が大きく再編された。経済統制との関わりによる。農政課は従前の経済更生課を元に編成された。新設の企画係は、従前の経済更生係を充実させたものである。産業課は従前の農務課が元であり、従前の商工水産課から水産係を移管されている。産業課の資材係には、農事・畜産・水産の資材関係の事務が一括された。食糧管理課は全く新たに設置された課で、米と麦を中心とする食糧統制を目的とした。昭和十五年からは、配給制度が消費財も対象にし拡大強化されていた。また、経済課は従前の商工水産課と経済統制課から係を引き継いでいる。新設の石油係は工業係からの分離独立で、軍需目的の石油増産に関

わっていた。当時、秋田県は秋田市の八橋^{やばせ}油田を中心に国内有数の産油量を誇っていた。²⁰²

警察部においては、警察部長書記室が廃止され、特別高等警察課の第一係と第二係に分掌を移管した。また保安課の労政係は、従前の工場係に技能者養成や産業報国運動などの分掌を加え発展させたものである。さらに経済保安課の分掌が、経済統制の強化に伴い拡充されている。

図4以降の本庁職務分課の変遷を整理してみたい。昭和十六年四月三十日、経済部農政課に農会係が新設された。²⁰³農会の指導監督ほかを分掌しており、農村における大政翼賛運動との関係も考えられる。また、九月九日、警察部健康保険課に労災保険係が設けられた。²⁰⁴

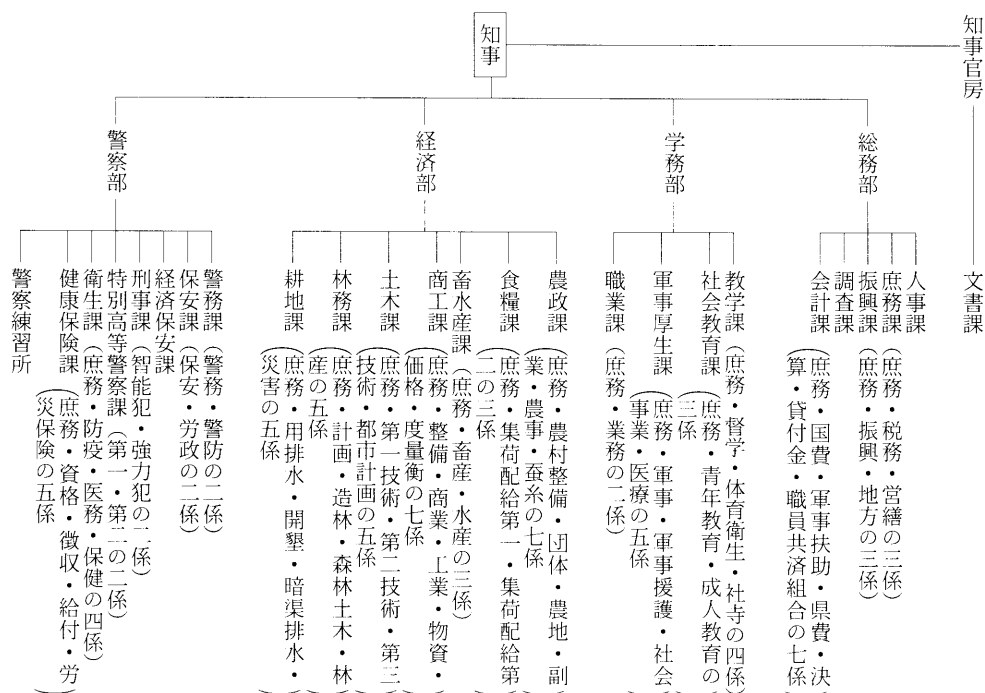
同月十六日には、経済部経済課の転業係が経営指導係に改称されている。²⁰⁵そして、十二月八日に太平洋戦争が開始された。同月三十日、「秋田県行政事務簡捷化処務規定」²⁰⁶が制定される。十一月に政府が出した「許可認可等行政事務処理簡捷令」²⁰⁷に基づき、許可認可に関する申請文書を簡略化したものだった。また、翌十七年一月十三日、「地方官官制」²⁰⁸部分改正により総務部長たる書記官が知事の事故時の代行者とされた他、主要府県においては勅任官に格上げされた。総務部長の権限が強化されている。二月二日には、経済部において従前の経済課が統制課と企業課に分離した。²⁰⁹統制課には、庶務・物資調整・価格統制・商業・経営指導・石油の六係、企業課には庶務・工業・度量衡の三係が置かれた。統制課に経済統制に関わる係が集

められている。また、同月十七日、警察部健康保険課に資格係が新設された。²¹¹さらに五月二十三日、学務部軍事課の下に庶務・兵事・援護・扶助の四係が新設されている。²¹²

次に、出先機関の処務規定等の変遷は以下の通りである。経済部関係では、昭和十六年二月八日に「秋田県中央商工相談所規程」が廃止され、七月二十二日の「秋田県物産館規程」改正で物産館に商工相談の機能を移管している。²¹³四月一日には、土木事務所の管轄区域が一部改正された。²¹⁵また、同月五日、農産物検査所の支所の管轄区域が一部改正されている。²¹⁶七月五日には水産試験場の岩見川鮭鱒人口孵化場が廃止された。²¹⁷翌十七年一月十三日、「秋田県角館樺細工指導所規程」²¹⁸が制定されている。樺細工指導所は仙北郡角館町に設置され、樺細工工業の改良指導を行なった。一方、三月三十一日に「秋田県物産清津幹旋所規程」²¹⁹が廃止となった。²²⁰戦争の激化により、県内物産の輸出が困難になったことも考えられる。また、四月二十七日に男鹿地方震災復興耕地課出張所が廃止された。²²¹

さて、③の部分改正は昭和十七年七月一日に実施された。前回の②での機構改編から約一年半の間、太平洋戦争の開始に伴う「物資統制令」²²²の施行により物資配給制度が極限まで強化されていた。また、十七年半ばにはアメリカとの戦争激化で兵員および軍需品の消耗が増大していた。右の情勢下において、県内の戦時体制を一層強化する必要性に迫られ、③による機構改編を実施したものと考えられる。分課は図5のような形になった。特に軍事と経済関係の課を中

図5 昭和17年の県の職務分課 I (7・1 改定)



心に改編された印象が強い。

総務部は、従前の七課から五課に整理された。庶務課の営繕係は、経済部土木課の建築係を移管したものである。学務部では、従前の軍事課と社会課が軍事厚生課に統合された。また、経済部では、農政課の係が大きく再編された。農村整備係は、従前の企画係を拡充したものである。団体係は、従前の農会係を元に産業組合係の分掌も統合している。また、農事係と蚕糸係は、従前の産業課からの移管である。食糧課は従前の食糧管理課の発展であり、食糧配給第一係が主要食糧(米、麦、雑穀、薯類、青果物)、食糧配給第二係が主要食糧以外の食料品(食肉、砂糖、小麦粉、干麺、澱粉、菓子、食用油、酒類、魚介藻、乳製品等)を対象とした。七月一日からの「食糧管理法」²³³⁾一部施行に対応している。また、畜水産課は、従前の産業課から畜産係と水産係を引き継ぎ、課として独立した。商工課は、従前の統制課と企業課の統合再編である。同課の整備係は、企業免許や転業指導など商工業の基盤整備を目的とした。物資係は従前の統制課物資調整係および石油係を、価格係は統制課価格統制係をそれぞれ二元になっている。

図5以降、本庁職務分課の変遷に特記すべき事は無い。出先機関の処務規程等の変遷では、昭和十七年七月一日の「秋田県地方事務所処務規程」²³⁴⁾制定が最も重要である。六月十三日の「地方官官制」部分改正により、各府県の管内須要地に地方事務所を置くことが定められていた。地方事務所は、戦時体制下で町村を指揮監督して国

策の浸透と行政効率の促進を図ることを目的とした。⁽²²⁵⁾ 秋田県においては、郡事務所が土木事務所を統合し地方事務所に発展した。地方事務所の組織機構は、従前の郡事務所と比較し格段に整備されている。⁽²²⁶⁾ また、七月四日に「秋田県地方事務所分掌事務細則」が制定された。⁽²²⁷⁾ 同月二十一日、「秋田県水産製品検査所規程」が全面改正された。⁽²²⁸⁾ また、八月九日には「秋田県高清水道場規程」が制定されている。⁽²²⁹⁾ 戦時体制を維持するため、各階層における中堅人材の育成を目的とした。高清水道場は、秋田市市内の秋田県護国神社の境内に設置された。

b 昭和十七年十一月一日部分改正下

昭和十七年十一月一日、「地方官官制」の大規模な部分改正が実施された。行政簡素化の一環として、「警視庁官制」および「北海道庁官制」とともに改正されている。太平洋戦争の戦局はミッドウェー海戦を転機に不利に傾きはじめ、この年の後半にはアメリカ軍の本格的な反攻が開始された。戦時財政の窮迫化の中で、地方官庁機構の縮小再編と人員整理が必要とされたのである。

府県の職員構成は、知事・官房長・部長・地方事務官・地方祭務官・地方視学官・地方教習官・地方警視・地方小作官・地方職業官・地方技師・視学・属・祭務官補・警部・小作官補・職業官補・技手・通訳となった。知事は勅任で、官房長以下地方技師までが奏任、視学以下が判任である。従前の書記官を廃し、新たに官房長と部長が置かれた。官房長は各府県に専任一人であり、知事官房を指揮した。

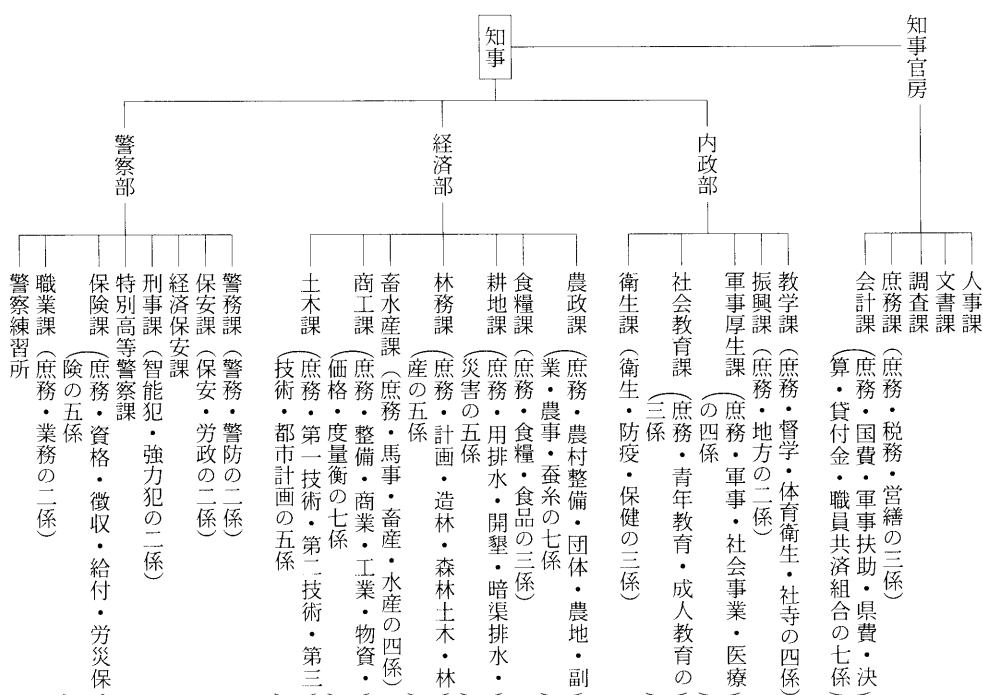
知事官房の権限が人事や会計などの分掌移管で従前よりも拡大し、官房長の配置が必要になったと考えられる。また、知事の事故時の代行者は、従前の総務部長たる書記官から、官等の順序に従い部長となった。その他、地方職業官および職業官補も新設である。

府県の機構は、知事官房と内政部・警察部の二部制に整理された。警察部に総動員関係の事務の大半がまとめられている。内務大臣が須要により府県を指定して置ける部は、經濟部、土木部、衛生部である。

また、国民職業指導所を各府県管内に設置することも規定された。その位置、名称、管轄区域等は内務大臣が定めた。所長には地方職業官または職業官補が充てられた。国民職業指導所は従前の職業紹介所を改称し、総動員関係の事務内容をさらに充実したものである。職業紹介所は、昭和十三年の国営化によって軍需産業の労働力供給機関に変質していた。国民職業指導所への改編と地方職業官および職業官補の新設は、太平洋戦争の激化に対応し、労働力供給機関としての役割を一層強化した処置だったと考えられる。

この「地方官官制」部分改正に対し、同日、「秋田県庁中処務細則」の部分改正も実施された。⁽²³⁰⁾ 第一章分課と第二章分掌に加え、第三章事務代理も改正されている。事務代理については、知事以下の各レベルにおいて代行者が詳細に規定された。戦時下で行政の停滞を防ぐ目的であった可能性も考えられる。

分課は図6のような形になった。秋田県は知事官房と内政部・経



済部・警察部の三部制である。経済部の設置は、内務大臣が食糧および林産資源生産地として秋田県を重要視した結果と推定される。知事官房と各部の間では、「地方官官制」に応じた課の移動が見られる。が、課名と係名については、この年七月に機構改編を行なった後わずかに四か月であったため殆ど変化が無い。

知事官房には、従前の総務部より人事・調査・庶務・会計の四課が移管され、権限の強化につながった。内政部には、従前の学務部から教学・軍事厚生・社会教育の三課、警察部から衛生課が移管された。警察から衛生事務が離れたのは、明治二十六年以来約五〇年ぶりのことである。⁽²³⁾ 経済部はほぼ変化ないが、食糧課で従前の集荷配給第一係が食糧係、集荷配給第二係が食品係に改称されている。また、畜水産課で軍馬の育成を目的に畜産係より馬事係が分離独立した。警察部には、従前の学務部から職業課が移管されている。

図6以降の本庁職務分課の変遷は、以下の通りである。まず、昭和十七年十二月二十二日、知事官房会計課が、庶務・国費・県費・決算・用度の四係に再編された。⁽²⁴⁾ 新設の用度係は、庶務係から庁舎や備品および消耗品の管理に関する分掌を独立させたものである。また、従前の軍事扶助係と職員共済組合係は庶務係に、貸付金係は決算係にそれぞれ分掌を移管された。翌十八年一月二十三日には、経済部土木課の第一技術・第二技術・第三技術係が、道路・河港・利水砂防係に改称された。⁽²⁵⁾ 次いで、七月二十八日の「地方官官制」部分改正で、府県に商工組合監督官および商工組合監督官補を置く

ことが定められた。⁽²³⁴⁾ 商工組合監督官には地方事務官または地方技師、商工組合監督官補には属または技手が充てられ、「商工組合法」施行に関する事務に従事した。「商工組合法」⁽²³⁵⁾は同月二十日に施行されている。同法は商工組合を統制組合と施設組合に二分し、前者を総力戦に向けた商工業統制への協力組織、後者を事業改良発達のための共同組織と位置付けている。また、九月八日、内政部において社会教育課が廃止され、教学課に分掌を移管された。⁽²³⁶⁾ 教学課には、新たに青年教育係と成人教育係が設けられた。警察部においては、職業課が庶務・企画・動員・配置の四係に再編されている。企画係は動員計画の企画、動員係は動員の実務を分掌した。配置係は従前の業務係の分掌を元としている。職業課の再編は、戦局の悪化と工業生産力低下の状況において、県内の動員体制の徹底を図った動きとも見れる。

さて、昭和十八年十一月一日、「地方官官制」の大規模な部分改正が再び実施された。⁽²³⁷⁾ 府県の機構は、知事官房と内政部・経済部・警察部の三部制となった。内務大臣が須要で府県を指定して置ける部は、土木部と衛生部である。秋田県では、図6の機構改編の際、既に内務大臣の指定で経済部が設置されていたため、「地方官官制」の改正に応じた再編は行なわれていない。が、この時の改正で、従前各府県に専任一人の配置であった官房長が、全国各府県を通して三五人に定数削減された。専任の官房長を置かない府県では、内政部長の兼務とされた。これにより、秋田県では以降、内政部長が官

房長を兼ねる形になった。⁽²³⁸⁾

また、昭和十九年一月二十四日、警察部において従前の保安課が警防課、職業課が勤労課に改称され、警務課とともに係を全て廃止されている。⁽²³⁹⁾ 警察行政の簡素化とも見られるが、動員に関わる勤労課は係区分が無くなったのみで、分掌内容を殆ど削減されていない。

次に、出先機関の処務規程等の変遷を整理してみよう。内政部関係では、昭和十八年一月十九日に「秋田県教員保養所規程」が改正され、対象を小学校教員から全ての公立学校教員に拡大した。⁽²⁴⁰⁾ そして同月二十三日、「秋田県臨時教員養成所規程」が制定された。⁽²⁴¹⁾ 県内国民学校の男子教員充実を図るため、男子準訓導の養成を行なった。⁽²⁴²⁾ 召集による男子教員数の不足が背景にある。教育界における戦時体制の最終的な到達点として位置付けられるものである。⁽²⁴³⁾ 養成所は内政部の中に置かれ、所長に内政部長、主事に同部教学課長が充てられた。支所は地方事務所置かれ、支所長には地方事務所の学務課長が充てられた。六月十二日には、「秋田県傷痍軍人義肢修理所規程」が制定された。⁽²⁴⁴⁾ 修理所は物産館の工芸部内に設けられている。所長には内政部軍事厚生課長が充てられた。当時、義肢の修理を必要とする傷痍軍人が県内でも増加していた様子が分かる。また、十九年一月八日に「秋田県健民修練所処務規程」および「秋田県健民修練所規程」が制定された。⁽²⁴⁵⁾ 「国民体力法」⁽²⁴⁶⁾ 第一条の規程により、体力向上施設の利用を要する者に健民修練を実施することを目的とした。「国民体力法」では、一五〜二五歳の男子を対象に体力

検査を実施することが、市町村・学校・企業などに義務付けられた。検査で筋骨薄弱と認定された者は、一週間の体力向上修練会に参加しなければならなかった。²⁴⁷ 県立第一健民修練所が北秋田郡大館町に、県立第二健民修練所が平鹿郡田根森村に設置されている。²⁴⁸

経済部関係では、昭和十七年十二月十七日に「秋田県物産幹旋所規程」が「秋田県東京事務所規程」に改称された。²⁴⁹ その後、東京事務所は、翌十八年十二月三十日をもって廃止される。²⁵⁰ 戦局の悪化が、東京での物産販売の継続を困難にしたと推定される。十八年三月二十三日には、「秋田県食糧検査所処務規程」が制定された。²⁵¹ 前年十二月二十四日の「地方官官制」部分改正により、各府県管内に食糧検査所を設置することが定められていた。²⁵² 食糧検査所は、「食糧管理法」に基づいて主要食糧の検査等を行なうことを目的とした。従前の農産物検査所と比べると、庶務・検査・調査の三係が置かれ各段に整備されている。食糧検査所の機構整備は、戦争の長期化による食糧不足の深刻化を反映している。食糧検査所は県庁内に置かれ、管内七箇所支所に支所が設けられた。²⁵³ また、四月八日に「平沢港修築事務所規程」が廃止されている。²⁵⁴ 翌十九年三月三十日には「船川港務所規程」を廃止し、「秋田県港務所規程」が制定された。²⁵⁵ 船川港務所に加えて、秋田港務所が秋田市土崎港に新設されたためである。²⁵⁶ また、十九年一月八日、「秋田県農業技術員養成所規程」が制定された。²⁵⁷ 農業技術員養成所は農業試験場内に設けられ、養成所長を試験場長が兼務した。戦時下における食糧増産を目的とした技術員養

成だったと考えられる。同年四月十一日には、「秋田県角館樺細工指導所規程」が「秋田県角館木工指導所規程」に改称された。²⁵⁸

警察部の動員関係では、昭和十八年四月十七日、「秋田木船工補導所設置規程」が制定された。²⁵⁹ 補導所は、時局の影響で職業転換をなす者を対象に造船技術を修得させた。戦争による船舶不足が背景であり、軍需産業への技術者動員につながるものである。さらに五月二十二日には、「秋田機械工補導所規程」が制定され、同様の目的で機械技術を修得させた。²⁶⁰ 両補導所は、臨海工業地帯を形成する茨島地区に近い秋田市川尻町に設置された。また、六月二十四日に「秋田県勤労訓練所規程」が制定された。²⁶¹ 勤労訓練所は、秋田市中城町に設置された。管理工場または指定工場の新規徴用者を対象に、事前訓練を施することを目的とした。軍需製品の品質向上を図ったものと考えられる。そして、翌十九年三月十六日、国民職業指導所が国民勤労動員署に改称された。²⁶² 三月一日の「地方官官制」部分改正に対応したもので、初めて「勤労動員」の語が機関名に冠せられた。国民勤労動員署も一応は「職業紹介法」第四条に規定される職業紹介所の扱いだったが、名実ともに総動員体制の下部機関となった。この頃になると、府県の出先機関にも決戦体制が濃厚に反映されるようになる。

さて、総力戦体制から決戦体制へ移行する中、府県を越えた広域行政の組織化が必要とされるようになった。昭和十八年七月一日、「地方行政協議会令」の公布により、全国が九つの広域行政区に編

成される。地方行政協議会は各般の行政の総合連絡調整を目的とし、協議会を設置した府県の知事を会長とした。協議会を構成する委員には、当該地方の県知事ほか、財務局長や税関長、営林局長など国の地方機関の長も含まれている。そして、同日の「戦時行政職権特例」改正により、協議会を設置した都道府県の知事へ、必要時における当該地方県知事の所掌事務に対する指示権が与えられた。東北地方行政協議会においては、宮城県知事が秋田県知事に對し指示を出せる形になった。最終的には本土決戦時における広域行政区の独立指揮体制を目指したものであったが、この段階ではまだ地方官庁の合議体である。協議会は行政官庁の形はとらず、連絡調整のために会長を補佐する主幹が一人置かれたのみだった。が、十一月一日の「戦時行政職権特例」改正により、協議会を設置した都道府県の知事の指示権が、県知事以外の地方官庁の長に對しても拡大された。この後、太平洋戦争の末期に向かうにつれ、広域行政区に関する制度がさらに整備拡充されていくことになる。

c 昭和十九年七月八日部分改正下

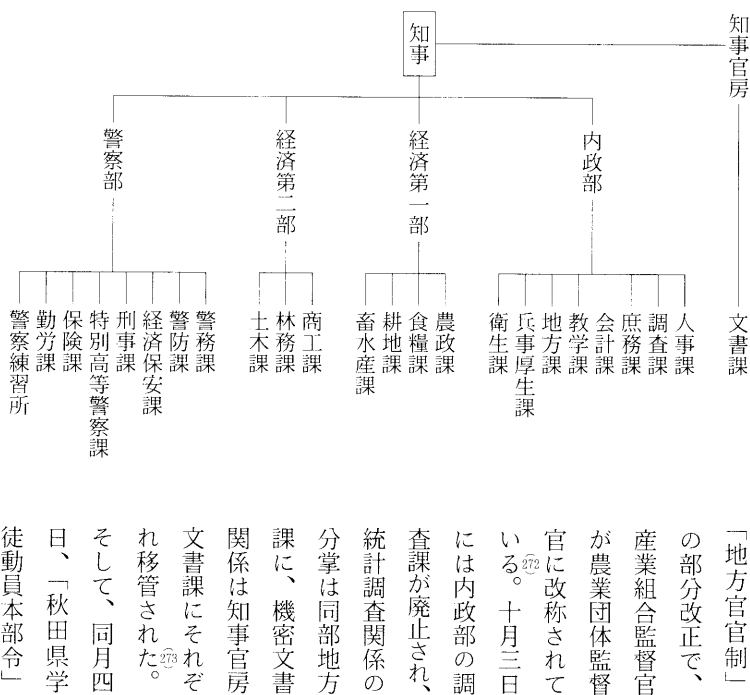
昭和十九年七月八日、「地方官官制」の大規模な部分改正が実施された。府県の職員構成では官房長が廃止され、これに代えて部長の各府県を通した定数が増やされている。府県の機構は、知事官房と内務部・経済部・警察部の三部制に変化しない。しかし、知事官房は人事や会計ほかの分掌を内政部に移管され、権限を大幅に縮小された。官房長の廃止は知事官房の権限縮小に因るものと考えられる。

また、内務大臣の須要で府県を指定して置かれる部は、経済第一部、経済第二部、土木部とされた。経済第一部は、農畜水産、飲食料品、小作関係その他農地利用争議の調停を分掌した。これに對し経済第二部は、林業、商工業、物価、度量衡ほかを分掌した。経済第一部は、食糧増産を重視して農業県を指定して設置された可能性が有る。「地方官官制」の部分改正と同日、「秋田県庁中処務細則」も部分改正された。分課は図7の形である。秋田県は、知事官房と内政部・経済第一部・経済第二部・警察部の四部制になった。経済部に代えて経済第一部と経済第二部が設置されたのは、前述の理由に因ると考えられる。また、昭和十五年一月の機構改編以降、各課の下に置かれていた係が全廃された。十五年の係設置も「地方官官制」に規定されたものでなく、今回も秋田県独自の行政整理と位置付けられよう。ただし、係は廃止されたが、各課の分掌事項は殆ど減らされていない。

各部を見てみると、内政部には知事官房から人事・調査・庶務・会計の四課が移管されている。従前の振興課と軍事厚生課はそれぞれ地方課と兵事厚生課に改称された。また、経済第一部には農畜水産関係、経済第二部には商工、林業、土木関係の課が集められた。警察部の各課には、係の廃止以外の変化は無い。

図7以降の本庁職務分課の変遷をまとめてみたい。まず、昭和十九年八月八日、経済第一部において従前の食糧課と畜水産課が廃止され、食糧水産課と畜産課に再編された。また、九月二十五日に

図7 昭和19年の県の職務分課（7・8改定）



「地方官官制」の部分改正で、産業組合監督官が農業団体監督官に改称されている。²⁷²十月三日には内政部の調査課が廃止され、統計調査関係の分掌は同部地方課に、機密文書関係は知事官房文書課にそれぞれ移管された。²⁷³そして、同月四日、「秋田県学徒動員本部令」²⁷⁴が制定される。

学徒動員本部は内政部教学課内に設置され、県内学徒の動員に関する業務を強力に推進した。本部長は知事、次長は内政部長が兼務し、本部に総務・動員・指導・情報の四部が設けられた。²⁷⁵八月二十三日に公布された「学徒動労令」²⁷⁶を県内で確実に実行するため、機構が

整備されている。翌二十年二月一日、「地方官官制」の部分改正で、労務監督官および労務監督官補に充てる職員として、新たに地方警視および警部が加えられた。²⁷⁷工場の監督に警察官が入ることとなった。また、二月一日には経済第二部に軍需課が新設された。²⁷⁸軍需生産関係の分掌を商工課から分離したもので、決戦体制下での軍需生産の増強が背景にある。さらに三月十日、「知事官房企画室運営要綱」が制定され、知事官房に企画室が設置された。²⁷⁹企画室は、時局事務の推進運用や東北地方行政協議会に関する事務を分掌した。同月二十二日には「臨時戦時災害援護部設置規程」が制定されている。²⁸⁰臨時戦時災害援護部は、「戦時災害保護法」施行その他戦時災害罹災者の援護に関する行政の推進徹底を図った。部長は内政部長が兼務し、総務・連絡の二班が置かれた。また、六月四日、「地方官官制」部分改正により、判任の教学官補が各府県を通して四人配置された。²⁸¹教学官補は地方教学官と同様、秋田県には置かれなかったらしい。また、同月四日、経済第一部において食糧水産課が食糧課と水産課に分離している。同月五日の「地方官官制」部分改正では、各府県に奏任の書記官が配置された。²⁸²書記官は地方事務官の上席に置かれ、府県支庁や地方事務所長に充てられた。

次に、出先機関の処務規程等の変遷は以下の通りである。まず、昭和十九年十月十六日、地方事務所の組織機構が一部改正された。²⁸³さらに、翌二十年四月二十四日に全面改正される。²⁸⁴

内政部の衛生関係では、十九年七月八日に「県立保健所処務規程」

が制定された。⁽²⁸⁵⁾この規程に基づき、二十年にかけて管内各地に県立保健所が設置された。⁽²⁸⁷⁾また、九月二十六日、「健康相談所規程」が廃止された。⁽²⁸⁸⁾同月二十八日には、「秋田県保健所附属保健婦養成所規程」が制定される。⁽²⁸⁹⁾保健婦養成所は、二十二日に秋田市下長町の秋田保健所内に設置された。⁽²⁹⁰⁾戦争による保健婦および看護婦の需要が背景だったと考えられる。保健婦養成所は、翌二十年四月一日、秋田県保健婦学校と改称された。⁽²⁹¹⁾五月一日には「保健婦学校規程」が制定される。⁽²⁹²⁾

経済第一部関係では、昭和二十年三月十日、「秋田県立修鍊農場規程」が廃止され、新たに「青年道場規程」が制定された。⁽²⁹³⁾青年道場は、食糧増産隊員、中等学校生徒、中堅農家青年に対して皇国農民精神を陶冶するとともに、農業の実地訓練を行なうことを目的とした。本場は北秋田郡上大野村、分場は南秋田郡天王村に置かれた。そして、四月十七日に「大野台開墾事務所規程」および「大野台開墾事務所規程」が定められた。⁽²⁹⁵⁾事務所は、青年道場と同じく北秋田郡上大野村に置かれている。大野台開墾事業は、戦時下の食糧増産を目的に進められた可能性が有る。蚕業関係では、二十年七月三十一日に蚕業取締所の支所の管轄区域が一部改正された。⁽²⁹⁶⁾水産関係では、同年四月十日より水産製品試験場が水産試験場とともに、食糧水産課内に移転している。⁽²⁹⁷⁾

経済第二部関係では、昭和十九年十月十九日に「用材検査所規程」が廃止された。⁽²⁹⁸⁾用材検査所は、木炭検査所に統合された可能

性も考えられる。⁽²⁹⁹⁾翌二十年六月八日には「秋田県臨時船川港出張所規程」が制定された。⁽³⁰⁰⁾出張所は、船川港における揚搭作業の推進事務を行なった。

その他、昭和十九年十二月一日、高清水道場に名誉道場長が置かれた。⁽³⁰¹⁾名誉道場長は、道場の運営につき知事の諮問に応じ、また意見を提出した。

最後に、戦争末期における広域行政の変遷をまとめておきたい。昭和二十年二月一日、「地方行政協議会令」の改正により、地方行政協議会の権限が強化されている。⁽³⁰²⁾協議会の目的は、地方における各般行政の「総合連絡調整」から「統一及推進」に改められた。また、必要時の「指示」が「指揮」に改められている。

広域行政の画期は、六月十日の「地方総監府官制」公布である。⁽³⁰³⁾地方行政協議会に替る地方総監府は、地方官庁の合議体ではなく独立した行政官庁として設置された。総監府職員には、地方総監・地方副総監・参事官・秘書官・副参事官・事務官・属が配置された。地方総監は親任、地方副総監と参事官が勅任、秘書官以下事務官までが奏任、属が判任であった。内務大臣が地方総監府を統理した。地方総監には、地方総監府令の発布権、当該地方の陸海軍司令官への出兵要請権、地方官庁の長の命令処分に対する停止権など広範な権限が付与された。東北地方総監府であれば、地方総監が宮城県知事をはじめ六県の知事、その他地方官庁の長を指揮監督する形である。また、「地方総監府官制」と同日に「地方軍需監理局官制」も公布

された⁽³⁰⁴⁾。地方軍需監理局は地方総監の管理に属し、地方における軍需生産を監理した。地方軍需監理局も独立の行政官庁として設置されている⁽³⁰⁵⁾。

地方総監府および地方軍需監理局の設置により、全国は八つの広域行政区に編成された⁽³⁰⁶⁾。アメリカ軍の上陸占領などの事態を予測し、国家行政が分断されても地域ごとに応急措置をとれる体制を目的とした。内務省は地方総監府を通じて国内のあらゆる面を支配し得る体制を完成したのであり、戦時体制の最終形態だったと言える⁽³⁰⁷⁾。しかし、地方総監府がその機能を殆ど発揮しないうち、八月の敗戦を迎えることとなった。

3 占領体制下の県の職務分課

昭和二十年八月十五日の敗戦後、同月末より占領軍が国内各地に進駐し、九月にはGHQが東京に移された。占領軍はGHQの指令・勧告に基づき日本政府が政治を行なう間接統治の方式を採った。地方軍政機構としては、最高指令官―第八軍軍政本部（軍政局）―軍団軍政本部―地方軍政部本部―府県軍政部という命令と監視の体系がつくられた⁽³⁰⁸⁾。末端の府県軍政部は、地方官庁がGHQの占領政策を確実に実施しているかを監視した。秋田県内には九月下旬より占領軍が進駐し、十月二十五日、秋田市の秋田銀行大町支店に第八軍軍政部が設置されている⁽³⁰⁹⁾。

占領体制下では、GHQによって日本の非軍事化と民主化を目指す諸改革が次々と実行された。改革は地方行政にも及び、「地方官

官制」の部分改正を通して「秋田県庁中処務細則」に反映されている。

昭和二十年八月十五日以降、府県の機構再編に関わる「地方官官制」の部分改正は三回実施されている。すなわち、昭和二十一年一月三十一日と昭和二十一年十一月十八日である。本節では、a 昭和二十年八月十五日以降、b 昭和二十一年一月三十一日部分改正下、c 昭和二十一年十一月十八日部分改正下の三項を設けて叙述することとしたい。

a 昭和二十年八月十五日以降

昭和二十一年二月に至るまで、「秋田県庁中処務細則」の機構再編に関わる部分改正は実施されていない。

それまでの本庁職務分課の変遷をまとめてみよう。昭和二十年八月二十三日、内政部の兵事厚生課が厚生課に、経済第二部の軍需課と商工課が工務課と商務課に、警察部の警防課が保安課に改称された⁽³¹⁰⁾。占領軍の進駐前に、戦時色の強い課名を改称したものが見られる。九月十七日には内政部に渉外課が新設された⁽³¹¹⁾。同月十五日に占領軍の先遣隊が秋田市内に入っており、渉外課は占領軍との連絡調整事務を担当した。次いで、九月二十五日、経済第一部において農政課から農産課が分離独立し、従前の耕地課が開拓課に改称された⁽³¹²⁾。また、十月六日、「地方官官制」の部分改正により、国民勤労働員署が勤労署に改称された⁽³¹³⁾。同月十日には、警察部において特別高等警察課が廃止されている。GHQの「自由制限の撤廃についての覚

書」に基づいた処置だった。

また、同日、「秋田県調査室臨時設置規程」が制定された。³¹⁶臨時に知事官房に調査室を設置し、所管行政の調査に関する事務を分掌させた。調査室主任は内政部長が兼務した。十一月十三日には「地方住宅建設本部設置規程」が制定されている。³¹⁷簡易住宅ならび罹災応急住宅用資材および部分品の建設準備の掌理を目的とした。戦争罹災者また復員者や引揚者の住宅難が、県内でも深刻化していた。地方住宅建設本部は内政部に設けられ、総務・管理・資材の三班を置いた。本部長は知事が兼務しており、当時、簡易住宅建設の急務だったことが窺える。

次いで、十二月一日、警察部において経済保安課が民政警察課に改称された。³¹⁸同月二十四日には「地方官官制」が部分改正され、戦時色の残滓が大幅に払拭された。³¹⁹まず、明治以来、府県知事に付与されていた非常緊急時の軍への出兵要請権が削除されている。また、警察部の分掌から動員関係が殆ど削除された。さらに勤労署の分掌が、本来の職業紹介事務に戻っている。この改正に対応し、秋田県では同月二十四日に、警察部から内政部に保険課と勤労課が移管された。³²⁰勤労課の分掌は職業安定を中心としている。また、経済第二部においては、従前の工務課と商務課が商工課に統合された。二十一年一月十六日の「地方官官制」部分改正では、各府県の警察部に監察官を配置している。³²¹従前は主要府県の警察部にのみ配置されていた監察官が秋田県にも置かれるようになった。³²²G H Qによる警察

改革の一環として、内部監察を強化した可能性が考えられる。

次に、出先機関の処務規程等の変遷は以下の通りである。経済第二部関係では、昭和二十年十二月十五日、醸造試験場の位置が秋田市上中島町から同市土崎港町に移転した。³²³警察部の職業関係では、十月三日に「秋田県建築工補導所処務規程」および「秋田県建築工補導所設置規程」が制定された。³²⁴時局の影響で職業転換をする者に對し、建築工の技能を授けることを目的とした。当時の住宅不足が建築工の需要を高めたと推定される。所長は警察部勤労課長、分所長は勤労署長の兼務であった。建築工補導所の設置に伴い、木船工補導所と機械工補導所は九月三十日限りで廃止された。

さて、敗戦後の広域行政の変遷についても整理しておきたい。本土決戦を想定し設けられた地方総監府は、昭和二十年八月以降も暫くの間存続している。G H Qは、占領体制下での地方官庁の統括に広域行政区を必要としたらしい。そして、十一月六日、「地方行政事務局設置制」が公布され、地方総監府に替り地方行政事務局が置かれることとなった。³²⁵地方行政事務局は、地方における各般の行政の総合連絡調整を目的とした。職員に、長官・次長・書記官・事務官・属が置かれた。長官と次長は勅任であり、書記官と事務官が奏任、属が判任である。長官は、地方事務局を設置した都道府県の知事が兼務した。東北地方事務局の場合は、宮城県知事が長官を兼ねる形である。また、長官は当該地方の官庁の長に對し、必要な指示を与えるのみで、地方総監のように令達を発する権限は無かった。

地方行政事務局には地方行政連絡会議が付置され、府県知事その他地方官庁の長で構成された。地方行政事務局は、十八年に地方行政協議会が発足した当時の緩やかな合議体に戻った観がある。

また、「地方行政事務局設置制」と同日に「地方商工処理部臨時設置制」も公布された。⁽²⁶⁾ 地方における電気および発電水力、アルコーおよび石油の専売に関する事務を広域行政で処理することを目的とした。地方総監府の商工関係部門を引き継いでいる。地方商工処理部は、地方行政事務局長官または北海道庁長官の管理下に置かれた。職員構成は、部長・事務官・理事官・技師・属・技手とされた。部長は勅任であり、事務官以下技師までが奏任、属以下が判任である。⁽²⁷⁾ さらに、二十一年一月七日、「地方商工局官制」が公布された。⁽²⁸⁾ 地方商工処理部と従前から有った地方鉱山局を統合し、地方商工局が成立することとなった。地方商工局も、地方行政事務局長官または北海道庁長官の管理に属した。職員には、局長・部長・事務官・理事官・技師・属・技手が置かれた。局長が勅任、部長以下技師までが奏任、属以下が判任である。組織機構としては、商工・鉱山・電力の三部が設けられた。鉱山部を設けたため、各地方商工局に鉱務監督官および鉱務監督官補を設けることも定められた。また、同日の「都庁府県臨時職員等設置制」により、北海・東北・九州の各地方商工局に石炭部を設置することになった。⁽²⁹⁾ さらに、同月三十一日には組織機構が改編され、総務課を商工部の上席に加えている。⁽³⁰⁾

b 昭和二十一年一月三十一日部分改正下

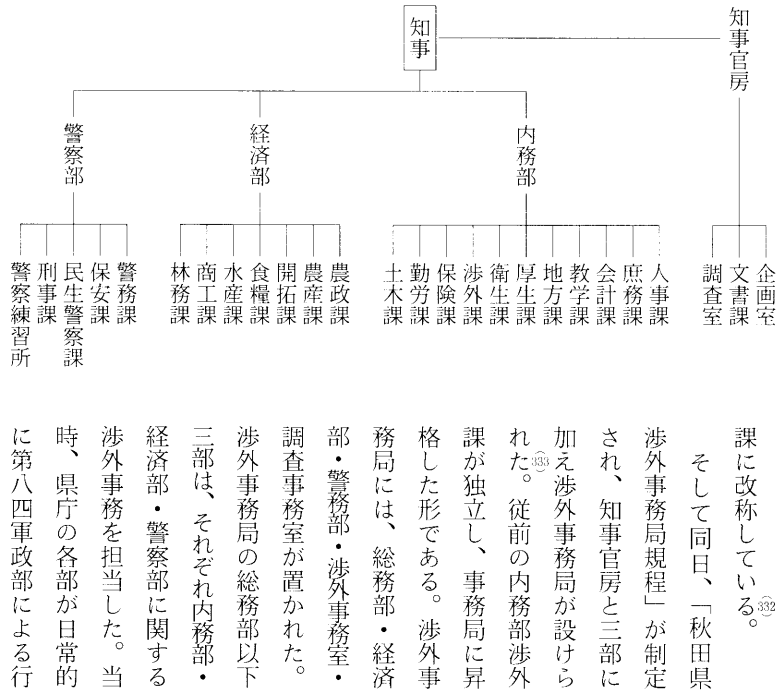
昭和二十一年一月三十一日、「地方官官制」の大規模な部分改正が実施された。府県の職員には、知事・部長・書記官・地方事務官・地方視学官・地方警視・地方小作官・地方技師・視学・属・警部・小作官補・技手・通訳・警部補を置くことが定められた。知事は勅任であり、部長以下地方技師までが奏任、視学以下が判任とされた。戦時体制下で配置された地方祭務官および祭務官補、地方教学官および教学官補は廃止されている。職員構成も、非常時から平時の形に戻った観がある。

府県の機構は、知事官房と内務部・経済部・警察部の三部制を基本とし、内務大臣の須要により府県を指定して、教育民政部、土木部を置くことができた。

「地方官官制」部分改正に対応し、二月一日、「秋田県庁中処務細則」の部分改正が実施された。⁽³¹⁾ 分課は図8の形になった。「地方官官制」に沿った知事官房と内務部・経済部・警察部の三部制である。従前の経済第一部と経済第二部は、経済部に統合された。経済第二部の土木部は、内務部に移管されている。

図8以降の本庁職務分課の変遷は、以下の通りである。まず、昭和二十一年二月九日、知事官房が秘書課と文書課に再編された。また、内務部において教学課を学務課、厚生課を社会課、勤労課を労働課に改称し、渉外課を廃止するとともに調査課を新設した。経済部では農政課を農政開拓課、開拓課を耕地課に改称し、警察部にお

図8 昭和21年の県の職務分課 I (2・1 改定)



政監視を受け、連絡調整事項の多かった様子を窺える。
 次いで、二月十六日、警察部に監察官室が新設された。⁽³³⁴⁾ 監察官室は、警察官吏の監察と教養に関する事務を分掌した。三月十五日には監察官室が教養課に改称され、分掌内容に警察行政に対する民意

いては民政警察課を民政課に改称している。⁽³³²⁾

そして同日、「秋田県

渉外事務局規程」が制定され、知事官房と三部に

加え渉外事務局が設けられた。⁽³³³⁾ 従前の内務部渉外

課が独立し、事務局に昇格した形である。渉外事

務局には、総務部・経済部・警務部・渉外事務局・

調査事務局が置かれた。渉外事務局の総務部以下

三部は、それぞれ内務部・経済部・警察部に関する

渉外事務を担当した。当時、県庁の各部が日常的

に第八四軍政部による行

調査などを加えさらに発展している。⁽³³⁵⁾ GHQによる警察の民主化が反映されている。二月十六日には「秋田県吏員銓衡規程」が全面改正された。⁽³³⁶⁾ また、三月二十日、「地方官官制」の部分改正により労務監督官および労務監督官補が労務官および労務官補に改称されている。⁽³³⁷⁾

そして、四月一日の「各庁職員通則」公布により、官吏の等級が、従前の勅任・奏任・判任から一級・二級・三級の区分に改められた。⁽³³⁸⁾

これに対応し、同日の「地方官官制」部分改正で府県の職員構成が大きく再編されている。⁽³³⁹⁾ 府県の職員は、知事・部長・地方事務官

(二級)・地方事務官(三級)・地方技官(二級)・地方技官(三級)に整理された。視学官・警視・小作官・貿易組合監督官には二級ま

たは三級の地方事務官、警視・青年教育官には二級の地方事務官、警部補には三級の地方事務官、農業団体監督官には二級の地方事務

官か地方技官、商工組合監督官・労務官・建築監督官には二級または三級の地方事務官か地方技官が充てられる形となった。

また、四月十三日に経済部において、従前の農政開拓課と農産課が統合され農務課になった。⁽³⁴⁰⁾ 五月十五日には、警察部で民生課が経

済防犯課に改称された。⁽³⁴¹⁾ 戦後も配給制度の続いた中、食糧物資の闇取引等に対する取締りを強化したものと考えられる。また、同月十六日、「秋田県警察監察規程」が全面改正された。⁽³⁴²⁾ これも、警察民

主化の一環に位置付けられよう。監察官には警察部教養課長が充て

られた。

六月十五日には、勅令により「地方世話部官制」が公布された。⁽³⁴⁾

地方世話部は都道府県知事の管轄下に置かれ、軍人および軍属の身上取扱いや家族等に対する俸給その他給与の留守宅渡送金に関する事務を行なった。地方世話部の位置、名称、管轄区域は内務大臣が定めた。職員には、部長・地方事務官（二級）・地方事務官（三級）が配置されている。陸海軍の解体後、元軍人および軍属と家族に対する生活保障も地方行政の重要な業務になったと考えられる。

また、十月十八日、「医科大学建設準備事務局臨時設置規程」が制定されている。⁽³⁴⁾戦後すぐの時点で、県内に医科大学を建設する具体的な動きが有ったことが分かる。準備事務局は内務部の中に設けられ、秋田県立医科大学設置準備会の事務を行なった。同月二十六日には、警察部において保安課が公安課に改称されている。⁽³⁴⁾

さて、出先機関の処務規程等の変遷は以下の通りである。昭和二十一年五月二十一日、地方事務所の組織機構が一部改正され、係名と分掌から戦時色を払拭している。⁽³⁷⁾内務部の職業関係では、三月九日に「勤労署分署設置規程」⁽³⁴⁾、七月二十日に「勤労署処務規程」⁽³⁴⁾が制定された。また、六月二十二日、「秋田県職業補導所処務規程」および「秋田県職業補導所設置規程」⁽³⁵⁾が定められている。職業補導所は、離職、復員、引揚げ、戦災等による失業者などに、建築、家具、建具、樺細工ほかの知識と技能を授けることを目的とした。職業補導所の設置により、従前の建築工補導所は廃止された。失業者数の増加が、建築以外の多様な技能指導を必要にしたと考えられる。

所長は内務部労働課長が兼務した。その他、三月三十日に「秋田県自治講習所規程」⁽³⁵⁾が改正された。自治講習所の目的は、従前の市町村吏員の養成と訓練から、地方自治の振興へと転換された。所長は内務部長、副所長は同部地方課長の兼務である。GHQによる地方自治の推進を反映していたと言えよう。同日、「秋田県高清水道場規程」⁽³⁵⁾が廃止された。自治講習所は、秋田市寺内の旧高清水道場の建物を利用している。また、四月九日、「秋田県青年学校女子教員臨時養成所規程」⁽³⁵⁾が制定された。養成所は学務課内に置かれ、所長は内務部長、副所長は学務課長が兼務した。戦後の社会教育振興に対し、県内の専門教員が不足していた状況を窺い知れる。

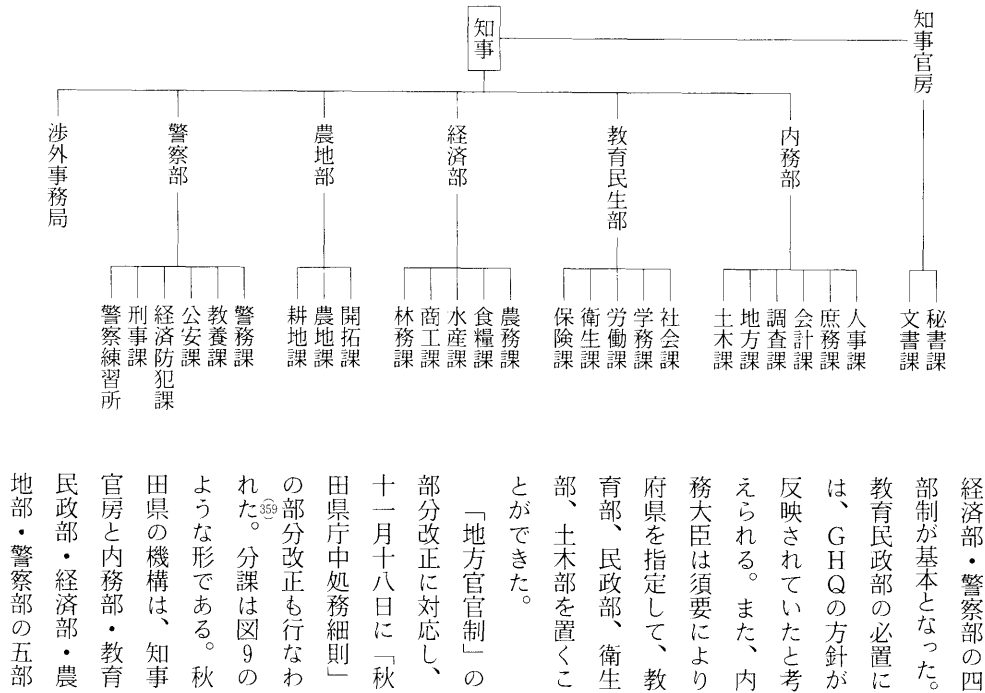
経済部関係では、三月三十日、「秋田県醸造試験場規程」⁽³⁵⁾が廃止され、新たに「秋田県食品試験場規程」⁽³⁵⁾が制定された。食品試験場は、醸造および食品加工に関する試験ほかを分掌した。また、同日、「秋田県食糧検査所処務規程」⁽³⁵⁾が改正された。主要食糧の検査や需給計画など分掌が充実され、機構も整備されている。⁽³⁷⁾当時の食糧不足の深刻化を背景とした改正だったろう。四月十六日には、各地方事務所の管内に薪検査出張所が設置された。⁽³⁵⁾

c 昭和二十一年十一月十八日部分改正下

昭和二十一年十一月十八日、「地方官官制」の大規模な部分改正が実施された。府県の機構再編としては、前回からわずか一〇か月足らずである。

この改正により府県の機構は、知事官房と内務部・教育民政部・

図9 昭和21年の県の職務分課Ⅱ（11・18改定）



制に渉外事務局を加えた形となった。農地部の設置は、同日の「都庁府県等臨時職員設置制」改正に基づいている。³⁶⁰ 農地部は、農地関係の調整、自作農創設特別処置、開拓、耕地復旧に関する事務を分掌した。十月三十一日、GHQの勧告をうけて「自作農創設特別措置法」が公布されていた。³⁶¹ 農地部の臨時設置は、同法に基づく第二次農地改革の推進を目的にしたと考えられる。農地部には経済部から耕地課が移管され、また教育民生部には内務部から社会・学務・労働・衛生・保険の五課が移管されている。

十一月十八日には「秋田県渉外事務局規程」も改正され、渉外事務局に教育民生部と農地部が新設された。³⁶² 県庁の機構再編に対応したものである。

では、図9以降の本庁職務分課の変遷をまとめてみよう。昭和二十一年十二月二十七日、「地方官官制」の部分改正により、内務大臣の須要で府県を指定して置ける部に労働部が加えられた。³⁶³ これは秋田県の機構に影響していない。が、同日、従前の内務部土木課が土木部に昇格し、監理・道路・河港の三課を設けている。³⁶⁴ 土木部の設置は、内務大臣の指定によるものである。これにより秋田県の機構は、知事官房と六部制に渉外事務局の形になった。同時に「秋田県渉外事務局規程」も改正され、渉外事務局に土木部が新設されている。³⁶⁵ また、二十二年四月十九日には、教育民生部において従前の労働課が労政課と職業課に分離した。³⁶⁶ 労政課の分掌は、労働団体や労働委員会および「労働関係調整法」³⁶⁷ 施行に関する事務などで非常

に充実した内容である。GHQによる労働政策の推進が反映されている。二十一年に「労働組合法」⁽³⁶⁵⁾、二十一年に「労働関係調整法」⁽³⁶⁶⁾、そして二十二年に「労働基準法」⁽³⁶⁷⁾が公布されていた。一方、職業課は、従前の労働課の分掌をほぼ引き継いだ。

次に、出先機関の処務規程等の変遷は以下の通りである。昭和二十二年三月一日、地方事務所に農地課が新設された⁽³⁶⁸⁾。前年十一月十八日の県庁機構再編に対応したものである。地方事務所の農地課は、各郡内の農地改革を推進する役割を果たしと考えられる。教育民生部関係では、二十二年四月五日、「秋田県職業補導所規程」が「職業補導所処務規程」に改正された⁽³⁶⁹⁾。所長は、労働課長または勤労署長の兼務とされた⁽³⁷⁰⁾。職業補導所は管内三箇所に設置されている⁽³⁷¹⁾。同月八日には、「地方官官制」の規定に基づき、労政事務所が管内八箇所に設置された⁽³⁷²⁾。労政事務所は、地方における労働政策の実施機関となった。農地部関係では、二十一年十二月十四日、「大野台開墾事務所規程」が「県営開墾事務所規程」に改称された⁽³⁷³⁾。同日、この規程に基づき県営御助開墾事務所が由利郡西滝沢村に設置された⁽³⁷⁴⁾。県営開墾事務所は、大野台と合わせ二箇所に置かれることになった。

二 「地方自治法」の施行と県庁の職務分課の再編

昭和二十二年四月十七日、「地方自治法」⁽³⁷⁵⁾が公布され、「東京都市制」および「道府県制」、「市制」および「町村制」は廃止された。これ

により、官治的で不完全な自治体だった都道府県は、市町村と同じ普通地方公共団体になった⁽³⁷⁶⁾。

「地方自治法」の第七章執行機関は、都道府県の知事および職員構成、組織機構について規定している。「地方官官制」に替り、新たな地方制度の基準になったと言えるだろう。まず、都道府県の知事は、住民の直接投票による公選で任期四年と定められた。「地方官官制」における府県知事が内務大臣の指揮監督下の勅任官であったことは、決定的に異なる。知事の下には、副知事・出納長・出納長が置かれた。副知事の任期は四年である。また、都道府県および市町村の普通地方公共団体に置かれる吏員は、事務吏員・技術吏員・教育吏員・警察吏員の四種類に区分された。その他、都道府県には任期四年の監査委員も置かれた。

都道府県の組織機構は、総務部・民生部・教育部・経済部・土木部・農地部・警察部の七部制を基本とした。知事は、局部の下に必要な課を設けることができた。また、必要の有る時は条例を制定して、局部を分合したり事務の配分を変更することも可能であった。

都道府県の支庁または地方事務所の位置、名称、所管地域は条例で定めることとされた。これにより、「地方自治法」施行後も地方事務所が存続することになる。

さて、昭和二十二年五月三日の「地方自治法」施行を控え、四月五日に第一回統一地方選挙が実施された。秋田県では、蓮池公暎が初の公選知事となった。そして、「地方自治法」の施行とともに、

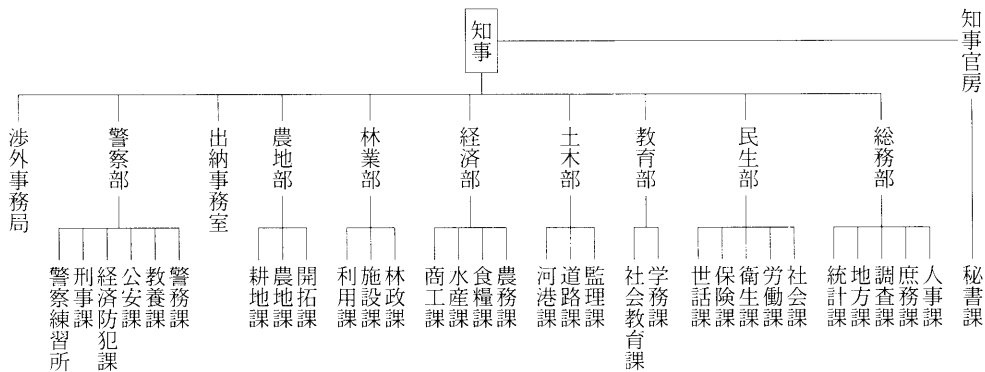
秋田県における県庁機構の再編が始まる。

まず、五月三日、「地方自治法」第七章の規定に基づき、従前の内務部が総務部に改称された。⁽³⁷⁹⁾ 局部の分合には条例の制定を要したため、教育民生部は未だ教育部と民生部に分かれていない。この時、教育民生部に世話課が新設されている。世話課は元軍人および軍属の生死調査や身分資格証明、恩給、復員関係などを分掌した。その後、七月十四日には「出納事務室設置規程」が制定され、出納長のもとに出納事務室を置いた。⁽³⁸⁰⁾ 出納事務室の設置により、総務部の会計課が廃止されている。⁽³⁸¹⁾

そして、七月二十六日、「秋田県民生部、教育部および林業部設置等に関する条例」が県議会の決議を経て公布された。⁽³⁸²⁾ 「地方自治法」第七章で規定された形に、県庁の組織機構を再編することが条例の目的であった。林業部は「地方自治法」に規定の無い秋田県独自の部である。秋田県の森林資源と戦後の用材需用が結び付き設定されたと考えられる。しかし、七月二十六日の条例は、林業部に関する条項を除いた形で公布された。林業部の設置に準備期間を要したためではないかと思われる。

条例公布の同日、「秋田県庁中処務細則」も部分改正され、組織機構の改編が行なわれた。⁽³⁸³⁾ 条例に対応し、従前の教育民生部が民生部と教育部に分離した。民生部には、社会・労働・衛生・保険・世話の五課が移管されている。教育部には学務課が移管された他、社会教育課が新設されている。社会教育課は、昭和十八年九月八日に

図10 昭和22年の県の職務分課（9・1改定）



廃止されて以来の復活であり、分掌内容も整備拡充された。政府の社会教育重視の政策を反映している。⁽³⁸⁴⁾ その他、知事官房において秘書課が廃止され、分掌を総務部調査課に移管している。総務部においては、調査課から統計課が分離独立した。調査課の分掌では、元正規陸海軍将校調査や公職適否調査、民論調査などが目立つものである。

七月二十六日の条例のうち、林業部に関する事項は九月一日に公布された。⁽³⁸⁵⁾ これに基づき、同日、経済部から林務課を削除し、林業部が設置された。⁽³⁸⁶⁾ 林業部の独立は、明治以降の県庁職務分課の変遷

では初めてであった。以降、林政関係の部の設置は、森林資源をもつ秋田県の特徴として続くことになる。林業部には、林政・施設・利用の三課が置かれた。林政課は、薪炭の生産配給や林業用資材物資の配給、林業団体の指導監督などを分掌した。施設課は造林種苗、林野保護、森林土木など、利用課は木工を分掌している。

こうして、昭和二十二年九月一日の時点で、「地方自治法」に基づいた秋田県の機構再編は完了した。分課は図10のような形である。秋田県は、知事官房と総務部・民生部・教育部・土木部・経済部・林業部・農地部・出納事務室・警察部・渉外事務局の八部一室一局制になった。翌二十三年には、公選制教育委員会制度により秋田県教育委員会が発足し、教育部の廃止となる。また、「警察法」⁽³⁸⁷⁾の施行で国家地方警察秋田県本部が発足し、警察部も廃止されることになる。「地方官官制」から「地方自治法」に基づく組織機構への移行は二十二年九月までに完了したが、教育および警察行政については、国家の制度改革によって以後も若干の紆余曲折があった。

結びにかえて

以上、紙幅を大きく取ったが、大正末年から昭和二十二年までの県庁の職務分課の変遷をたどってきた。課系の設置や職務規程の内容には、国家や社会の状況、また組織編成上の必然性や要請が有機的に関わってくる。本稿で対象とした期間は、戦時体制およびGH

Qによる占領体制の時代を含み、国家や社会の急激な状況変化が県庁の組織機構に大きな影響を及ぼしたことを確認できる。府県をはじめ多くの行政機関は、その機能の継続期間の中で平時ばかりでなく戦争等の非常時も経験している。行政機関の文書群を整理する際、平時と非常時では組織性の内的秩序が大きく変化することに留意すべきであろう。

さて、高橋務氏の研究⁽³⁸⁸⁾を引き継いだ後、本稿をもって、明治六年から昭和二十二年まで、秋田県庁の職務分課の変遷について整理を一応終えることとなる。これによって、「地方自治法」以前の地方制度下で作成された近代の秋田県庁文書群につき、出所の組織機構を一通り明らかにできた。高橋論文の発表から既に九年が経過しており、研究の遅れを深くお詫び申し上げたい。また、前稿での誤記等については註記にて訂正させて戴きたい。⁽³⁸⁹⁾

昭和二十二年以降、「地方自治法」下における県庁職務分課の変遷の整理については今後の課題とし、一先ずここで筆を擱くこととする。

註

- (1) 『秋田県公文書館研究紀要』第九号（『秋田県公文書館研究紀要』第九号 二〇〇三年）
- (2) 『国史大辞典』第九卷（吉川弘文館、一九八八年）四四三頁
- (3) 拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」

- (4) 『国史大辞典』第七卷（吉川弘文館、一九八六年）六六二～六六三頁
- (5) 拙稿「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」『秋田県公文書館研究紀要』第七号 二〇〇一年
- (6) 『秋田県史』資料明治編上（秋田県、一九六〇年）三四〇～三四八頁
- (7) 秋田県立秋田図書館、一九七二年
- (8) 明治二十三年十月十一日、同二十六年十月三十一日、同三十八年四月十九日、大正二年六月十三日、同十五年六月四日
- (9) 「臨時資金調整法」（昭和十二年九月十日法律第八六号）、「軍需工業動員法適用法」（同法律第八八号）、「輸出入品等臨時措置法」（同法律第九二号）国家の法令は全て『法令全書』または『官報』を参照した。以下、出典は特に断らない限りこれらによる。
- (10) 『国史大辞典』第四卷（吉川弘文館、一九八四年）二八～二九頁
企画院は、第一次近衛内閣のもと企画庁と資源局を統合して設置され、大幅な権限を持つ戦時経済統制推進の中枢機関に改編された。生産力拡充四か年計画や物資動員計画の立案をはじめとして、経済の全分野における国家動員計画の立案にあたり、いわゆる経済参謀本部として戦時国家統制の確立に重要な役割を果たした。
- (11) 昭和十三年四月一日法律第五五号
- (12) 昭和十年一月十九日勅令第四号
- (13) 昭和十五年六月四日勅令第一四七号
- (14) 拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」
- (15) 訓令甲第三七号（大正十五年六月二十九日「秋田県報」号外）
- (16) 『秋田県史』第六卷 大正昭和編（秋田県、一九六五年）五五二～五五三頁
- (17) 同右
- (18) 県令第一号、第二号、第三号（昭和元年十二月二十六日「秋田県報」

- (19) 明治三十二年三月十六日法律第六四号
号外）
- (20) 「地方待遇職員令」は、大正九年八月十一日勅令第二四八号で公布された。地方待遇職員は、形式的には国の官吏であり職務についても国の官庁の指揮監督に服したが、経済的には地方自治体から俸給を受け取った。そのため、身分も普通の国の官吏とは区別され、むしろ地方自治体の職員と言える。（伊藤隆監修・百瀬孝著『事典昭和戦前期の日本―制度と実態―』吉川弘文館 一九九〇年 九二～九三頁）大正九年八月十一日、「地方待遇職員令」に基づき、「道路管理職員制」（勅令第二四五号）、「地方土木職員制」（勅令第二四六号）、「地方産業職員制」（勅令第二四七号）が公布された。これ以降も勅令により、地方測候所職員、庁府県衛生職員、地方社会事業職員などの地方待遇職員が府県に設置されていた。
- (21) 昭和三年三月九日勅令第二四号
- (22) 訓令甲第五〇号（昭和三年七月七日「秋田県報」号外）
- (23) 『国史大辞典』第十卷（吉川弘文館、一九八九年）三三三頁
さががけ新書『近代の秋田』（秋田魁新報社、一九九一年）一八九～一九〇頁 秋田県では、タネマキストの今野賢三や秋田労農社の近江谷友治、畠山松治郎らを中心に各地に政治研究会の支部が結成され、大正十五年九月に労働党秋田県支部の発会式に至った。昭和二年九月の府県会議院選挙（第一回普通選挙）では、既成政党に対し無産政党の組織化の動きが起き、雄勝郡選挙区で労働党候補の入江五郎が下馬評を裏切る形で当選した。
- (24) 訓令甲第三九号（昭和四年七月一日「秋田県報」号外）
- (25) 訓令甲第五四号（昭和四年八月一日「秋田県報」号外）
- (26) 昭和四年七月三十一日勅令第二四五号
- (27) 大正十一年四月二十二日法律第七〇号 「健康保険法」は労働者の生活を守ることを目的とした最初の社会保険法。関東大震災のため
- (28)

- 施行が遅れ、昭和二年に全面実施となった。『国史大辞典』第五巻
吉川弘文館 一九八五年、一四三頁
- (29) 昭和四年四月十五日法律第五号「府県制」中改正
訓令甲第一五号（昭和七年四月十八日「秋田県報」号外）
- (30) 訓令甲第三三三号（昭和七年九月一日「秋田県報」号外）
- (31) 『秋田県教育史』第六巻 通史編二（秋田県教育委員会、一九八六年）二七四～二七五頁 当時、社会的経済的問題の多発への対策として、成人教育講座等の開設が奨励されていた。
- (32) 昭和七年十月六日勅令第三〇四号
昭和七年九月六日法律第二五号
- (33) 『国史大辞典』第七巻 四八五頁
- (34) 訓令甲第四一四号（昭和七年十二月二十三日「秋田県報」号外）
- (35) 訓令甲第四四号（昭和八年二月四日「秋田県報」号外）
- (36) 訓令甲第三九号（昭和九年十二月十八日「秋田県報」第八一二号）
- (37) 訓令甲第五四号（大正十五年六月三十日「秋田県報」号外）
- (38) 訓令甲第九号（大正十三年三月二十八日「秋田県報」第一一五八号）
- (39) 「土木課員郡駐在規程」
- (40) 花輪（鹿角郡）、鷹巣（北秋田郡）、能代（山本郡）、土崎（南秋田郡）、秋田（秋田市、河辺郡、由利郡のうち雄物川筋）、本荘（雄物川筋を除く由利郡）、横手（平鹿郡）、湯沢（雄勝郡）の九土工区事務所
- (41) 訓令甲第三六号、告示第二〇五号（昭和二年六月二十一日「秋田県報」第四八号）
- (42) 訓令甲第二八号、告示第二九七号（昭和七年六月十七日「秋田県報」号外）
- (43) 『秋田県史』第六巻 大正昭和編 三八三頁
- (44) 鹿角、北秋田、山本、南秋田、河辺、由利、仙北、平鹿、雄勝の九財務出張所
- (45) 県令第二九号（昭和六年五月二十日「秋田県報」号外）
- (46) 告示第二五七号（同）
- (47) 県令第二二二号、訓令甲第五号（大正十五年四月十七日「秋田県報」号外）
- (48) 告示第一一九号（同）
- (49) 『秋田県土地改良史』（秋田県土地改良事業団体連合会、一九八五年）一三四～一三六頁
- (50) 県令第五四号（昭和九年八月十八日「秋田県報」号外）
- (51) 『国史大辞典』第十一巻（吉川弘文館、一九九〇年）三六〇頁、
- (52) 『秋田県教育史』第六巻 四三六、六二四頁
- (53) 告示第四三六号（昭和九年八月十八日「秋田県報」号外）
- (54) 訓令甲第二九号（昭和九年九月二十一日「秋田県報」第七八七号）
- (55) 県令第五五号（昭和七年十月四日「秋田県報」第五八七号）
- (56) 『秋田県史』第六巻 大正昭和編 五二九頁
- (57) 告示第四八一号（昭和七年十月四日「秋田県報」第五八七号）
- (58) 訓令甲第六号（昭和八年三月三日「秋田県報」号外）
- (59) 拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」
- (60) 告示第一一四号（昭和二年四月八日「秋田県報」第二七号） 花館孵化場（仙北郡花館村）、田沢湖孵化場（仙北郡田沢村）、強首孵化場（仙北郡強首村）、沼館孵化場（平鹿郡沼館村）、矢島孵化場（由利郡矢島村）、直根孵化場（由利郡直根村）、栗山池孵化場（由利郡上郷村）、岩見川孵化場（河辺郡川添村）
- (61) 県令第七号、訓令甲第九号（昭和八年三月二十四日「秋田県報」第六三四号）
- (62) 訓令甲第一六号（昭和二年三月三十一日「秋田県報」号外）
- (63) 告示第一五二二号（昭和二年五月三日「秋田県報」第三四号）
- (64) 『秋田県史』第六巻 大正昭和編 六三三～六三四頁
- (65) 告示第一一七号（昭和四年三月二十六日「秋田県報」第二二七号）

- (66) 訓令甲第二〇号 (昭和六年五月二十二日「秋田県報」第四四七号)、『秋田県史』第六卷 大正昭和編 六三四頁
- (67) 告示第三〇六号 (昭和九年五月二十五日「秋田県報」第七五三号)
- (68) 告示第一二四号 (昭和八年三月二十八日「秋田県報」第六三五号)
- (69) 告示第一六二二号 (昭和八年四月十四日「秋田県報」第六四〇号)
- (70) 告示第一八一号 (昭和八年四月二十一日「秋田県報」第六四二二号)
- (71) 県令第九号 (昭和七年二月九日「秋田県報」号外)
- (72) その後、大正六年告示第四五八号 (大正六年十一月一日「秋田県報」第五三六号)により、薬工品検査所の本所が県庁内に置かれ、大館支所 (北秋田郡、鹿角郡)、能代支所 (山本郡、土崎支所 (秋田市、南秋田郡、河辺郡)、本荘支所 (由利郡)、大曲支所 (仙北郡)、横手支所 (平鹿郡)、湯沢支所 (雄勝郡) が地方に置かれた。支所の下には派出所が置かれている。
- (73) 大正六年告示第一四六号 (大正六年三月三十一日「秋田県報」号外)により、穀物検査所の本所が県庁内、大館支所 (北秋田郡、鹿角郡)、能代支所 (山本郡)、土崎支所 (秋田市、南秋田郡、河辺郡)、本荘支所 (由利郡)、大曲支所 (仙北郡)、横手支所 (平鹿郡)、湯沢支所 (雄勝郡) が地方に置かれていた。支所のレベルでも穀物検査所が薬工品検査所の事務を兼務する体制だったと推定される。
- (74) 告示第六三号 (昭和九年二月十二日「秋田県報」号外)
- (75) 県令第一〇号 (同)
- (76) 告示第一二二〇号 (昭和四年三月二十六日「秋田県報」号外)
- (77) 『秋田県史』第六卷 大正昭和編 五七五〜五七八頁
- (78) 県令第五七号 (昭和九年九月十一日「秋田県報」第七八四号)
- (79) 県令第二九号 (大正十三年三月三十一日「秋田県報」号外)
- (80) 告示第一四六号 (昭和十年四月九日「秋田県報」第八四二二号)
- (81) 海原徹『日本史小百科 学校』改訂新版 (東京堂出版、一九九六年二〇一〜二〇三頁)
- (82) 告示第五一六号 (昭和九年十月九日「秋田県報」号外)
- (83) 告示第三一四号 (大正十五年十月十六日「秋田県報」号外)
- (84) 告示第三五〇号 (昭和八年七月三十一日「秋田県報」号外)
- (85) 告示第四九八号 (昭和九年九月二十五日「秋田県報」第七七八号)
- (86) 訓令甲第三号 (昭和十年二月六日「秋田県報」号外)
- (87) 訓令甲第二〇号 (昭和十年五月三十一日「秋田県報」第八五七号)
- (88) 訓令甲第二七号 (昭和十年八月二日「秋田県報」第八七五号) これ以前に、明治三十三年訓令甲第八八号「警察巡視規程」(明治三十三年五月二十五日「秋田県報」第一四六四号)、大正五年訓令甲第六号「警察巡視規程」(大正五年二月十二日「秋田県報」第三五九号)があった。
- (89) 訓令甲第三四号 (昭和十年十月一日「秋田県報」号外)
- (90) 拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」
- (91) 昭和十一年八月二十九日勅令第二八五号
- (92) 明治三十九年五月十八日勅令第一〇六号「東京府小笠原島水産事務ニ関スル臨時職員設置ノ件」、大正六年十二月一日勅令第二二二号「拓殖及森林事務ニ従事セシムル為北海道庁ニ臨時職員増置ノ件」、昭和八年九月二十七日勅令第二五三三号「沖繩県振興事務ニ従事セシムル為沖繩県ニ臨時職員増置ノ件」、昭和十年九月二十一日勅令第二七八号「鹿児島県大島郡振興事務ニ従事セシムル為鹿児島県ニ臨時職員増置ノ件」
- (93) 県令第三二二号、訓令甲第二六号 (昭和十一年七月十四日「秋田県報」号外)
- (94) 県令第二二二号 (昭和十一年三月三十一日「秋田県報」第九四二二号)
- (95) 告示第二二八号 (昭和十一年三月十三日「秋田県報」第九三七号)
- 大曲土木事務所は仙北郡 (横手川筋を除く)、横手土木事務所は仙北郡のうち横手川筋・平鹿郡 (皆瀬川筋および成瀬川筋を除く)・雄勝郡のうち雄物川筋中皆瀬川合流点より下流、湯沢土木事務所は

平鹿郡のうち皆瀬川筋および成瀬川筋・雄勝郡（雄物川筋中皆瀬川合流点より下流を除く）を管轄

- (96) 訓令甲第三六号（昭和十年十一月二日）「秋田県報」第九〇七号）

- (97) 『秋田県土木史』第二巻（秋田県土木部監修、社団法人秋田県建設技術センター、一九九〇年）二七六頁

- (98) 告示第五五六号（昭和十年十一月二十二日）「秋田県報」第九〇七号）

- (99) 訓令甲第三二二号、告示第五二五号（昭和十一年十月六日）「秋田県報」号外）

- (100) 『秋田県土地改良史』一四八頁

- (101) 告示第五二八号（昭和十一年十月九日）「秋田県報」第九九七号）

- (102) 告示第一五五号、訓令甲第一三三号（昭和十一年三月三十一日）「秋田県報」号外）

- (103) 訓令甲第五号（昭和十二年四月十三日）「秋田県報」第一〇四七号）

- (104) 県令第一四号、告示第二二四号（同）

- (105) 告示第一五六号（昭和十一年三月三十一日）「秋田県報」号外）

- (106) 告示第一六三三号（昭和十一年四月四日）「秋田県報」第九四三三号）

- (107) 告示第五四六号（昭和十一年十月十六日）「秋田県報」号外）

- (108) 告示第二〇七、二〇八号（昭和十二年四月九日）「秋田県報」第一〇四六号）

- (109) 告示第三二四号（昭和十二年四月十三日）「秋田県報」第一〇四七号）

- その後、告示第二七六号（昭和十二年五月十八日）「秋田県報」第一〇五七号）により工業試験場は物産館内から秋田市川尻町へ移転した。

- (110) 告示第一八三、一八四号（昭和十二年三月三十一日）「秋田県報」号外）

- (111) 告示第一八五号（同）

- (112) 県令第二二二号（昭和十一年三月三十一日）「秋田県報」第九四二二号）

- (113) 告示第三三〇号（昭和十年七月三十日）「秋田県報」第八七四号）

- (114) 告示第二三三三号（昭和十一年五月一日）「秋田県報」第九五一号）

- (115) 告示第五七七号（昭和十一年十一月四日）「秋田県報」第一〇〇四号）

- (116) 昭和十七年十一月一日勅令第七六八号

- (117) 昭和十八年十一月一日勅令第八三八号

- (118) 昭和十九年七月八日勅令第四三四号

- (119) 訓令甲第一号（昭和十五年一月十二日）「秋田県報」号外）

- (120) 訓令甲第四号（昭和十六年二月三日）「秋田県報」号外）

- (121) 訓令甲第二五号（昭和十七年七月一日）「秋田県報」号外）

- (122) 昭和十二年九月十一日勅令第四八六号

- (123) 昭和十二年八月十四日法律第七四号

- (124) 訓令甲第二四号（昭和十二年十月十五日）「秋田県報」第一一〇〇号）

- (125) 訓令甲第二五号（昭和十二年十一月九日）「秋田県報」第一一〇七号）

- (126) 昭和十三年二月一日勅令第六六号

- (127) 『国史大辞典』第六卷 五一八頁

- (128) 訓令甲第二七号（昭和十三年六月七日）「秋田県報」号外）

- (129) 訓令甲第三三三三号（昭和十三年七月六日）「秋田県報」号外）

- (130) 訓令甲第三七号（昭和十三年七月二十日）「秋田県報」号外）

- (131) 『国史大辞典』第八卷 四二六、四二七頁、『同』第五卷 六九二頁

- (132) 訓令甲第一五号（昭和十四年四月二十七日）「秋田県報」第一三〇九号）

- 昭和十四年の国勢調査は、商業、旅館、飲食店、寄宿舎、病院などを臨時に調査した。（『国史大辞典』第五卷 六六四頁）

- (133) 訓令甲第一七号（昭和十四年四月二十八日）「秋田県報」号外）

- (134) 昭和十四年一月七日勅令第七号

- (135) 「賃金統制令」（昭和十四年三月三十一日勅令第二二八号）、「国民徴用令」（昭和十四年七月八日勅令第四五一号）、「地代家賃統制令」（昭和十四年十月十八日勅令第七〇四号）、「賃金臨時措置令」（昭和十四年十月十八日勅令第七〇五号）、「青少年雇入制限令」（昭和十

(136) 五年二月一日勅令第三六号)等が「地方官官制」に反映されている。
訓令甲第二一号(昭和十四年五月二十三日「秋田県報」第一三二〇号)

(137) 『秋田県近代総合年表』(無明舎出版、一九八八年)一七八頁

(138) 昭和十四年十月十一日勅令第六六九号

(139) 『国史大辞典』第八卷 二五〇頁

(140) 訓令甲第三六号(昭和十三年七月十六日「秋田県報」第一九二号)

(141) 昭和十三年六月二十九日勅令第四五〇号

(142) 『国史大辞典』第四卷 七〇九頁、『同』第五卷 三二〇頁

(143) 告示第四六五号(昭和十四年六月二十九日「秋田県報」第一三三六号)

(144) 告示第四六四号() 同

(145) 訓令甲第三号(昭和十二年三月二十六日「秋田県報」第一〇四二号)

(146) 訓令甲第一一号(昭和十三年三月二十二日「秋田県報」号外)

(147) 告示第一二五号() 同 船

(148) 川港務所は、南秋田郡船川港町、脇本村、南磯村を管轄した。

(149) 告示第一七九号(昭和十三年四月十六日「秋田県報」第一一五二号)

(150) 告示第六五八号(昭和十二年十二月二十七日「秋田県報」号外)、

昭和十三年「秋田県職員録」

(151) 『秋田県土木史』第三卷 四六〇〜四六五頁 秋田運河は戦後の昭和二十四年に完工した。

(152) 訓令甲第一九号(昭和十二年九月二十四日「秋田県報」第一〇九四号)

(153) 告示第四九〇号() 同

(154) 告示第四九三号(昭和十二年九月二十五日「秋田県報」号外) 当

時、天王村では住民の大半が漁業に従事し、漁業不振による出稼ぎ

者増加が深刻化していた。二田は儀村長が県議時代に強く働きかけ、

住民に一定の耕地を与えるべく、天王村から大久保町にまたがる運

池はか十数箇所の池沼干拓を実現させた。(『天王町史』天王町役場一九七四年、四〇八〜四〇九頁)

(154) 訓令甲第二〇号(昭和十二年四月二十八日「秋田県報」第一一五七号)

(155) 告示第一八七号() 同

(156) 告示第一八九号() 同

(157) 用務区域は、仙北郡神代村、白岩村、豊岡村、長信田村、横沢村、

千屋村、畑屋村、六郷町、飯詰村、金沢町、角館町。

(158) 『秋田県土地改良史』一〇四六頁

(159) 告示第三六一号(昭和十四年四月四日「秋田県報」第二二九八号)

用務区域は、仙北郡田沢村、白岩村、神代村、豊岡村、豊川村、角

館町、長野村、横沢村。

(160) 『秋田県土地改良史』一八八頁 玉川毒水の農業用水としての除毒

のため、昭和十四年より三か年にわたる県営工事が実施された。毒

水を塩焼土管で導水し、所々に耐性レンガを貼ったコンクリート溜

槽を造り、これにより支管で地中に導入した。

(161) 県令第六号(昭和十三年二月一日「秋田県報」第一二二九号)

(162) 告示第五四六号(昭和十四年八月十九日「秋田県報」号外)

(163) 告示第六四四、六四五号(昭和十二年十二月二十一日「秋田県報」第一一九号)

(164) 『秋田県史』第六卷 大正昭和編 四六九〜四七一頁

(165) 訓令甲第三一号(昭和十三年六月二十八日「秋田県報」第一一八三

号)

(166) 告示第三一号(昭和十三年六月二十八日「秋田県報」第一一八三号)

(167) 県令第一〇号、訓令甲第一〇号(昭和十四年三月三十日「秋田県報」

第一二九七号)

(168) 告示第一一五号(昭和十四年三月三十日「秋田県報」第一二九七号)

(169) 告示第五三七号(昭和十三年十二月二日「秋田県報」号外)

- (169) 告示第五三八号 () 同
- (170) 藤原彰『日中全面戦争―拡大する大陸戦線と国民生活―』(昭和の歴史5 小学館、一九八二年)二二八頁
- (171) 告示第五九〇、五九一号(昭和十四年九月二十一日「秋田県報」第一三三二号)
- (172) 告示第五七四号(昭和十二年十一月十日「秋田県報」号外)
- (173) 告示第六〇八号(昭和十二年十一月二十四日「秋田県報」第一一一一号) 本荘支所(由利郡)と大曲支所(仙北郡)が増置。
- (174) 告示第二四一号(昭和十三年五月三十一日「秋田県報」第一一七一号) 横手支所(平鹿郡一円、仙北郡飯詰村、金沢西根村、藤木村、金沢町、六郷町、畑屋村)、大曲支所(仙北郡一円、ただし横手支所編入町村を除く)
- (175) 訓令甲第三〇号(昭和十四年十一月一日「秋田県報」号外)
- (176) 告示第六五五号 () 同 秋田支所(秋田市、南秋田郡、河辺郡、由利郡)、能代支所(山本郡)、大館支所(北秋田郡、鹿角郡)、湯沢支所(雄勝郡、平鹿郡、仙北郡)
- (177) 『秋田県史』第六卷 大正昭和編 五七四頁
- (178) 告示第五一八号(昭和十二年十月十二日「秋田県報」第一〇九九号)
- (179) 告示第五八八号(昭和十二年十一月六日「秋田県報」第一一〇九号) 富根診療所(山本郡富根村)、富津内診療所(南秋田郡富津内村)、七日市診療所(北秋田郡七日市村)、古田診療所(平鹿郡古田村)、上郷診療所(由利郡上郷村)の五箇所。その後、昭和十四年七月一日の告示第四七一号(「秋田県報」第一三三七号)により、男鹿中診療所が設立された。
- (180) 告示第一九四号(昭和十三年五月三日「秋田県報」第一一五九号)
- (181) 告示第一六七号(昭和十三年四月九日「秋田県報」第一一四九号)
- (182) 昭和十二年四月五日法律第四二二号
- (183) 告示第五五八号(昭和十四年八月三十一日「秋田県報」号外)
- (184) 訓令甲第五五号、告示第四二四号(昭和十三年十月一日「秋田県報」号外) 秋田測候所は、明治二十年三月に内務省地理局から秋田県に所管替えされた。(第十回秋田県勸業年報「明治二十年分」拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」)
- (185) 訓令甲第二六号(昭和十五年六月一日「秋田県報」号外)
- (186) 訓令甲第二九号(昭和十五年六月十三日「秋田県報」号外)
- (187) 訓令甲第二七号(昭和十五年六月十三日「秋田県報」第一四八三号)
- (188) 昭和十五年の国勢調査は戦時下で内容を簡略化された。(『国史大辞典』第五卷) 六六四頁
- (189) 昭和十五年十一月十五日勅令第七七三号
- (190) 昭和十六年一月十五日勅令第四三三号
- (191) 告示第七四号(昭和十五年三月五日「秋田県報」号外)
- (192) 『秋田県史』第六卷 大正昭和編 七二七三頁
- (193) 訓令甲第一七号(昭和十五年三月二十六日「秋田県報」号外)
- (194) 告示第一五号(昭和十五年一月十六日「秋田県報」第一四一九号、昭和十五年「秋田県職員録」)
- (195) 管轄区域は秋田市、寺内町、土崎港町、新屋町、四ツ小屋村、一井田村、飯島村、外旭川村。
- (196) 『秋田県史』第六卷 大正昭和編 六三一頁
- (197) 告示第九八号(昭和十五年三月二十六日「秋田県報」第一四四九号) 横手支所(平鹿郡一円)、大曲支所(仙北郡一円)
- (198) 告示第二三一号(昭和十五年六月十八日「秋田県報」号外)
- (199) 秋田市南鉄砲町に設置
- (200) 南秋田郡五里合村に設置
- (201) 『国史大辞典』第八卷 四二二三四頁
- (202) 『秋田県史』第六卷 大正昭和編 七〇五七〇八頁
- (203) 訓令甲第二二号(昭和十六年四月三十日「秋田県報」第一六一六号)

- (204) 訓令甲第四五号 (昭和十六年九月九日「秋田県報」第一六七三号)
- (205) 訓令甲第四七号 (昭和十六年九月十六日「秋田県報」第一六七六号)
- (206) 訓令甲第六六号 (昭和十六年十二月三十日「秋田県報」第一七二二号)
- (207) 昭和十六年十一月十五日勅令第九六七号
- (208) 昭和十七年一月十三日勅令第一〇号
- (209) 東京府、京都府、大阪府、神奈川県、兵庫県、愛知県、福岡県の七府県
- (210) 訓令甲第四号 (昭和十七年二月二日「秋田県報」号外)
- (211) 訓令甲第八号 (昭和十七年二月十七日「秋田県報」第一七四〇号)
- (212) 訓令甲第一九号 (昭和十七年五月二十三日「秋田県報」第一七八〇号)
- (213) 告示第七三号 (昭和十六年二月八日「秋田県報」号外)
- (214) 告示第三四九号 (昭和十六年七月二十二日「秋田県報」第一六五二号)
- (215) 告示第一五七号 (昭和十六年四月一日「秋田県報」第一六〇四号)
能代土木事務所 (能代市、山本郡)、土崎土木事務所 (秋田市のうち旧土崎港町および旧寺内町の区域、南秋田郡)、秋田土木事務所 (旧土崎港町および旧寺内町を除く秋田市、由利郡のうち雄物川筋、南秋田郡太平村)
- (216) 告示第一六三号 (昭和十六年四月五日「秋田県報」第一六〇六号)
- (217) 告示第三三三三号 (昭和十六年七月五日「秋田県報」第一六四五号)
- (218) 告示第九号 (昭和十七年一月十三日「秋田県報」第一七二五号)
- (219) 告示第八号 (昭和十七年一月十三日「秋田県報」第一七二五号)
- (220) 告示第一五九号 (昭和十七年三月三十一日「秋田県報」号外)
- (221) 告示第二三三二号 (昭和十七年四月二十七日「秋田県報」第一七六八号)
- (222) 昭和十六年十二月十六日勅令第一一三〇号

- (223) 昭和十七年二月二十一日法律第四〇号 戦中戦後の食糧管理制度は、不足する主要食糧を国民に公平に配給することを主要目的とした。その配給量を確保するために、政府が生産者から自家保有分を除いた一切の主要食糧を強制的に買い上げた。〔国史大辞典〕第七卷 六九〇頁)
- (224) 訓令甲第二六号 (昭和十七年七月一日「秋田県報」号外)
- (225) 『国史大辞典』第九卷 四四四頁
- (226) 総務課 (庶務・財務の二係)、学務課 (教育、社会教育の二係)、兵事厚生課 (兵事・厚生 of 二係)、経済課 (勸業・統制の二係)、土木課 (土木係)
- (227) 訓令甲第二八号 (昭和十七年七月四日「秋田県報」号外)
- (228) 告示第三九五号 (昭和十七年七月二十一日「秋田県報」号外)
- (229) 告示第四五二二号 (昭和十七年八月九日「秋田県報」号外)
- (230) 訓令甲第四九号 (昭和十七年十一月一日「秋田県報」号外)
- (231) 拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」
- (232) 訓令甲第五九号 (昭和十七年十二月二十二日「秋田県報」第一八七一号)
- (233) 訓令甲第二号 (昭和十八年一月二十三日「秋田県報」第一八八二号)
- (234) 昭和十八年七月二十八日勅令第六一七号
- (235) 昭和十八年三月十二日法律第五三三号
- (236) 訓令甲第三六号 (昭和十八年九月八日「秋田県報」号外)
- (237) 昭和十八年十一月一日勅令第八三八号
- (238) 昭和十九年「秋田県職員録」
- (239) 訓令甲第六号 (昭和十九年一月二十四日「秋田県報」号外)
- (240) 条例第二号 (昭和十八年一月十九日「秋田県報」第一八八〇号)
- (241) 告示第二四号 (昭和十八年一月二十三日「秋田県報」第一八八二号)
- (242) 告示第五二二号 (昭和十九年二月十五日「秋田県報」第二〇四七号)
- 昭和十九年の規程改正では、目的が県内国民学校教員の養成となり、

女子教員も対象となった可能性が有る。

(243) 『秋田県教育史』第六巻 通史編二 五七五頁

(244) 告示第二九二号(昭和十八年六月十二日「秋田県報」第一九四二号)

(245) 訓令甲第三号、告示第九号(昭和十九年二月八日「秋田県報」号外)

(246) 昭和十五年四月八日法律第一〇五号

(247) 藤野豊『強制された健康―日本ファシズム下の生命と身体―』(吉

川弘文館、二〇〇〇年)二八―二九頁

(248) 昭和十九年「秋田県職員録」

(249) 告示第六四一号(昭和十七年十二月十七日「秋田県報」第一八六九

号)

(250) 告示第五六九号(昭和十八年十二月三十日「秋田県報」号外)

(251) 訓令甲第一〇号(昭和十八年三月二十三日「秋田県報」号外)

(252) 昭和十七年十二月二十四日勅令第八四九号

(253) 告示第一五二号(昭和十八年三月二十三日「秋田県報」号外) 湯

沢支所(雄勝郡)、横手支所(平鹿郡)、大曲支所(仙北郡)、本荘

支所(由利郡)、秋田支所(秋田市、河辺郡、南秋田郡)、能代支所

(能代市、山本郡)、大館支所(北秋田郡、鹿角郡) その後、昭和

十九年三月十六日の告示第二二〇号により、大館支所から花輪支所

(鹿角郡) が分離独立する。

(254) 県令第一三三号(昭和十八年四月八日「秋田県報」第一九一四号)

(255) 訓令甲第三二二号(昭和十九年三月三十日「秋田県報」第二〇六六号)

(256) 告示第一四四号() 同

(257) 告示第六号(昭和十九年一月八日「秋田県報」第二〇三二一號)

(258) 告示第一八六号(昭和十九年四月十一日「秋田県報」号外)

(259) 告示第二二六号(昭和十八年四月十七日「秋田県報」第一九一八号)

その後、昭和十八年六月二十二日の告示第三〇四号(「秋田県報」

第一九四六号)により「秋田県木船工補導所設置規程」に改称され

(260) 告示第二六四号(昭和十八年五月二十二日「秋田県報」第一九三三

号)

(261) 告示第三〇五号(昭和十八年六月二十四日「秋田県報」第一九四七

号)

(262) 告示第一一七号(昭和十九年三月十六日「秋田県報」第二〇六〇号)

(263) 昭和十九年三月一日勅令第九八号

(264) 昭和十八年七月一日勅令第五四八号 北海(北海道庁に設置)、東

北(宮城県同)、関東(東京都同)、東海(愛知県同)、北陸(新潟

県同)、近畿(大阪府同)、中国(広島県同)、四国(愛媛県同)、九

州(福岡県同)の九地方行政協議会

(265) 地方行政協議会の前身として、昭和十五年に地方連絡協議会が置か

れている。これは、内務次官を議長として、地方行政の運営につ

き府県相互間の連絡調整を図るべく、主として物資の配給、価格の決

定その他経済統制を議題に月一・二回程度開催されるものだった。

(伊藤隆監修・百瀬孝著『事典昭和戦前期の日本―制度と実態―』

一一四―一一五頁)

(266) 協議会の委員は以下の三種類に分けられる。①当該地方の庁府県長

官、②当該地方の財務局長、税関長、地方専売局長、営林局長、鉾

山監督局長、地方燃料局長、通信局長、海務局長、鉄道局長、③当

該地方に関係する工務官事務所長、労働官事務所長、その他の官衙

の長にして内閣総理大臣の指定するもの

(267) 昭和十八年七月一日勅令第五四九号

(268) 昭和十九年七月一日勅令第五五〇号「地方参事官臨時設置制」全

国の地方行政協議会に勅任の地方参事官を配置し、協議会的主幹に

充てた。

(269) 昭和十八年十一月一日勅令第八四二号

(270) 訓令甲第五〇号(昭和十九年七月八日「秋田県報」号外)

(271) 訓令甲第六二号(昭和十九年八月八日「秋田県報」号外)

- (272) 昭和十九年九月二十五日勅令第五五六号
訓令甲第六八号（昭和十九年十月三日「秋田県報」号外）
告示第四六五号（昭和十九年十月四日「秋田県報」号外）
(274) 総務・動員・指導・情報各部の主任は、それぞれ教学課長、体育担当
当地方事務官、地方視学官、青年教育官が兼務した。
(276) 昭和十九年八月二十三日勅令第五一八号
昭和二十年二月一日勅令第四三三号
(277) 訓令甲第二号（昭和二十年二月一日「秋田県報」号外）
(278) 訓令甲第七、八号（昭和二十年三月十日「秋田県報」号外）
(279) 訓令甲第一〇号（昭和二十年三月二十二日「秋田県報」第二二七号）
(280) 昭和二十年六月四日勅令第三三四号
訓令甲第二一号（昭和二十年六月四日「秋田県報」号外）
(281) 昭和二十年六月五日勅令第三三七号
訓令甲第七一号（昭和十九年十月十六日「秋田県報」号外） 林務課（用材・薪炭・指導奨励の三係）が新設された。
(283) 訓令甲第二三三号（昭和二十年四月二十四日「秋田県報」号外） 内政課（庶務・学務・兵事厚生の三係）、経済部（増産・統制の二係）、林務課（用材・薪炭・松根油の三係）、土木課（土木係）
(285) 訓令甲第四九号（昭和十九年七月八日「秋田県報」号外）
(286) 昭和十九年十月十二日告示第四五一号（「秋田県報」第二二四九号）
秋田保健所（秋田市、南秋田郡、河辺郡）、能代保健所（能代市、山本郡）、横手保健所（平鹿郡）を設置。昭和二十年二月十三日告示第四五号（「秋田県報」第二二〇一号） 角館保健所（仙北郡）を設置。昭和二十年三月三日告示第六六号（「秋田県報」第二二〇九号） 湯沢保健所（雄勝郡）を設置。昭和二十年三月二十日告示第八〇号（「秋田県報」第二二一六号） 矢島保健所（由利郡）を設置。
昭和二十年五月一日告示第一四二二号（「秋田県報」号外） 花輪保健

- (288) 所（鹿角郡）を設置。
告示第四三〇号（昭和十九年九月二十六日「秋田県報」第二二四二号）
(289) 訓令甲第六七号（昭和十九年九月二十八日「秋田県報」号外）
告示第四三二号（昭和十九年九月二十二日「秋田県報」第二二四一号）
(290) 告示第一二二二号（昭和二十年四月一日「秋田県報」号外）
訓令甲第二五号（昭和二十年五月一日「秋田県報」号外）
(291) 告示第一〇号（昭和二十年三月三十日「秋田県報」号外）
告示第七五号（昭和二十年三月十日「秋田県報」号外）
(292) 訓令甲第一七号、告示第一〇八号（昭和二十年四月十七日「秋田県報」第二二二五号）
告示第三八号（昭和二十年七月三十一日「秋田県報」第二二七三号）
(293) 湯沢支所（仙北郡、平鹿郡、雄勝郡）
秋筈第九五号（昭和二十年四月二十四日「秋田県報」第二二二五号）
(294) 訓令甲第七〇号（昭和十九年十月十九日「秋田県報」第二二五号）
告示第四八一号（昭和十九年十月二十四日「秋田県報」第二二五四号） 木炭及用材検査出張所が管内に設置されている。
(295) 告示第一七八号（昭和二十年六月八日「秋田県報」号外）
告示第五三四号（昭和十九年十二月一日「秋田県報」号外）
(296) 昭和二十年二月一日勅令第四四号
昭和二十年六月十日勅令第三五〇号
(297) 昭和二十年六月十日勅令第三五七号
職員構成は、長官（勅任）・地方軍需官（勅任または奏任）・技師（奏任）・地方軍需官補（判任）・属（判任）である。
(298) 北海、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州の八広域行政区。地方総監府は、それぞれ札幌市、仙台市、東京都、名古屋、大阪府、広島市、高松市、福岡市に置かれた。
(299)

- 伊藤隆監修・百瀬孝著『事典昭和戦前期の日本―制度と実態―』一五〇―一六頁

竹前栄治『GHQ』（岩波新書、一九八三年）五四―六〇頁

さきがけ新書『近代の秋田』二六四―二六七頁

昭和二十一年一月三十一日勅令第六二号

昭和二十一年十一月十八日勅令第五四六号

訓令甲第三五号（昭和二十年八月二十三日「秋田県報」第三二七七号）

訓令甲第四〇号（昭和二十年九月十七日「秋田県報」号外）

訓令甲第四二号（昭和二十年九月二十五日「秋田県報」第三二八五号）

昭和二十年十月六日勅令第五六〇号

訓令甲第四三三号（昭和二十年十月十日「秋田県報」号外）

訓令甲第五二二号（昭和二十年十一月十三日「秋田県報」第三二九八号）

訓令甲第五六号（昭和二十年十二月一日「秋田県報」号外）

昭和二十年十二月二十四日勅令第七一一号

訓令甲第五九号（昭和二十年十二月二十四日「秋田県報」号外）

昭和二十一年一月十六日勅令第二四三三号

昭和十九年四月十二日勅令第二四三三号 監察官は、京都府、大阪府、神奈川県、兵庫県、愛知県、福岡県の警察部に置かれた。

告示第二八二二号（昭和二十年十二月十五日「秋田県報」第三二〇五号）

訓令甲第四九号、告示第二五八号（昭和二十年十月三日「秋田県報」第三二九五号）

昭和二十年十一月六日勅令第六二二号

昭和二十年十一月六日勅令第六二三号

昭和二十一年一月七日勅令第一号

（三二） 大正十三年十二月二十日勅令第三六七号「鉱山監督局官制」により、東京、仙台、大阪、福岡、札幌の五鉱山監督局が設置された。その後、昭和十九年五月六日勅令第三三五号により、「鉱山監督局官制」は「地方鉱山局官制」に改められた。

昭和二十一年一月七日勅令第一号

昭和二十一年一月三十一日勅令第六三三号

訓令甲第七号（昭和二十一年二月一日「秋田県報」号外）

訓令甲第九号（昭和二十一年二月九日「秋田県報」号外）

訓令甲第一一〇号（昭和二十一年二月十六日「秋田県報」号外）

訓令甲第一二二号（昭和二十一年三月十五日「秋田県報」号外）

告示第五八号（昭和二十一年二月十六日「秋田県報」号外）

昭和二十一年三月二十日勅令第一五二二号

昭和二十一年四月一日勅令第一八九号

昭和二十一年四月一日勅令第二二〇号

訓令甲第三三〇号（昭和二十一年四月十三日「秋田県報」号外）

訓令甲第三七号（昭和二十一年五月十五日「秋田県報」号外）

訓令甲第三九号（昭和二十一年五月十六日「秋田県報」第三四一三号）

昭和二十一年六月十五日勅令第三一八号

訓令甲第七一号（昭和二十一年十月十八日「秋田県報」第三三七五号）

昭和二十二年五月一日の訓令甲第三二二号（「秋田県報」第三四三〇号）により、医科大学建設準備事務室は教育民生部に移管された。

訓令甲第七四号（昭和二十一年十月二十六日「秋田県報」第三三七九号）

訓令甲第四〇号（昭和二十一年五月二十一日「秋田県報」第三三四二号） 内政課兵事厚生係が厚生係、林務課用材係が木材係、同課

- 松根油係が造林係に改正された。
- (348) 告示第八三号(昭和二十一年三月九日「秋田県報」第二三二六号)
 (349) 訓令甲第六一号(昭和二十一年七月二十日「秋田県報」第二三五七号)
- (350) 訓令甲第五五号、告示第二〇九号(昭和二十一年六月二十二日「秋田県報」第二三五一号)
- (351) 県令第一二号(昭和二十一年三月三十日「秋田県報」号外)
- (352) 告示第一一四号()
- (353) 告示第一二九号(昭和二十一年四月九日「秋田県報」第二三三四号)
- (354) 訓令甲第二八号(昭和二十一年三月三十日「秋田県報」号外)
- (355) 訓令甲第二六号()
- (356) 訓令甲第二七号() 同 ()
- (357) 庶務・業務・調査・管理の四課が置かれた。
- (358) 告示第一四〇号(昭和二十一年四月十六日「秋田県報」号外)
- (359) 訓令甲第八三号(昭和二十一年十一月十八日「秋田県報」第二三八四号)
- (360) 昭和二十一年十一月十八日勅令第五四六号
- (361) 昭和二十一年十月二十一日法律第四三三号
- (362) 訓令甲第八八号(昭和二十一年十一月十八日「秋田県報」号外)
- (363) 昭和二十一年十二月二十七日勅令第六一七号
- (364) 訓令甲第八九号(昭和二十一年十二月二十七日「秋田県報」号外)
- (365) 訓令甲第九一号() 同 ()
- (366) 訓令甲第二五号(昭和二十二年四月十九日「秋田県報」号外)
- (367) 昭和二十一年九月二十七日法律第二五号
- (368) 昭和二十一年十二月二十二日法律第五一号
- (369) 昭和二十二年四月七日法律第四九号
- (370) 訓令甲第二二号(昭和二十二年三月一日「秋田県報」第二四二三号)
- (371) 訓令甲第一八号(昭和二十二年四月五日「秋田県報」第二四三二号)

- (372) 告示第八八号() 同 ()
- (373) 秋田職業補導所(本荘、五城目の二分所)、能代職業指導所(大館、毛馬内の二分所)、大曲職業指導所(横手、湯沢、六郷、角館の四分所)
- (374) 告示第九二号(昭和二十二年四月八日「秋田県報」第二四三二二号)
 秋田労政事務所(秋田市、河辺郡、南秋田郡)、能代労政事務所(能代市、山本郡)、大館労政事務所(北秋田郡)、花輪労政事務所(鹿角郡)、本荘労政事務所(由利郡)、横手労政事務所(平鹿郡、雄勝郡)、大曲労政事務所(仙北郡)
- (375) 告示第三七八号(昭和二十一年十二月十四日「秋田県報」第二三九四号)
- (376) 告示第三七七号() 同 ()
- (377) 昭和二十二年四月十七日法律第六七号
- (378) 『国史大辞典』第九卷 四四三頁
- (379) 訓令甲第四一号(昭和二十二年五月三日「秋田県報」号外)
- (380) 訓令甲第四五号(昭和二十二年七月十四日「秋田県報」号外)
- (381) 訓令甲第四六号() 同 ()
- (382) 条例第二二二号(昭和二十二年七月二十六日「秋田県報」第二四五三三号)
- (383) 訓令甲第四九号() 同 ()
- (384) 『秋田県教育史』第六卷 通史編二八九九、九〇一頁
- (385) 条例第二三三号(昭和二十二年九月一日「秋田県報」号外)
- (386) 訓令甲第五〇号() 同 ()
- (387) 昭和二十三年七月十五日法律第一七〇号「教育委員会法」による。
- (388) 昭和二十三年十二月十七日法律一九六号 全市と人口五千人以上の市街の町村に自治体警察が置かれ、残りの農山漁村には国家地方警察が置かれた。自治体警察はすべて市町村公安委員会、国家地方警察は国家公安委員会と都道府県公安委員会が管理した。この体制

は昭和二十九年の「警察法」改正で都道府県警に改組された。『秋田県警察史』第四巻 秋田県警察史編さん委員会 一九七一年、五五八頁）

高橋 務「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号 一九九五年)

前稿の三二頁下段二行目の「明治二十六年十月三十日」は「明治二十六年十月三十一日」、三九頁上段一七行目の「明治三十八年四月十八日」は「明治三十八年四月十九日」、四八頁上段一八行目の「大正十五年六月三日」は「大正十五年六月四日」に訂正。「地方官官制」の官報公布日を記載すべき所を、制定日をとったための誤記である。その他、「地方官官制」の部分改正についても、官報公布日ではなく制定日の記載が数箇所ある。また、四八頁下段三三行目、五〇頁上段一行目および五行目の「秋田県庁処務細則」は「秋田県庁中処務細則」の誤記である。三一頁下段の図2で、「明治23年の県の職務分課(10・21改定)」は「明治23年の県の職務分課(11・15改定)」、内務部の「第一課(会議・記録・庶務の三係)」は「第一課(会議・都市町村・庶務の三係)」、「第三課(学務・兵事・戸籍の三係)」を「第三課(学務・衛生・兵事・戸籍の四係)」に訂正する。また、五一頁の註34では、明治十九年に設置されたのは蚕業取締所ではなく、蚕種検査所ではなかったかと書いた。が、その後の史料調査で、明治十九年「第一部勸業課事務簿」山林繭糸産馬共進会山林ノ部老番の中に、明治十九年に「蚕糸業取締所」が存在した記録を発見した。さらに、明治二十年「秋田県六種勸業別報」第九号で、二十年九月十三日に蚕種検査所を設置した記録も発見できた。

(公文書班専門員 しばたともあき)

秋田県庁文書群の目録作成について

——データベース化と目録刊行への取り組み——

柴田 美保

はじめに

一 目録データベース作成の経緯

1. 秋田県庁文書群と引き継ぎシステムについて
2. 過去の目録データ管理における問題点
3. 秋田県庁文書群の目録に求められるもの

二 目録データベース作成に向けた取り組み

1. 物理的管理面
2. 情報管理面

三 表題目録の刊行について

四 今後の課題

1. 構造分析への取り組み
2. 件名目録の作成について
3. データベース運用マニュアルの作成
4. 検索システムの提供
5. 他のシステムとの連携

終わりに

(1) 秋田県立図書館システム

(2) 秋田県文書管理システム

はじめに

秋田県公文書館では現在、「秋田県庁文書群」の目録データベースの作成に取り組んでいる。開館以来蓄積してきた目録データの課題点を改善し、資料管理における業務効率化をはかるとともに、利用者にとって利便性の高い検索手段を提供することがその目的である。

本稿では、過去の目録データの問題点とその問題点をふまえた現在の取り組みについて述べ、目録業務における今後の課題について考えたい。

一 目録データベース作成の経緯

1. 秋田県庁文書群と引き継ぎシステムについて

目録のデータベース化に取り組むことになった経緯について述べる前に、目録化の対象資料である秋田県庁文書群について、秋田県の文書引き継ぎシステムと併せて説明したい。

秋田県公文書館は平成五年（一九九三年）、「歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、及び利用に供する」ことを目的として設置された。秋田県庁文書の引き継ぎについては「秋田県行政文書管理規則」、「秋田県行政文書管理規程」に定められており、秋田県の行政文書は総務部総務課の文書管理書庫で保存された後、すべて公文書館に引き渡されること、引き継いだ文書の評価選別、廃棄の権限が公文書館長に存することが規定されている。

○秋田県行政文書管理規則

（行政文書の保存）

第九条 事務処理の完了した行政文書（その内容が特に軽易なものを除く。）は、処理の完了した年度の翌年度の三月三十一日まで、課所の書架等に保管しておかなければならない。

2 課所長は、前項に定める期間を経過した行政文書（保存期間が二年のもの及び一年のものを除く。）を、毎年度六月三十日までに総務課長に引き継がなければならない。ただし、別に定め

る行政文書は、必要な期間保管することができる。

3 総務課長は、前項の規定により引き継ぎを受けた行政文書（以下「保存文書」という。）を、書庫に保存しなければならない。

4 総務課長は、別に定めるところにより、一定の期間書庫に保存した保存文書を公文書館長に引き渡さなければならない。

（以下省略）

（行政文書の廃棄）

第十条

（省略）

2 公文書館長は、引渡しを受けた保存文書のうち、歴史的又は文化的資料その他これらに類する資料として保存すべき行政文書以外の行政文書を、別に定めるところにより、遅滞なく廃棄するものとする。

（以下省略）

○秋田県行政文書管理規程

（保存簿冊の引渡し）

第四十七条 総務課長は、保存期間が経過した保存簿冊（永年保存の保存簿冊で保存期間が十年を経過したものを含む。次項において同じ。）に保存簿冊引渡書（様式第十六号）を添えて、毎年度六月三十日までに公文書館に引き渡さなければならない。

図1 秋田県庁文書群の
ライフサイクル概念図

公文書館	総務課（文書管理書庫）		管理者
	非現用記録（評価選別前）	半現用記録（評価選別後）	現用記録
	記録の引き継ぎ・評価選別	記録の引き継ぎ・評価選別	記録発生・記録保管
	記録史料の保存・整理・利用提供	記録史料の保存・整理・利用提供	記録史料の保存・整理・利用提供

開館した平成五年度は、前年度までに保存期間を満了した行政文書に加え、総務部文書広報課の記録書庫（平成十一年四月より文書管理書庫に名称変更）が長年管理してきた明治から昭和戦前期の公文書約一九、〇〇〇冊と戦後永年保存文書約一三、〇〇〇冊が公文書館へ引き継がれた。これらは秋田県の近現代史を知るための重要な歴史資料として保存・管理されてきたものであり、記録のライフサイクルにおいては、既に評価選別を経たものとして位置付けられるものである。一方、前年度末に保存期間が満了し引き継がれた文書は、「記録史料」として保存されるか、廃棄されるかが未だ決定していない段階の文書であり、このうち評価選別によって歴史資料として重要と判断されたものだけが「記録史料」として保存されていくことになる。

いずれも明治四年（一八七一）の開庁以来、秋田県という一つの組織が業務を遂行する過程で作成、取得、保存してきた文書であり、ライフサイクル上の段階は異なっても、一つの記録史料群として扱

われるべき文書である。つまり、開館年度に当館が受け入れた「秋田県庁文書群」という一つのまとまりの中には、評価選別を要する文書と、評価選別を経て記録史料として公開に向けた準備を要する文書というライフサイクル上の段階が異なる公文書が存在しており、公文書館はそれぞれのライフサイクル上の段階に応じた管理をバランス良く行わなくてはならなかったのである（図1参照）。

そのためには、「一記録史料群のライフサイクル管理」という視点のもと、引き継ぎから利用提供に至る全体的な業務の流れを把握し、計画性を持って資料管理をする必要があった。しかし当館における資料管理の現状から判断すると、開館以来そのような計画的資料管理が行われていたとは言い難い状況であり、目録データについても、全体的な業務を見据えたものではなく、短期的な業務遂行のために作成され、利用されてきたというのが実情だったと思われる。

2. 過去の目録データ管理における問題点

開館年度に引き継いだ戦前文書のうち、約七千冊に関しては個人情報等非公開にすべき内容が含まれていなかったため開館と同時に公開可能であった。少なくともその七千冊については開館までの六ヶ月の間に閲覧者用の目録を作成する必要があり、公文書課の職員十名（臨時、非常勤嘱託職員含む）によって次の手順により目録作成業務が行われた。

- ①県庁記録書庫からの引継目録と実際の簿冊を照合し、左記のデ

タ項目から構成される受入台帳を作成する

②受入台帳の記載事項を一名の職員がコンピュータ入力する

〔受入台帳のデータ項目〕

①受入番号 公文書館における簿冊単位の識別番号。受入年度、受入課をコード化し、課ごとの整理番号と連結した番号。ラベル貼付し、利用提供の際の請求記号とする。

②整理番号 県庁記録書庫で管理していた際の番号。引継目録はこの整理番号順に記載されている。

③資料名 簿冊の表題

④年度 簿冊表紙から読み取ることのできる完結年（戦後は完結年度）

⑤備考一 簿冊表紙から読み取ることのできる年代（月まで記録されている場合もある）

⑥備考二 簿冊表紙から読み取ることのできる完結年、部課係以外の情報

⑦備考三 簿冊表紙から読み取ることのできる部課係名

右記のデータ項目からも分かるとおり、戦前の秋田県庁文書は、簿冊の表紙記載から年代、部課係などある程度の情報を読み取ることが可能になっている。これは秋田県が明治八年十月より、組織と

事務分掌に基づき個々の公文書を簿冊編綴する「類別制度」を導入したことによる。秋田県では明治六年以降、「秋田県庁日誌」の編纂をもって公的記録の保存が行われていたが、明治八年十月に日誌編纂が廃止され、代わって公文書原本を簿冊に編綴し公的記録として保存する方式が採られたのである。類別制度に基づいて作成された簿冊の表紙には、基本的に「第一課駅通掛事務簿」というように、組織の名称を採った簿冊題名がつけられており、さらに「郵便之部」というようににその事業名や年代、冊番が記載されている。

戦後永年保存文書、及び保存期間満了により引き継がれた文書に關してもそれぞれ同様の方法で目録データが作成され、結果的に平成五年度は約二六、〇〇〇冊分のデータが作成された。そして、そのうち公開可能な戦前簿冊約七、〇〇〇冊分のデータを印刷、ファイルし閲覧目録として提供したのである。

平成六年度以後も同様のデータが引き継ぎ年度単位で作成されたが、それら個々のデータを一つにまとめるという作業が行われなかったため、受入台帳レベルのデータが引き継ぎ年度分だけ存在するという状況が生じることになった。

前項で述べたとおり、記録史料として公開される戦前文書も、保存期間満了により引き継がれた戦後文書も「秋田県庁文書群」という一つの記録史料群に含まれるものであり、本来、目録データも一元管理されるべきである。しかし現実にはそのようなデータの統合

が行われないまま、戦前文書に関しては公開・非公開の審査に関する項目、毎年の引き継ぎ文書については評価選別や廃棄に関する項目を付加するというように、それぞれの資料管理の段階に応じてその都度必要な項目を追加し、個々に利用されるという状況が続いて来たのである。

こうして目録データの統合が行われなかった最大の原因は、公文書館の業務が毎年度の文書引き継ぎと引継文書の評価選別作業に偏重してしまっただとと考えられる。「歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、利用に供する」ことを目的とした施設である以上、本来公文書館は文書引き継ぎから利用提供に至る全体的な業務量を把握し、中長期的計画のもと、継続性と一貫性を持って業務を遂行していかなくてはならないはずである。しかし毎年引き継がれる文書の物理的処理、評価選別という目先の業務に負われていたというのが実情であり、そこには、一つの記録史料群をライフサイクルを通して管理するという視点も、最終的な目標が利用提供であり、そのための目録情報を作成しなくてはならないという視点も欠如していたように思われる。

前述のとおり、秋田県行政文書管理規則には、保存期間が満了した文書すべてを公文書館へ引き継ぎ、評価選別することが規定されている。しかし、評価選別のための作業スペースもなく、具体的な評価選別基準や方法が確立していない状態でこのような制度を取り入れたため、開館後数年間は、試行錯誤しながら時間をかけて評価

選別作業をしなくてはならず、全体的な業務量における評価選別の比重が大きくなってしまったのである。評価選別に業務が偏重したことは、他の業務を遅滞させただけでなく、廃棄文書の処理を滞らせることにもつながり、書庫の収容能力に限界を来すという物理的問題も生じさせた（平成十五年以後は、この問題を改善すべく業務促進に努め、引き継ぎ年度内に評価選別を完了させている^⑩）。記録保存機関である公文書館に評価選別の権限が与えられている制度を高く評価する声も一方ではあるが、いかに制度が先進的であっても、それを実行するだけの設備や人員、計画性がなくては、それは何の意味も持たないばかりか、せっかくの歴史資料を眠らせてしまうことになりかねないのである。

このように引き継ぎ年度ごとに目録データが分断しているという状態は、検索が効率的にできないという点で職員の日常業務にも支障を来していた。ある事業についての文書を数年度分まとめて調べたい場合など、文書の完結年度と保存期間から引き継ぎ年度を推定し、各引き継ぎ年度分のデータの一つ一つ検索して行かなくてはならないのである。こうした業務上の無駄を解消するためにも、バラバラのデータの一つに統合し、データベース化する必要性があったのである。

3. 秋田県庁文書群の目録に求められるもの

目録データを一つに統合し、データベース化するにあたり、記録

史料群の目録がどうあるべきかを、「史料整理論」の観点から検討した。

「史料整理」の概念規定には諸説あるところだが、鈴江英一氏は「保存されている史料を利用に供するために施す、検索・出納に必要な処理」と定義しており、ここで取り上げる目録作成業務も史料整理の一部として位置付けられるものである。しかし、鈴江氏は「整理は、収集―整理―利用という文書館業務の中で、収集と利用の間に位置するが、その領域は画然としたものではなく、整理の概念規定は、容易ではない。」とも述べ、文書館業務を関連図によって示し、次のように論じている。⁽¹⁾

「目録作成がすでに収集（ないし引継）の段階から始まり、また史料を利用に供し得る段階でも終わらないのであるから、文書館業務の流れ図から整理業務を切り取って、その部分のみを論ずるわけにはいかない。」

「史料整理を考える時には、これに隣接する収集・引継後の処理、また閲覧提供後の各種の検索手段の作成も含めて、史料全体を管理する視点が必要であることを示している。」

この見解は、前述した「一記録史料群のライフサイクル管理」という視点に共通するものであり、秋田県庁文書群の目録データベース作成においても、引き継ぎから利用提供に至る資料管理業務全体を反映させる必要があると改めて認識させられるものであった。この認識に基づき、利用提供の為の目録作成という観点からだけではな

く、そこに至る全ての業務を把握できる目録データベースを作成すべきだと考えた。そこには、

①各資料がどのように保存・管理されてきたのかということをし、それぞれの履歴情報として記録する

②資料管理の進捗状況を把握し、計画的な業務遂行に活用するという二つの意味があると考えている。

以上の点から、秋田県庁文書群の目録データベースに求められる機能とは「秋田県庁文書群全体の、引き継ぎから利用提供に至るライフサイクル管理」に集約されると考えた。次節においては、そのような目録データベースを実現する為の実際の取り組みについて具体的に報告したい。

二 目録データベース作成に向けた取り組み

目録データの一つに統合するためには、具体的作業としてデータ項目を統一し、さらに必要な項目を追加する必要があり、引き継ぎから利用提供に至る資料管理業務全体を反映させる上でどのようなデータ項目が必要かを検討しなくてはならなかった。

そしてデータ項目の検討においては、資料管理業務を「物理的管理面」と「情報管理面」の両面からとらえ、その両方の具体的な業務内容を目録データに反映させることを試みた。この区分は、記録史料の文書館における管理を『もの』として管理し保存する処理

過程と、記録史料の『情報』を管理し利用者にそれを提供する処理過程とに区分される。」と述べ、前者を「ものコントロール」後者を「情報コントロール」と位置付けた青山英幸氏の見解を参考にしたものである。資料管理の両輪としてもコントロールと情報コントロールが必要であり、目録データベースは、その両者を反映すべきだと考えた。つまり、情報コントロールを行うための目録データではなく、ものコントロールに関する情報も管理する目録データにする必要があると考えたのである。

1. 物理的管理面

物理的管理とは、引き継いだ公文書の配架、受入番号の付与とラベル貼付など引き継ぎに関連する業務のほか、書庫内における保存管理、マイクロフィルム化などの保存業務を指す（補修業務についても考えるべきであろうが、当館において秋田県庁文書の補修業務は現在実施予定がないため、考慮しないこととした）。また、利用者への資料出納にも関わる業務であり、利用提供のための業務という一面もある。

青山氏が物理的単位のとらえ方について、「一フォルダーや一ファイル、一冊などさまざまな単位があるが、それぞれの親機関が把握してきた単位に依拠する場合が多い」と述べているように、当館においても目録データの基礎となっている引き継ぎ目録に依拠し、基本的には一ファイル＝簿冊を一単位とした（分冊を一ファイルとす

る場合もある）。

物理的管理業務に関するデータのうち、受入番号は各データとも項目設定されていたが、配架場所と保存業務に関する項目は新たに追加しなくてはならなかった。また、資料の書庫出納を伴う利用者の閲覧、県職員の職務利用についてはデータテーブルを別に作成して管理することとした。

（1）配架場所に関する項目

配架場所に関する項目は、利用者への資料出納のために必要な基本的項目と言える。

当館では簿冊を引き継いだ際のまとまりを崩さないよう引き継ぎ年度の受入部課ごとに配架している。これは県庁組織構造をある程度把握していなくては分かり難い配架方法であり、全ての職員が効率的かつ正確に書庫出納を行うためには配架場所を単純な書架番号等（何番書架の何列目、何段目というように）で把握することが必要になる。

また、引き継ぎ後評価選別される文書に関しては、評価選別結果によって廃棄簿冊が大量に生じるため、廃棄処理後、保存簿冊の移動作業が行われる。さらに、県職員の職務利用における貸出・返却を確実に行う上でも各簿冊の配架場所を常に把握しておくことが必要となる。このため、配架に関する次の項目を追加した。

・書架番号

- ・棚番号

- ・段数

(2) 保存業務に関する項目

記録史料の保存業務（中性紙保存箱への収納やマイクロフィルム化）は劣化程度に応じて優先順位をつけ、中長期的計画を立てた上で行う必要がある。そのため、簿冊の劣化状態を調査し、その結果を入力する項目として次の項目を追加した。

- ・劣化程度（劣化程度をABC三段階で記録する）
- ・資料状態（劣化程度に特筆すべき事項がある場合、詳細を記録する）

さらに保存業務の進捗状況を把握するため次の項目を追加した。

- ・保存箱有無
- ・縦（保存箱に収納するため計測したサイズをmm単位で記述）
- ・横（同右）
- ・厚さ（同右）
- ・マイクロフィルムの有無
- ・複製本の有無

(3) 利用者の閲覧について

一般の利用者は、閲覧室で資料の閲覧、複写（原本は写真撮影のみ許可）をすることができる（カウンターに資料請求する際に使う

目録については第三節を参照）。

この利用状況を把握するため、いつ、どの資料が利用されたかを記録するためのデータベースを作成した。閲覧利用された回数、複写（原本は写真撮影のみ許可）枚数を記録して利用統計を取ることににより、利用頻度の高い資料を優先的にマイクロフィルム化、複製本作成を行う計画を立てることができる。

(4) 県職員の職務利用について

当館では「県職員公文書閲覧借用要綱」により、県職員による職務上の閲覧と借用を未公開簿冊も含めて許可している（一般利用者に対しては借用を許可していない）。その際、資料の検索を効率的に行うため、文書管理システム上のID番号（現用記録段階での識別番号）を項目として追加した（第五節で述べる文書管理システムとの連携という可能性も考慮した項目設定である）ほか、貸出・返却管理を正確に行うため、貸出年月日、課名、返却日を記録する貸出管理のデータベースを作成した。

- ・簿冊分類年度（簿冊作成年度。簿冊分類番号との組み合わせで簿冊一冊ずつを識別することができる。）
- ・簿冊分類番号（文書管理システムに登録される番号。現用記録段階における年度毎の簿冊単位の識別番号）

2. 情報管理面

ここで論じる情報管理とは、記録史料を利用提供するために行われる情報管理であり、利用者の検索手段となる目録情報を作成する業務であると言える。

各データに共通の項目として設定されていた受入番号、資料名、年度、備考（簿冊表紙から採取可能な情報）のほか、戦前文書のために設定されていた公開・非公開の審査に関する項目は、利用提供のための基本的項目と考え、新データベースでも引き続き採用することとした。そして、追加すべき項目を考えるにあたっては、「記録史料の検索手段として、どのような情報がどのような形で提供されなくてはならないのか」という視点から考えるため、前掲した青山氏の文献のほか、行政文書へのISAD(G)国際標準：記録史料記述の一般原則の適用を試みた森本祥子氏の論文を参考にし、さらに秋田県庁文書群に対してISAD(G)の適用が可能かについても検討した。

森本氏は「文書作成部署としてどのような組織があり、各々がどのような業務を行い、その結果どのような文書を作成しているのか、ということが利用者に表示されなければならない。」と述べ、コンテキスト情報が利用者を目指す史料へ導くものとして必要なものと位置付けている。¹⁵⁾

青山氏も「記録が発生した組織の設置目的やその履歴、記録の構造、記録の内容などは、記録史料そのものをみる前に与えられなけ

ればならない情報である。別な見方をすれば、記録史料は、その組織の業務にもとづいて発生し、その業務内容に応じて保管され、保存される体系が与えられるのであり、その業務と保管・保存体系にもとづいた記録史料の秩序を利用者に提供しなければならない。」と述べ、その実践については「そのために実施される処理過程は、記録史料をその組織内で保存されていた体系にもとづいた『編成』を行うこと、つまり『記録史料の階層構造』を再現することである。次でその編成に依拠し、記録史料に関する情報を『記述』することがなされる。そして、さまざまな角度から記録史料を『検索する手段』を構築することがおこなわれる」と述べている。¹⁶⁾

両氏の見解をまとめると、記録史料の検索手段を提供するためには、次の二段階による記録史料の構造分析が必要だと言えるのではないだろうか。

①組織の構造分析

組織の階層構造やその変遷、組織内における文書作成部課の位置付けと業務内容など、文書作成主体である組織の全体構造を明らかにする。

②記録史料群の構造分析

組織がその業務のために作成した記録史料群には、その作成主体である組織構造と作成目的である業務内容に応じた体系Ⅱ秩序が存在するため、①で示された組織構造に基づいてその秩序を再構成する。

図書館での蔵書検索や、インターネット上の情報検索など、日頃キーワード検索に慣れているせいか、検索において全体構造の把握を第一とするこうした考え方を理解することはなかなか難しかったが、日常整理に携わっている簿冊を例に考えることで、組織構造を把握することの必要性を理解することができた。

例えば県が行った一つの公共事業について調査するでしょう。関連する文書としては本庁の主管課が作成した全体計画のほか、実際の工事を行った地方機関（建設事務所等）の工事関係書類が存在する。また、その事業が多年度に渡り、その間に組織改編が行われた場合、その文書は他の課に引き継がれ、事業が継続する限り文書も引き継いだ課において作成されていくことになる。利用者は調査内容に応じ、これら関連文書の中から必要なものを抽出して利用するわけだが、仮にその事業名でキーワード検索を行い、該当する文書が一覧表示されたとしても、各部署の役割や相対的・時間的関係を理解していなくてはそこから必要な文書を選び出すことは難しいであろう。また、事業名が簿冊のタイトルの含まれていない場合は検索漏れの可能性があり、逆に同様の事業が各地方建設事務所で行われていた場合など、不必要な情報が大量に検索されてしまうこともありうる。

秋田県という一つの組織によって作成された秋田県庁文書群を有効に活用する検索手段を提供するためには、

・秋田県庁にはどのような部、課、係（担当、班）が存在したのか

・各部、課、係（担当、班）はどのような業務を行っていたのか
・組織改編によりそれぞれの所掌業務はどの部、課、係（担当、班）へ引き継がれていったのか

など、秋田県庁組織の全体構造と変遷を分析し、それに基づいて文書群の構造分析を行うことが必要なのである。当館における実際の秋田県庁文書群の構造分析は、専門員の調査研究活動として明治前期分から段階的に行われており、その進捗状況は次のとおりである。

①秋田県庁組織の構造分析……昭和二十二年年度まで終了¹⁷⁾

②秋田県庁文書群の構造分析……明治三十二年度まで終了¹⁸⁾

この進捗状況を踏まえ、秋田県庁文書群へのISAD(G)の適用が可能かどうかについて考えてみたい。

ISAD(G)は国際文書館評議会が公表した記録史料記述の一般原則であり、記録史料の構造をフォンド、サブフォンド、シリーズ、ファイルというレベルを軸に再構成し、全体の概要から細部へ段階的に記述することを提示したものである。この記述方法について青山氏は「記録史料成立の背景や構造などについての情報を、全体からその細部にかけて用意するということは、歴史研究者などの特定の人々のみを対象に情報提供しているだけではなく、一般市民への情報提供を指向しているといえよう。」¹⁹⁾と述べ、ISAD(G)が記録史料を一般に広く公開することを目指した記述原則である点を指摘している。

ISAD(G)がマルチレベル記述規則として設定している次の

四つの規則に対応するためには、秋田県庁文書群の階層構造を分析し、文書群全体の組織構造を把握しておくことが前提として必要である。

「マルチレベル記述規則」⁽²⁰⁾

1. 全体から個別への記述

(目的) フォンドおよびその構成部分についてのコンテキストや階層構造を再現すること。

(規則) フォンドのレベルではフォンド全体の情報を与える。その次、およびさらにそれに続く下位のレベルでは、記述する部分についての情報を与える。こうしてえられた記述は、もっとも広い範囲(フォンド)からより限定された範囲へとという順序で、全体と部分をつなげて階層的に関連づけて提示される。

2. 記述レベルに適した情報(以下省略)
3. 記述のリンク(以下省略)
4. 情報の非重複(以下省略)

しかし秋田県庁文書群について構造分析が終了しているのは現時点で明治二十二年度完結文書までであり、それ以後の文書にISAD(G)を適用させることは、今後の構造分析が進み次第可能になるという状況である。しかし、「全体から個へ」という考え方を取り

入れることが秋田県庁文書群の構造を理解する上で必要である点、今後継続して構造分析を進めることが当館にとって必須の課題である点を考慮しても、ISAD(G)を完全に適用することはできなくても、その概念を目録データベースに反映させる意義はあると考えた。そこで、目録データベースにフォンド概念を取り入れ、サブ・フォンド、サブ・サブ・フォンド、シリーズという項目を設定した。構造分析を終えた各簿冊Ⅱファイルがどのサブ・フォンド、サブ・サブ・フォンド、シリーズに属すのかを記録するための項目設定である⁽²¹⁾。これは今後構造分析を進め、各レベルの記述を行うこと(レベルごとのテーブルを作成する)を見据えた次善の策と言えるものである。

- ・サブ・フォンド(文書作成課↓部)⁽²²⁾
- ・サブ・サブ・フォンド(文書作成係↓課)
- ・シリーズ(文書作成の目的である事業または担当係名)

ISAD(G)の適用に関しては、「ISAD(G)は、安藤氏の段階論の『構造分析』が終わるまで適用できないものでなく、『内容目録』、場合によっては『概要目録』をも対照としうるものである。」とした福井県の柳沢美美子氏の見解や「コンセプトの作成やファイル構成表の作成については、いわゆるISAD(G)も参考にしたが、厳密にあてはめるとどうなるかということにはこだわらなかった。」という沖縄県公文書館の豊美山和美氏の見解にみられるとおり、ISAD(G)の概念はとりいれつつも、実践において

は現状で可能な限り適応するという方法をとる館が多いのではないだろうか。当館はこうした他館の目録標準化に向けた取り組みについても常に関心を持ち、参考にしていかななくてはならない。

こうして物理的管理面と情報提供面の両方から必要なデータ項目の検討を行い、単年度ごとのデータを一本化するという作業に取り組み始めたが、具体的作業はシステム開発会社に外注し、試作段階で打ち合わせを重ねながら進行している状況である。これは言わば目録データを入れるための「器」作りであり、より重要なのは器の「中身」となるデータを蓄積し、それを目録情報として利用者に提供することだと考えている。しかし当館は、今まで述べてきたように「器」である目録データベース構築においても、中身のもととなる調査研究業務においても他館に比べて遅れを取っていると言わざるを得ない状況である。しかし、「利用提供」を最終的な目的とする施設である以上、少しずつではあっても可能なところからできる限りの情報提供をしていく責務が当館にはある。次節で報告する表題目録の刊行事業は、そのような視点に立った一つの前進的取り組みと考えている。

三 表題目録の刊行について

本節で取り上げる表題目録とは簿冊単位の目録であり、この刊行事業は、構築途中のデータベースに蓄積された情報を編成し、更に

検索のために必要な情報を付け加えて一冊の目録にまとめるという取り組みである。

当館が現在閲覧者に提供している目録は、開館時に作成した目録に毎年度の新規公開分を追加して更新してきたものであり、その概要は第一節で説明したとおりである。開館までの時間的制約や引き継ぎ文書の書庫への搬入・配架など、併行して行われた物理的作業量を考慮すれば、目録作成における当時の職員の手労は多大なものであったと思われるし、その努力には敬意を表すべきであろう。しかしそれは引継目録と簿冊表紙から採取した情報のみによるいわば「仮目録」であり、利用者にとっては利便性の低い検索手段だったと言わざるを得ない。

秋田県庁組織に精通した歴史研究家であれば、課・係名や完結年度から必要な簿冊を特定することが可能かもしれないが、多くの一般利用者にとっては、当時の県庁組織の全体的構造やその変遷、各課系の業務内容など、より詳しい情報がなくては必要な簿冊を特定することは困難であり、そうした目録記述を充実させ、検索手段として真に意味のある目録を作成することが、開館以来、当館にとって一つの大きな課題だったのである。

前節で述べたとおり、県庁組織の全体的構造やその変遷、各部課系の業務内容などより詳しい目録情報を提供するためには、文書群の構造分析が前提であり、現在完了しているのは明治二十二年度までである。しかし、可能なところからできる限りの情報提供をする

ことが歴史資料の利用提供を目的とする公文書館の責務であるという視点から、段階的に表題目録を刊行することが計画されてきた。そして今年度、第一集として開庁から明治十一年まで四つの組織改編期²⁶を対象に作成することになったのである。

目録のためのデータ作成と編成は構築途中のデータベースを利用し、次の方法で行われた。

①目録カード（構造分析を行いシリーズ単位でその結果を記述したもの）をもとに各ファイル（簿冊）が属すサブ・フォンド（課）、サブ・サブ・フォンド（係）、シリーズ（事業内容）を入力する。

②各組織改編期ごとにデータを抽出し、階層構造に基づいてサブ・フォンド、サブ・サブ・フォンド、シリーズを並び替える。

③シリーズ内の内的秩序に基づき、ファイル（簿冊）のデータを並び替え、目録情報（請求番号、表題、表記年、完結年度）を提示する。

データ作成段階で生じた問題点は、一つのファイルが複数のシリーズに重出するという例外が生じたことである。このためデータベース内でデータの編成を行うことができず、抽出したデータを別のデータベースに組み直す必要が生じた。この点はデータ入力段階で気づいた問題点であり、次回データベース更新時の検討課題である。

そして目録の全体的な構成は、次のようになっている。

①凡例においてフォンドⅡ秋田県庁文書群についての解説をする。

②四つの組織改編期ごとの組織階層図を提示する。

③各課係Ⅱサブ・サブ・フォンドの職務内容を解説する。

④各シリーズ別にファイルⅡ簿冊一冊ずつの情報を提示する。

全体Ⅱフォンドから個Ⅱファイルへの記述を一冊の目録として実践したものであり、資料ガイドの機能を持つものと考えている。

四 今後の課題

以上、今年度の当館における「秋田県庁文書群」の目録業務について述べてきたが、データベース構築、表題目録刊行ともに現在進行中の事業であり、その過程で見えてきた問題点も多い。本節では、そうした新たな問題点から見えてきた、今後当館が取り組まなくてはならない課題について考えたい。

1. 構造分析への取り組み

利用者への検索手段を提供するため、文書群の構造分析を進める必要があることは第二、三節で繰り返し述べたところである。本来、公開している文書すべての構造分析を終えることを目標とすべきであろうが、構造分析を行うことの可能な専門職員の不足という問題

もあるため、段階的に行わざるを得ない状況である。現実的には、左記の①と②の間に生じているタイムラグを解消し、昭和二十二年度までの構造分析を進めることが当面の課題であると言えよう。

〔秋田県庁文書群の構造分析進捗状況〕

①組織機構の構造分析（県庁の機構変遷とその職務内容を把握する作業） ↓ 昭和二十二年度まで終了

②文書群の構造分析（①に基づき文書群の階層構造を再構成する作業） ↓ 明治二十二年度まで終了

2. 件名目録の作成

利用者により詳細な検索手段を提供するためには、簿冊にどのような文書が綴られているのかを知ることができる件名単位の日録データを作成することも考えなくてはならない。

明治四年～昭和三十年代の一部の簿冊については、簿冊の巻頭に件名目次が記載されており、それを県庁の記録書庫で管理していた当時（公文書館開館以前）に筆写した件名台帳が約九十冊存在する。その件名目録をデータとして入力する作業に今年度より着手している（件名目録のデータベースとして簿冊データのテーブルとリンクさせる予定）が、一冊の簿冊に何十件もの文書が綴られていることもあり、入力作業には相当の労力と時間が必要と思われる。また、この九十冊の件名台帳に採録されていない簿冊については原本一冊ずつから件名を採録しなくてはならず、年代の古い簿冊については

くずし字や旧字体を読解できる能力も必要とするため、より困難な作業になるものと思われる。

今後はこの入力作業と件名の採録をどのように進めていくか、また件名目録をどのような形で利用者に提供していくかを当館の方針として確立し、計画的に進めていかなくてはならない。

3. データベース運用マニュアルの作成

引き継ぎから利用提供に至る資料管理業務は、単年度で終了するものではなく、複数年度に渡り継続して行われる業務である。そこには計画性と一貫性が求められるが、職員の殆どが行政職員であり、定期的に人事異動が行われる当館において、業務に一貫性を持たせることは職員が意識的に行わなくては難しいことであり、異動時の引き継ぎを徹底することはもちろんのこと、業務マニュアルの作成も必要と考えられる。

目録データベースについても、一貫性のあるデータ管理を行うためには目録記述のルールを確立し、マニュアル化する必要がある、それはデータベース完成後の一つの課題であると言えよう。

4. 検索システムの提供

検索の利便性を考えた場合、冊子体目録の刊行に加え、コンピュータ目録を閲覧室に設置すること、ホームページ上で検索システムを提供することも検討課題の一つである。しかし、前述したように記

録史料を利用するためには、文書群の全体構造を分析し、全体から細部へ、段階的に情報を提示していくことが望ましく、キーワード検索による検索結果の一覧表示が適しているとは言いがたい。

この点について森本氏は「一件の史料のキーワードに合致したからといってそのまま無加工で無秩序に検索結果を表示するのではなく、階層構造を利用者に理解させることが可能なシステムであることが最も望ましい。」「行政文書に適応した論理的な検索を実現し、かつ、利用者が見落としていた関連資料を提示するための網羅的な検索機能も持つことが出来れば、まさにコンピュータで検索する価値があるといえる。」と述べている。⁽²⁷⁾史料の階層構造を提示し、さらにキーワード検索を可能にした例としては、沖縄県公文書館がホームページ上で提供している「所蔵資料目録ガイド付」等の実践例がある他、群馬県立文書館は、収蔵資料の概要をISAD(G)を適用して紹介し、さらにキーワード検索機能も提供している。いずれも所蔵史料全体の構造を把握しているからこそ可能な検索システムであり、このような検索システムを実現するためには、やはり史料の構造分析を終えていることが前提となる。したがって公開資料のごく一部しか構造分析を終了していない秋田県庁文書群についてはまだ実現が難しいと言わざるを得ない。

現段階で当館が具体的に検討できる検索システムとは、公開しているすべての簿冊についてキーワード検索を行い、資料名、課名、完結年度を一覧表示する簡易なシステムだと思われる。このような

検索システムは、前述したとおり記録史料の検索手段として十分なものとは言えないが、「出来ることから可能な限りの情報提供をする」という観点からは意味があるものと思われる。その際、段階的に刊行を計画している表題目録が資料ガイドとしてコンピュータ目録の機能を補完する役割を果たすとも考えることもできるのではないだろうか。

5. 他のシステムとの連携

当館は、歴史的資料の利用提供機関という側面に加え、秋田県の一行政機関としての側面も有している。秋田県庁文書を引き継ぎ、保存することには、「将来的な史料の利用提供」という目的の他、「二行政機関としての役割」という意味もあるのである。

この二つの側面から、中期的な課題として次の二つのシステムとの連携を考えたい。一つは併設館である秋田県立図書館の「図書館システム」との連携であり、もう一つは公文書館の親組織である秋田県の「文書管理システム」との連携である。

(1) 秋田県立図書館システム

当館の併設館である秋田県立図書館は、平成十七年度に図書館システムの更新を計画中である。この際、公文書館の目録データベースもバージョンアップを図り、図書館システムと一元管理することが一つの検討課題である。併設館としての利点を活かし図書館とシ

システム構築の面で協力することについては、前館長の高橋精一氏が秋田県公文書館の中期計画として次のように提言している。

「情報機器や情報ネットワーク及びインターネット等を活用することで、膨大な文書データの登録、資料管理ができる。また利用者にとっても、いつでもどこからでも居ながらにして資料を調べることが出来るようになる。ただ情報システムの構築には専門的な情報知識・技術・経験が必要であり、システムの構築には長期間を要し、非常に難しい事業ではある。幸いにも県立図書館のIT活用は先進的であり、また優秀な技術者もおられることから、併設館としての利点を活かし、両館が協力しあいながら、ハードやシステムの研究を進めていく方が効率的であると考える。」⁽²⁸⁾

扱う資料の特性や、分類・目録記述など整理体系の大きな違いを考えると、図書館と公文書館の資料を同一のデータベースで管理することは困難であろう。しかし、設備・機器の管理を一元化することによる経費削減効果に加え、利用者への資料提供という共通点を持つ併設館として、情報提供の面で連携することは大いに意義のあることである。具体的には公文書館の検索用のデータを図書館のデータとともに一つのOPACにより提供するという方法が考えられるのではないだろうか。

実現にあたっては図書館側の先進的技術、設備に頼るところが大きく、綿密な協議のうえ、図書館の協力を必要とする事業である。

(2) 文書管理システム

親組織である行政機関の文書管理システムと公文書館データベースを連動させることは、⁽²⁹⁾文書作成段階からのライフサイクル管理を可能にするものである。さらに廃棄に関する文書事務をシステム上で処理し、行政利用の際には各課で公文書館の所蔵情報を検索できるようにする等、業務効率化も期待できる。また、文書登録の際の入力項目を追加することにより、公文書館にとって一つの大きな課題となっている「評価選別」に文書作成段階での意志を反映させることも可能になる(ただし、この点については公文書館における評価選別、廃棄のあり方を見直すことにつながり、規則・規程の改正も要する問題である)。

ここでは行政機関の文書管理システムに文書館のシステムを含めた先進的事例として、ここで北海道総合文書管理システムを取り上げたい。なお、システムの概要については北海道立文書館研究紀要第十八号に掲載された青山英幸氏の報告を大幅に引用させていた。⁽³⁰⁾

北海道総合文書管理システムは、「本庁、支庁等のネットワーク環境下で文書事務を電子化することにより、文書の発生から保管・廃棄、そして歴史的価値ある文書の保存までの一元管理化、組織を超えた文書情報の共有化、他業務システムとの連携により、文書事務の公開を実現するもの」であり、その中に「北海道立文書館情報管理サブシステムが含まれ、文書館固有の業務を担当」している。

青山氏はこのシステムを次のように説明している。「電算システム上における『文書管理』であり、従来までの紙媒体による文書管理に替わるものとして稼動し、さらに北海道立文書館の業務をも担うものとして設定された。その内容は、従来の紙媒体の文書に替わり電子文書が基本となつて遂行される事務、文書の収受・起案・決裁・保管・保存・廃棄および歴史的価値ある文書引渡、情報公開事務と情報提供、そして文書館資料として歴史的価値ある文書等の保存とその提供を、電算システム上で行うものである。」このシステムの開発は、一九九七年に北海道立文書館で着手された電算システム導入についての検討と一九九八年からの北海道による電子道庁化への取り組みを発端とし、二〇〇一年「総合文書管理システム」に「文書館情報システム」を含めた事業とすることが決定され、総務部法制文書課、北海道立文書館、開発担当企業である富士電機株式会社との三者によって進められた。文書の起案から決裁、文書館への引渡し、廃棄までをすべてシステム上で行う処理過程やそのための詳細な項目設定、従来の紙媒体文書の取り扱いなど三者による綿密な検討を重ねて構築された同システムであるが、最も画期的と思われる点が、利用に供する目録情報作成のため「文書群」という考え方を取り入れ「マドリッド原則」⁽³¹⁾「ISAD (G)」に依拠した項目設定がなされた点であろう。この点について「文書館職員においても十分な理解がえられているとはいえないISAD (G)やISARR (CPF)などのシステムへの導入を許容した総務部法制文書課と、

恐らく日本では初めての試みと思われるこの文書館情報管理サブシステムの開発にあつた富士電機株式会社の関係者に謝辞をさげたい。」

と青山氏が述べているように、親組織による文書館業務に対する理解があつてこそ実現できた事業だと言えよう。また、電子文書への認識を深めるため文書館職員が開発担当企業から説明を受けるなど、文書館側にも行政の電子化に積極的に対応しようとする姿勢があつたように窺える。行政文書が文書館において歴史資料として公開されるものになるのだという行政機関側の理解、自らも行政機関の一組織であり、行政文書を扱っているのだという文書館側の認識、その両方があつてこそ実現できたシステムであり、文書のライフサイクル管理を行政の電子化という流れの中で実現した先進的取り組みといえよう。今後、文書管理システムと公文書館データベースとの連携を検討するうえで学ぶべき点は多い。

以上、図書館システムとの連携、及び文書管理システムとの連携について述べたが、前者が併設館であることの経費上の利点と歴史資料の利用提供機関としての機能を重視した取り組みである一方、後者は行政機関の一組織としての機能を重視した取り組みであると言えよう。そのどちらを選択するかは公文書館の長期計画に関わる問題であるうえ、いずれも相手機関の協力と理解が無くてはできない事業であり、十分な検討が必要である。特に後者については、秋

田県の組織全体に関わる大規模な事業であり、実現には北海道の事例のように相当の準備期間を要するものと思われる。

終わりに

以上、秋田県庁文書群の目録作成について過去の問題点から今後の課題まで述べてきた。一年間公文書館業務に携わるなかで見えてきた問題点とその改善に重点を置いた構成だったため、「論文」というよりは「業務報告」に近い内容であり、「史料整理論」の観点にはそぐわない部分が多々あったかもしれない。

しかし、データベース作成と目録刊行事業という日々の業務を改めて見直す作業は、公文書館業務全体についても見直すきっかけになり、資料を管理する上での教訓を得ることもできた。それは、「資料のライフサイクル管理」という意識を常に持ち、長期的視点に立って管理していかなくてはならないということである。秋田県庁文書群は過去から現在に至る秋田県という組織の活動記録であり、今後も継続して作成されていくものである。その保存と利用提供を責務とする機関として、公文書館は一貫性と計画性のある資料管理をしていかなくてはならないのである。今後はこの教訓を念頭に置いた上で他館の先進的取り組みも参考にし、たとえ段階的ではあっても可能な限りの情報提供ができるよう、目録業務に取り組んでいきたい。

註

(1) 秋田県公文書館条例(平成五年秋田県条例第二号)

(設置)

第一条 歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、及び利用に供するため、公文書館法(昭和六十二年法律第一一五号)第四条第一項の公文書館として、秋田県公文書館を秋田市山王新町一四番三一号に設置する。

記録のライフサイクル、及びライフサイクル概念図については、青山英幸氏の著書を参考にした。青山氏は、現用記録、半現用記録、非現用記録についてそれぞれ次のように述べている。

「記録が発生し、それを発生させた組織で頻繁に利用される段階の記録を、現用記録(Current Records, Active Records)という。その保管場所は、ほとんどの場合記録を発生させた職場内である。」

「記録を発生した組織が頻繁に利用しないような状況になった記録を、半現用記録(Semi-current Records, Semi-active Records)という。保管場所を移動する場合が多くみられる。」

「記録を発生した組織が、ほとんど利用しないようになった記録のうち、廃棄されるもの以外のものを非現用記録(Non-current Records, Non-active Records)として、記録史料(Archives)として文書館に引き継がれ、公開に供される。」

青山英幸『記録から記録史料へ アーカイバル・コントロール論序説』(岩田書院、二〇〇二年) 三〇五～三〇六頁

(3) 「秋田県庁日誌」は、明治六年から八年にかけて編纂された秋田県

庁の公的記録である。この時期の記録管理は、公文書原本を事務簿に編綴して保存するのではなく、重要文書の写から県庁日誌を編纂する方法で行われていた。(柴田知彰『秋田県庁日誌』について) 秋田県公文書館より第一二号、一九九八年)

この「部」は、事業内容を表すものであり、組織構造上の「部」を示すものではない。

「明治十一年七月ヨリ八月マテ 第一課駅通掛事務簿 郵便之部 三番」というように記載されている場合、「三番」が冊番に該当する。

当館には、明治十一年五月作成とみられる文書類別基準が保存されており、簿冊の類別項目ごとに、綴じるべき文書の種類が詳細に記されている。その後、明治十九年二月の組織改編時に「文書取扱規定」や「令官房往復文書編纂細則」が定められ、文書の保存期限、編纂上の取り扱い等について規定された。さらに明治十九年九月八日制定の「秋田県処務細則」には文書收受、文書弁理、文書送達、文書編纂という章が立てられ、文書編纂では第一から十号までの各事務ごとの書式が詳細に定められた。これらは明治二十年の「文書編纂及保存規則」へ向かう文書規則の土台となった。明治二十二年三月制定の「秋田県処務細則」では、全七章の中に文書收受、文書調理、文書発送の章が立てられた。このように秋田県の処務細則の中に文書管理に関する規程が章立てられる制度は、この後昭和二十二年まで継続することとなる。

以上の点については次の三論文を参照していただきたい。

高橋務「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号、一九九五年)

柴田知彰「明治前期秋田県庁文書群の内的秩序の復元」(『秋田県公文書館研究紀要』第八号、二〇〇二年)

柴田知彰「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」(『秋

田県公文書館研究紀要』第九号、二〇〇三年)

(7) 『秋田県公文書館年報』第一号(一九九四年) 十八〜十九頁

(8) 平成十一年度秋田県に「文書管理システム」が導入されて以後は、データ化された引継目録をネットワーク上で受け取ることが可能となったため、簿冊タイトルや部課名、完結年度など文書作成課において入力されたデータを流用することが可能となり、入力に係る労力は削減された。

(9) 当館の評価選別作業への取り組みについては、次の二論文を参照されたい。佐藤隆『公文書の評価選別と公開非公開の基準についての試論』(『秋田県公文書館研究紀要』第四号、一九九八年)、高橋精一「秋田県公文書館中期計画(案)」(『秋田県公文書館研究紀要』第九号、二〇〇三年)

(10) 鈴江栄一「近現代史料の管理と史料認識」(北海道大学図書刊行会、二〇〇二年) 一一九〜一三〇頁

(11) 鈴江、前掲書 三九三〜三九七頁

(12) 青山、前掲書 三一二頁

(13) 青山、前掲書 三一二頁

(14) 引き継いだ際の年度、受入課、課毎の整理番号を組み合わせた簿冊一冊ずつの識別番号であり、利用提供の際の資料請求記号となる。

(15) 森本祥子「国際標準記録史料(一般原則)」適用の試み―行政文書の場合―(『史料館研究紀要』第二十九号、一九九八年)

(16) 青山、前掲書 三三四頁

(17) 高橋務「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号、一九九五年)、

柴田知彰「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」(『秋田県公文書館研究紀要』第九号、二〇〇三年)、

柴田知彰「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」(『秋田県公文書館研究紀要』第十号、二〇〇四年)

- (18) 柴田知彰「明治前期秋田県庁文書群の内的秩序の復元」(『秋田県公文書館研究紀要』第八号、二〇〇〇年)
- (19) 青山、前掲書 二五頁
- (20) アーカイブズ・インフォメーション研究会『記録史料記述の国際標準』(北海道大学図書刊行会、二〇〇二年) 三三～三四頁
- (21) 明治前期の秋田県庁文書群へのフォンド概念の適用については、当館研究紀要第八号を参照していただきたい(柴田、前掲論文)。
- (22) 明治十九年、組織改編により課制から部制に変遷した。
- (23) 柳沢美美子「収蔵資料の目録編成とコンテクスト情報―福井県文書館目録システムの事例から―」(国立公文書館『平成十三年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』)
- (24) 豊見山和美「公文書目録データベースにおける階層構造の表現に関する試み―琉球政府文書を例に―」(『沖縄県公文書館研究紀要』三三号、二〇〇一年)
- (25) 鈴江英一氏は前掲書において仮目録について次のように述べている「基本目録編集・刊行の前段階の処理として、個別の史料番号と簡略な標題など出納に最低限必要な表示を付して、閲覧利用のために一定程度応ずる措置をしている仮目録もある。したがって、完全とはいえないまでも、仮目録の段階で閲覧に供することが可能となっている場合もある。」鈴江、前掲書 三九五～三九七頁
- (26) ①明治六年八月二十五日、②明治八年六月二十二日、③明治八年十二月二十七日、④明治九年六月一日の組織改編期を対象とした(明治八年一月十九日にも組織改編が実施されたが、この時期の簿冊は残っていない)。
- (27) 森本、前掲論文
- (28) 高橋、前掲論文
- (29) 現行の秋田県文書管理システムを構成するサブシステムのひとつとして、公文書館が引き継いだ簿冊を管理する「簿冊管理システム」が

- (30) あるが、本稿で述べたような目録データベース機能は有していない。
- (31) 青山英幸「北海道立文書館における北海道総合文書管理システムの導入について」(『北海道立文書館研究紀要』第一八号、二〇〇三年) 国際文書館評議会(ICA)が一九九二年にマドリッドで採択した「記録史料記述に関する原則についての声明」。
- これに基づき、ISAD(G)が作成された。

付記 本稿は、平成十五年度公文書館専門職員養成課程(独立行政法人国立公文書館主催)における修了研究論文に一部修正を加えたものである。修了研究論文の指導講師として御指導いただいた埼玉県立文書館の原由美子氏に深く感謝申し上げます。

(公文書班主事 しばたまほ)

《史料紹介》

秋田県の職務規程（明治九〇十三年度）

公文書班

前号に引き続き、明治九年度から十三年度までの職務規程に関する史料を紹介する。平成六年当時に公文書課専門員だった高橋務氏が作成した資料集を元に、県庁の組織機構図も配して再構成した。

史料は年度ごとにまとめ、一点ごとに内容を示す表題を付けた。県処務細則の全面改正については、◎を表題に冠した。各史料の表題の次には、括弧書きで出典名と当館の資料番号を記した。

明治九年度（一八七六）

◎秋田県分課職制（明治九年六月一日、乙第九六番）

（明治九年十年「庁中規則」 一一一〇五、明治九年「第一課事務掛事務簿」 官員関係之部式番 八二五二）

乙第九十六番

各区

正副区戸長

本県職務章程相廃シ分課職制別冊之通り相定候条此旨為心得相達候事

明治九年六月一日

秋田県権令石田英吉

明治九年五月決定

秋田県分課職制

秋田県分課職制

第一章 各官責任ノ事ヲ載ス

第一条 本県ノ事務ヲ判理シ若シ其事ノ挙ラサルハ長官其責任ニ任ス次官之ニ亜ク

第二条 一課内ノ事務ヲ調査シ若シ其事ノ挙ラサルアレハ課長其責任ニ任ス担任ノ官員之ニ亜ク

第三条 各課ノ官員各其主務ヲ分チ専ラ担任スル所アリ

第四条 判任官其担任スル事ノ細大ヲ問ハス必ス其課長ニ商リ直

ニ決ヲ令参事ニ取ル

但課長ノ起案スルハ担任官ニ商リ決ヲ令参事ニ取ル

第五条 課内主務担任ノ人撰ハ其課長コレニ与ル事ヲ得

第六条 分課職制限予メ其責任ノ部分ヲ立ルト雖トモ他ノ主務ニ

関係スルモノハ必ス其主任ト商議シ且臨時ノ事件其他主務ノ官員
不参等ノ節ハ課中之ヲ代理シ其事務ヲシテ渋滞ナカラシヲ要ス

第二章 各課中所務ノ区分ヲ載ス

第七条 第一課

戸籍係

民費係

郵便係

土木係

記録係

受付係

諸務係

但各掛筆頭ノ官員ハ其掛内ノ事務ヲ惣括ス以下各課皆同
シ

第八条 第二課

勸農係

勸工係

勸商係

諸務係

第九条 第三課

国税係

県税係

地租改正係

税則係

地理係

第十条 第四課 警察所ヲ置ク其職制別券トス

第十一条 第五課

学務係

衛生係

諸務係

第十二条 第六課

統計係

公債係

受払係

用度係

第三章 各課官員分掌ノ事ヲ載ス

第十三条 課長課中ノ事務一切之ヲ調査シ諸官省ノ布告達ノ件々
時機アルモノ等担任者ヲシテ其期ヲ誤ラサラシム

第十四条 第一課

第一節 戸籍掛ハ戸口名籍ヲ詳ニシ大小区画扱所ノ廃置貫屬社寺

ノ進退願届及教法祭典等ノ事ヲ所分シ兼テ徴兵ノ事務ヲ掌ル

第二節 民費掛ハ民費課出ノ当否ヲ検査シ之ヲ徴収支給スルコトヲ掌ル

第三節 駅通掛ハ道路ノ通達水陸ノ運輸舟車ノ便及ヒ郵便等都テ其方法ヲ案シ広ク人民通信ノ便ヲ得セシムル事ヲ掌ル

第四節 土木掛ハ堤防橋梁道路ヲ修繕シ用悪水路ヲ疎通シ治水一切ノ事務ヲ任シ兼テ県庁及ヒ官舎其他官費ニ関スル社寺等修繕繕等ノ事ヲ掌ル

第五節 記録掛ハ庁中一般ノ記録文書ヲ編輯貯蔵シ併セテ国史地誌編纂ノ事ヲ掌ル

第六節 受付掛ハ官省使庁府県其他一切ノ布告来翰四民願届書等ヲ受付シ且官省進達府県往復等ノ文書及管内布達ノ事ヲ掌ル

第七節 諸務掛ハ職務ニ関スル一切ノ諸件及未発ノ事件ヲ書算シ其余都テ臨時ノ雑務ヲ任シ兼テ使部以下ノ進退庁中取締ノ事ヲ掌ル

第十五条 第二課

第一節 勸農掛ハ穀物培養ノ利害農具ノ得失ヲ検査シ及ヒ開墾牧畜樹芸ノ業ヲ勸奨シ兼テ管内牛馬ノ現数詳明スルヲ掌ル

第二節 勸工掛ハ諸工業ヲ勸奨シ器械ノ便否ヲ検査シ天造人造ノ物品ヲ増殖シ総テ一般ノ公益ヲ興ス事ヲ掌ル

第三節 勸商掛ハ米穀等ノ相場及輸出入ヲ検査シ陸海運送ノ利ヲ計リ有無相通シテ一般ノ便利ヲ得セシメン事ヲ掌ル

第四節 諸務掛ハ三業掛外ノ事務及ヒ其余ノ雑務ヲ任シ兼テ諸費ノ會計ヲ掌ル

第十六条 第三課

第一節 国税掛ハ地租改正禄税ヲ始メ蚕種印紙牛馬売買舟車酒類地券証印証券印紙同界紙生糸繭印紙真綿印紙烟草印紙銃獵等都テ大藏省エ納入スヘキ諸税ノ徴収ヲ掌ル

第二節 県税掛ハ漁業罾駒諸興行芸娼妓貸座敷其余諸商沽等一切ノ税額本県限り收入スヘキ諸税ノ徴収ヲ掌ル

第三節 地租改正掛ハ田畑山林沽券地其余一切土地收穫ノ実量ヲ検シ地価ヲ正シ地券税発行ノ事務ヲ掌リ尤土地ノ広狭落地隠田畑等ヲ発見匡正シ後來公平至当ノ税額ヲ調理シ地租改正総代人ノ勤惰ヲ鑑ミ其進退ヲ掌ル

第四節 税則掛ハ専ラ県税ノ当否ヲ査シ地租ノ外新タニ賦税スル処ノ事務ヲ任シ諸興行稼業等ノ興廃願及其税則ヲ調整シ併セテ諸収税ニ用ユル相場立等ノ事ヲ掌ル

第五節 地理掛ハ田畑屋敷山林原野池沼ノ分界其広狭変換等ヲ正シ官民有地社寺境内外ノ区分ヲ定メ存廃官林ノ取締并其代価ヲ検査スルヲ掌ル

第十七条 第五課

第一節 学務掛ハ中小学校教員ヲ監督シ并ニ生徒ノ進歩ヲ察シ且学区取締教員生徒ノ進退ヲ所分シ以テ学事ノ普及スルヲ掌ル

第二節 衛生掛ハ人民衛生ノ事務ヲ任シ病院ヲ総理シ医員医事取

締種痘掛ヲ監督シ其進退所分スル事ヲ掌ル

第三節 諸務掛ハ中小学区ノ分割ヲ定メ学校病院ノ土地家屋ヲ調ヘ文部省委托金ノ支払方法ヲ立テ献金寄付金及ヒ生徒受業料并諸經費ノ事ヲ計リ且諸学校病院雜務掛ノ進退ヲ処分シ兼テ書籍器械ヲ調理シ其課内一般ノ雜務ヲ掌ル

第十八条 第六課

第一節 統計掛ハ歳入歳出ヲ統計シ其収支ノ当否ヲ検査シ及ヒ金穀出納ニ関スル文書ヲ編輯シテ其計表ヲ調成スルヲ掌ル

第二節 公債掛ハ各種公債証書ヲ出納シ一切貸付金穀ヲ検査収支シ并家禄賞典禄ヲ給与スルヲ掌ル

第三節 受拂掛ハ金穀ヲ出納シ金庫ヲ開鎖スルヲ掌ル

第五節 用度掛ハ庁中其外一切ノ諸物品ヲ購求スルヲ掌ル

第四章 各課交渉取扱ノ順序大概ヲ掲ク

第十九条 御布告布達及ヒ一般ノ公文ハ都テ令参事ヨリ庁中回覽及ヒ士民布達各課担任等ノ証印ヲ捺シ第一課受付掛ニ附ス同掛ニ於テ速ニ配達処分スルヲ要ス

第二十条 御布達ノ本紙一部限ノ分ハ都テ第一課記録掛ニ於テ洩ナク編入スヘシ

但本紙数部アルモノハ其原書一部ヲ關係ノ課又ハ各課ニ付シ第二十一条 各課ニ於テ新タニ布告セントスルカ或ハ区戸長達等ノ類ハ担任官課長ト商議シ其全文ヲ作り必ス令参事ノ検印ヲ得テ

第一課ヘ付スヘシ

第二十二條 士民一般ノ願伺届等当人持参并封状トモ都テ受付掛エ差出サシムヘシト雖貢租取立地券授与等ハ勿論各課ニ於テ取調聞糾等ノ為呼出シ応接スル事件ヨリ生スル書類ハ前文ノ例ニ非ス第二十三條 諸向ノ受付ハ正午十二時ヲ限リトナシ之ヲ各課ニ分配スルハ午後一時ヲ限リトス

但此時限ハ出庁退庁ノ時限ニ随フモノナレハ隨時変換スル事アルベシ

第二十四條 各課ニ於テ受付ヨリ受取ル士民願伺等ハ勿論諸向掛合ノ返報又ハ取調進達等ノ事件各其所分ノ見込ヲ付ケ士民願伺等ニハ尚指令案ヲ副ヘ其課長ニ商リ決ヲ令参事ニ乞フヘシ

第二十五條 諸向返報又ハ進達ノ書類願伺届等都テ一決ノ上ハ令参事之ヲ其課長ニ付ス課長其決ノ異同ヲ一見シ担任ノ官吏ニ附与ス担任官之ヲ受取り諸向ノ応答進達等ハ直ニ該課ニ於テ浄書シ郵送ヲ以指令セシムル等ノ者ハ渾テ第一課受付掛ニ付托シ本人ヘ直ニ指令スルハ各課ニ於テ之ヲ直達スルモ妨ナシ尤直達セシ分ハ受付掛ヘ報告スヘシ

但届書等ノ類異義ナキモノハ課長担任官ニ検印ノミニテ令参事ニ出スヘシ

第二十六條 本人持参ノ諸願伺等成規ニ悖ルカ或ハ重大事件ノ外ハ速ニ其決ヲ乞ヒ即日指令スルヲ平素ノ例トスヘシ

第二十七條 百般ノ事件至急令参事ノ決議ヲ欲スルモノハ赤紙貼

スベシ

第二十八條 諸官員一己ノ願伺届ハ其課長ノ檢印ヲ得テ受付掛ヘ差出スヘシ

右之通相定候事

明治九年五月

秋田県

○秋田県第一課分係処務規定（明治九年七月）

（明治九年十年「庁中規則」 一一一〇五）

第一課

其課分掛処務規定別冊之通可相心得此旨相達候事

明治九年七月三日

秋田県権県令石田英吉

秋田県第一課分係処務規定（*係Ⅱ掛 明治九年五ノ九月「第一課

諸務掛事務簿」官員関係之部 式番 八二五二）

課長

戸籍民費駅通土木記録受付諸務七係ノ事務ヲ総括担当ス

官ニ対シテ論弁スルヲ得

院省使庁府県寮司ヨリノ公達来翰及ヒ人民ヨリ出ス所ノ諸文書等本課ニ関スル者各掛ニ於テ審理シ判案回答ノ稿案成テ之ヲ出サハ其当否ヲ查考シ押印シテ上官ノ檢印ヲ受ケ其本書ト共ニ該

係ニ付ス

但シ其事ノ急ナル者ハ赤箋ヲ付ス

本課中諸官員辞職帰省其他身分ニ関スル書面ヲ出サントシテ檢印ヲ請求セハ之ニ関印シテ受付掛ニ出サシム長官檢印了ラハ諸務係ニ付シテ之カ辞令ト指令トヲ造ラシム

附属以下及ヒ戸長等ニ辞令ヲ授与ス

課中分掛

戸籍掛

民費掛

駅通掛

土木掛

記録掛

受付掛

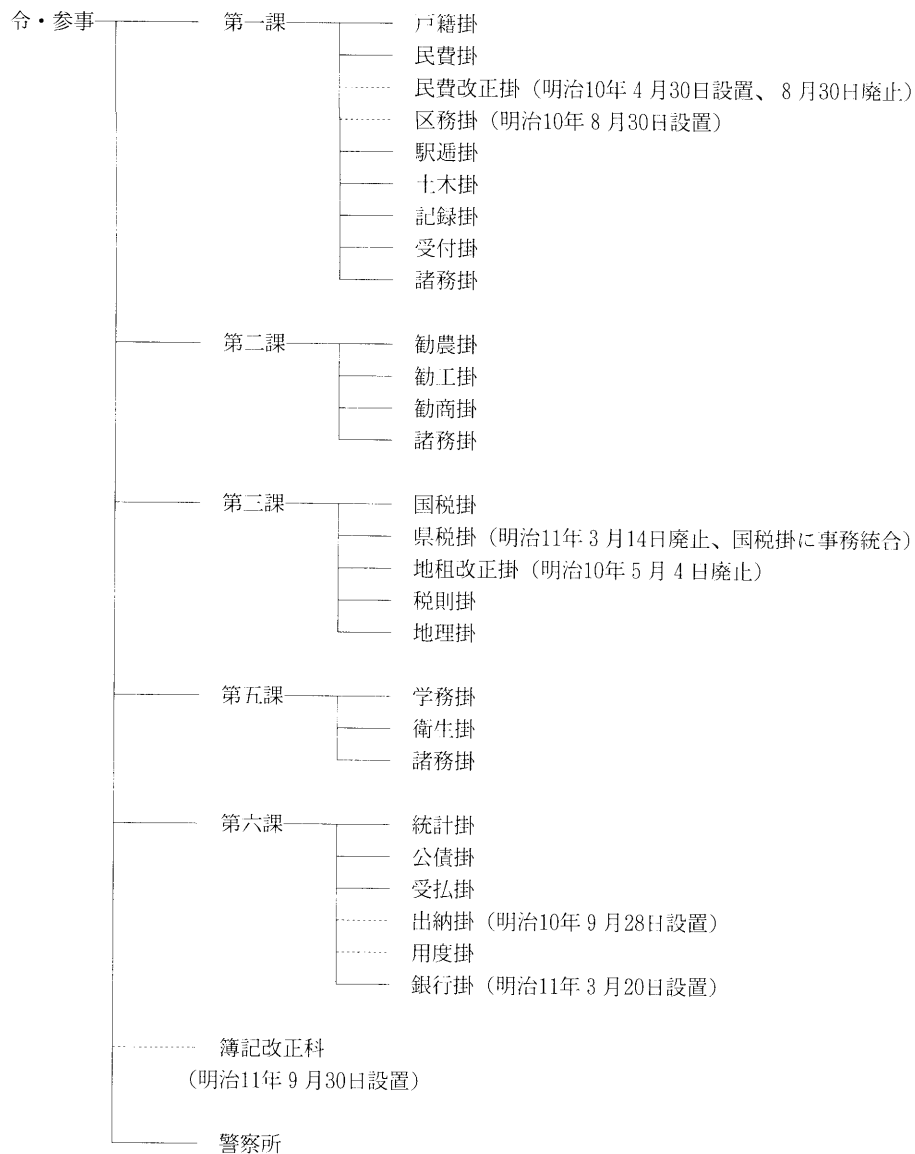
諸務掛

予シメ各掛互用ノ令則ヲ示ス

院省使ノ公達庁府県寮司ノ来翰及ヒ人民ノ諸願伺届書ノ如キ之ヲ受テ其稿案ヲ作り上官檢印了リ課長之ヲ付セハ之ヲ浄書シ長官ノ印記ヲ受ケ受付掛ニ付シテ送達ス扱所人民ニ対スル一時尋問出頭ヲ命スルカ如キ其文例アル者ト雖モ必課長ノ関印ヲ得テ後送達スヘシ

凡文書中其事已ニ結局ニ至ルモノヲ彙集シ其措置ノ順序顛末ヲ

図1. 秋田県庁組織（明治9年6月1日～11年12月6日）



鮮明ニシ之ヲ記録掛ニ付ス

往復數回ヲ重子書類多端ナルモノ各人之理スルトキハ前後通覽ノ勞アルノミナラズ緩急失措ノ恐レナキニ非サレハ此類ハ主任ヲ定メ一人担当シテ局ヲ終ルヲ要ス

但掛合書ノ類其回答遲滯スル者ハ之ヲ促スヘシ

凡他庁ノ官吏接遇面晤セント欲スル有テ受付掛ヨリ之ヲ報セハ其陳述する所ヲ課長ニ伝フ若課長不在ナレハ直ニ上官ニ告ケ指揮ニ從テ之ニ答フ恣意專答スルヲ得ス

四民出ス所ノ文書ニ付キ本人ヲ出頭セシメ尋問説諭スルモ其小事ハ課長ニ商議シ其大事ハ上官ニ稟告セスシテ專行スルヲ得ス以上本課各掛咸之ヲ例トス

戸籍係

戸籍主任

戸籍簿總計等成規ノ如ク之ヲ編成シ区画順次ヲ正シ以探抽ニ便ニス

予テ区画簿ヲ制造シ区画變換扱所廢置轉換村町分合等ノ請願アレハ其土地ノ便否人民ノ利害得失ヲ^(第カ)糾考シ等三課エ通議シ内務省エ上伺ス

但扱所ノ廢置轉換ハ上伺スルニ及ハス

区戸長職制及旅費日当ノ沿革等其実況ヲ斟量シ之ヲ編成ス

但旅費ハ民費係ニ商議ス

区戸長ノ印鑑簿ヲ製シ各大小区ノ位置ニ貼附シ後証ニ備フ戸數人口ノ増減毎月区戸長ノ届書ニ抛リ戸籍簿ヲ加除ス

毎年一月前年ノ戸數人口職分寄留附屬表及死亡表ノ増減ヲ計算シ總計表ニ通ヲ製シ一ハ県庁ニ備エ一ハ内務省ニ進達スルヲ例トス

但一大区ヲ一括トシ後考ニ供フ

脱走者ヲ届出ルトキハ其時々名簿ニ登記ス帰籍届出レハ日月ノ多寡ヲ考エ法ニ依テ之ヲ所分シ名簿ニ再記ス

管内ノ者他管内ニ於テ犯罪或ハ疾病等ニテ原籍如何ヲ問来ラハ速ニ其本籍ニ達シ有無ヲ回報スヘシ

管内外ヲ論セス総テ遠隔ノ者犯罪所決放免スル有テ警察所ヨリ回送セハ其者ヲシテ本籍ニ復歸セシム

漂泊人アレハ有籍ハ其府県エ掛合無籍ハ警察所エ引渡スヘシ棄兒拾得救育請願スルアレハ第六課エ通議シ成格ニ抛リ之ヲ所分ス

貫屬主任

貫屬士族元卒ノ禄高及ヒ賞典米等若事故有テ増減スルトキハ其事由ヲ詳記シ帳簿ヲ改メ第六課ニ回達シ内務大藏両省ニ上申ス貫屬士族隱居家督戸主死亡及貫屬替婦農商分家等ノ事アレハ直チニ帳簿ヲ改メ第六課ニ通議シ内務大藏両省ニ上申ス

但無禄ハレハ特リ内務省ニ届ク

予テ貫属士族ヨリ明細短冊ヲ以テ各戸主年齢禄高及履歴ヲ申出セシメ頭字ヲ以部類ヲ分チ搜索ニ便ニス

貫属士族移住改名改印及ヒ隱居家督等ノトキハ直ニ短冊ヲ改正セシメ其簿ヲ更正ス

貫属士族戸主旅行或ハ他ニ寄留スルトキハ公私ヲ論セス留主中跡心得人ヲ立テ其事由ヲ届ケ出ルニ短冊ヲ以テセシメ其簿ニ貼付ス

社寺主任

社寺明細簿ヲ製シ神社寺院細大トナク尽ク之ヲ記載シ式内外県郷村及本山末寺等明細ニ登記ス若興廢合併等アレハ其事実ヲ審シ教部省ニ上伺ス

神官及一寺住職ノ姓名簿ヲ製置シ黜涉等アレハ之ヲ改ム

神官及一寺住職トナル者神官ハ其区内首坐ノ神官二名以上及氏子総代連印戸長之ニ奥印シ加フルニ神道事務局長ノ副書ヲ以シ各宗取締又ア触頭ノ副書ヲ以テ願出ハ其品行ヲ詳察シテ之ヲ所分ス

而シテ之カ辞令書ヲ造ル

寺院廢令僧尼増減寺院住職黜涉ハ必其簿冊ニ登記シ毎歳一月前年ノ実況ヲ計算シ増減表及黜涉調を調成シ教部省エ上申ス

神官ノ黜涉モ亦同シ惟其調成進達ノ期一月七月ノ両度アルノミ庁中旅行スル所ノ祭式遙拜式ノ如キ祝辞奉幣ノ類皆之ヲ管理ス時宜ニヨリ諸務掛ニ通議ス其費用ニ関スルアレハ第六課ニ通議

ス

招魂社及ヒ墳墓ノ修理スヘキアレハ土木掛ニ通議シ之ヲ所分ス社寺院現境内ノ樹木伐採ヲ乞フアレハ之ヲ取纏メ置キ四月九月ノ両度ニ巡回実地ヲ検査シ後ニ之ヲ所分ス

若其樹木ノ枯槁風折アレハ戸長立合入札法ヲ以テ之ヲ売却シテ申出セシメ帳簿ニ登記シ其堂宇修繕ノ費用ニ供ス

総テ教導職ハ公試験シ而シテ后撰掾スヘシト雖モ品行才識卓越ノ者ハ其族籍ヲ論セス特別之ヲ撰掾ス

徴兵主任

海陸軍兵員并生徒徴募ノ事務ハ総テ成規ニ照準ス

毎年十二月廿五日徴兵連名簿免役連名簿并免役箇条書検査場ノ位置ヲ調成シテ陸軍省ニ進達ス

毎年二月十五日後ハ徴兵使巡回スヘキニヨリ予テ各区正副戸長ノ中一名徴兵取調係ヲ命シ徴兵令同参考同手続書ノ如ク調成セシメ本年徴兵タル者ノ人別表検査表ヲ作り指揮次第徴員ヲ卒テ検査場エ出頭セシム

右ニ先ンシテ毎年十月徴兵議官各区ヲ巡回シ徴兵相当者ノ父兄抜所エ召集シ徴兵令ノ本旨ヲ明示シ事故或ハ苦情アル者ヲ説諭ス

但人民其旨趣ヲ熟知スルニ至レハ之ヲ廃スヘシ

国民軍ハ予テ拾七歳ヨリ四拾歳迄ノ帳簿ヲ製シ置キ毎年一月各区ヨリ出ス所ノ届書ニ依リ前年ノ増減ヲ加除シ人員總計表ヲ作

リ同月中陸軍省ニ進達ス

常備兵婦郷中一身上ニ関スル事故アレハ其時々所轄鎮台エ報ス
後備軍前条ノ如キハ月末之ヲ報ス

連檐接続人口一百名已上ノケ所取調年末陸軍省エ準達ス

海軍水火夫服役ノ者海軍省ヨリ家族扶助金送附アレハ人名金額
ヲ檢閲シ第六課ニ回送シ家族エ之ヲ渡ス

民費掛

課徴主任

管内民費ノ各種其当否ヲ検査シ偏重ノ弊害ナカラシム

其賦課徴集ノ方法ハ民費章程ニ詳載セルヲ以テ又贅言セス

各大小区々戸長ヨリ出ス所ノ毎半歳ノ諸費概計課徴高ノ当否ヲ
調査シ其切符ヲ付与ス

而シテ其課徴スル民費半歳計ヲ決算シ每期各区ヨリ出シ来ラハ
之ヲ検査シ管内一般統計シテ太政官ニ申呈シ管内ニ広告ス

蓄積主任

凶荒ノ備用予算セサル可ラス然レトモ之ヲ施行シ緩急其宜キヲ
得ルハ當ニ法則ヲ以責ム可ラス故ニ実地経験適度ノ方法ヲ立ン
トシテ暫ク之ヲ省ク

駅通掛

駅通主任

管内道路ノ等級及ヒ里程ヲ調理シ其实測ヲ要スル者ハ派出シテ
之ヲ所分ス

道路橋梁渡舟場ヲ監視シ破壊スアラハ其村落ノ申牒ヲ案シ之ヲ
修理ス

而シテ其土功ト費用トニ関スル者ハ土木掛ニ回致ス其地理ニ関
スルハ第三課ニ通議ス

行旅ノ難易ト土地ノ便否トヲ計較シ新タニ道路ヲ開鑿セント欲
スルニ当テハ実地之ヲ検査測量シ大ニ便益アレハ之ヲ施行ス

道路掃除ノ方法ヲ案シ常ニ不潔ナキヲ要ス

並木培養ノ方法ヲ調理ス

各駅行旅人馬ノ供給及賃額ノ高低等ヲ検査シ其当ヲ得ルヲ要ス
予メ各駅人馬ノ数ヲ調査シ置キ運搬ノ便ヲ計較ス

新タニ駅ヲ興シ或ハ之ヲ廃スモ皆其宜キニヨル

非常出兵或ハ戍兵交番等ニ用ユル人馬ハ一駅凡何千石ノ高二何
程ヲ課スル等夫々公布ニ照準シ予テ細密ニ調査ス

若シ大兵行旅スルカ如キアラハ速ニ出張シ駅村ノ役員ヲ指揮シ
其賃錢會計等錯乱ナカラシム

橋梁破壊スル有テ之ヲ改作シ為ニ賃錢ヲ需求セント乞フアレハ
先土木掛ニ商議シ其営膳費用都合有テ一般ノ方法ニヨル可ラサ
ルノ時ハ其費用ト仕様帳ヲ出サシメ之ヲ調査シテ不可ナルアラ

サレハ之ヲ許ス

之ヲ許スニ先立タチテ其地元ニ尋ヌルニ其可否ヲ以テスルヲ例トス

功成テ其事ヲ報セハ出張出張ニヨル内之ヲ檢シ平常人馬通行ノ平均ヲ計較シ之カ賃錢ト年限トヲ定ム

渡舟ヲ變シテ架橋セントスルモ亦此例ニヨル

官吏其他公事旅行スルニ当リ先觸帳人馬帳ヲ乞ハタ之ニ付与スルニ管内ハ駅通掛ノ印ヲ捺シ管外ハ県印ヲ用ユ

但旅行了ラハ之ヲ返却セシム

汽船入港ノ報知アレハ之ヲ通達ス

郵便主任

管内郵便局ノ位置速度ノ方法及取扱役ノ勤惰ヲ監視シ其廢置進退セントスル時ハ其事由ヲ詳審ニシ内務省及駅通寮ニ稟議ス

併セテ郵便為替ノ位置ヲ定ム

其稟議スル所ノ者施行スヘキニ於テハ其廢置ノ触示案ヲ草シ辞令ヲ下付ス

管内各郵便局ヨリ毎月期日ヲ以テ出ス所ノ正算仕上表ヲ檢査シ毎月廿二日ヲ期トシ之ヲ駅通寮ニ送致ス

若シ期限ヲ誤ル者アレハ之ヲ督促ス

管内本線支線ヲ論セス毎月兩度期日ヲ以テ出ス所ノ郵便発着時限ヲ監視シ誤謬渋滞ナカラシム

右ノ送致ハ必ス書留郵便ヲ以テス

駅通寮ノ照会アルカ又ハ事故有テ郵便取扱役面晤セサレハ

弁明セサルニ非ルヨリハ妄リニ呼出スヲ得ス

之ヲ呼出サハ其事由ヲ詳ニシ駅通寮ニ通知ス

国家ノ大事有テ飛信切手ヲ用フヘキハ上官ノ特命ニヨル

土木掛

土木主任

河港堤防ヲ修築シ溝渠ヲ疎通シ治水一切ノ事務ヲ施行スルハ人民ノ請願ニヨルト雖トモ又殊ニ修築ヲ命スルコトアルヘシ

管内ノ村落河港堤防ノ修築ヲ請願スルアレハ之ヲ檢査スルニ毎歲春秋二季ヲ以テシ三月七月尽日迄ノ請願ヲ纏メ四月八月一日

ヨリ派出シ実地ニ就キ頽破ノ景況便否得失ヲ參考シ修築日論見仕様帳ヲ製ス

費用ハ悉皆民費トス其費用ヲ賦課スルハ民費係ノ任タルヲ以テ之ニ商議ス

而シテ沼道ノ村落ヲシテ之ヲ請負シメ伍長總代ヨリ請書ヲ出サシメ為メニ金員ヲ乞フアレハ備金ノ内ヨリ渡ス可キ金員ノ半額

民費ヨリ支給スヘキ金額ノ七分ヲ付与スルヲ例トス

功成ヲ告ケハ春ノ修築ハ秋ニ至リ之ヲ檢査シ秋ノ修築ハ欲春派出ノ際トス

洪水等アリテ急破修繕スヘキハ此限ニ非ス

毎歳毎月水害アレハ表ヲ製シテ内務省ニ稟告ス

道路橋梁モ亦之ニ準スト雖トモ駅逦係ト協議セサル可カラス駅逦係ヨリ新道鑿橋梁架渡ノ回議アラハ之カ目論見帳ヲ造ル目論見帳アル者ハ之ヲ検査ス

河流ノ屈曲ヲ去リ水害ヲ除防スルカ如キ大事業ニ至テハ其利害得失ヲ計帳シテ主務ノ省ニ稟議ス

営繕主任

県庁官舎倉庫牢檻ノ如キ新築ノ費用官費ニ関スル者ハ細尺ヲ不論絵図目論見仕様帳ヲ製シ内務省エ上申シ許可ヲ得テ施行ス而シテ其修繕補理ニ至テハ悉皆民費トス

警察派出所屯所学校病院ノ如キモ其補理修繕スルアレハ必ス其費用ヲ調査ス

凡功業ニ関スル者瑣末ノ小破ニ非ル者ハ尽ク入札法ヲ用ユ

其開札スルニ当リ諸人札人ヲ連坐セシメ課長之ヲ会シ而シテ後開札金員ヲ朗読ス其法ノ如クナラサル者ハ之ヲ退ク

而シテ後各自其金額ヲ比較シテ之ヲ決ス

落札人請書ヲ出サハ費用半額ヲ渡スヲ例トス

功成ヲ告ケハ課長ト共ニ之ヲ檢シ其引渡ヲ要スル者ハ主務ノ官吏ヲ伴フテ之ヲ渡ス

記録主任

官省布達及ヒ日誌報告其他ノ刊本数部頒布相成ルモノ到達スル毎ニ上局備ノ部分受付係ヨリ送付セハ各自ノ銘簿ヲ分テ番号ノ順序ニ編綴シ巻端ニ番号事目ヲ標記ス

公文中追テ添削改訂等ノ公達アル寸ハ次ヲ逐テ本条ニ廻リ朱書シテ其沿革ヲ審ニス

受付係ヨリ回送スル公文一部ニ止ルモノ担任及ヒ回覧等ノ証印アルモノハ謄写シテ受付掛ニ送付シ原書ハ各簿ニ編纂ス

但一箇ノ簿冊ノミニシテ回覧等ノ証印アルモノハ其書名ヲ記シテ直ニ其取扱ノ順序ヲ為スベシ

官省ヨリ本県限リノ達書受付掛ヨリ回送スル時ハ之ヲ謄写シテ同掛ニ送付シ原書ハ到達ノ順序ニ從テ編綴別簿ト為ス

公文至急ノ事件ニ係ルモノ受付係ヨリ送付スル時ハ速ニ謄写シテ同掛ニ回送ス

諸般事務官省上申ヲ經テ指令アル者其原書ハ別ニ一簿ト為シ置キ上申ノ原書^{印付合卷事ノ決}捺印セラルモノニ其指令ヲ謄写シテ事務簿ニ収ム

但シ別ニ其申牒ト指令トノミヲ謄写シ各一簿ト為シ特ニ其要旨ヲ点検スルノ便トス

本県触示達書等總テ刊行スルモノ受付係ヨリ必ス二部ヲ送付スルニ付其一部ハ番号ヲ逐テ各自ノ銘簿ニ収綴シ一部ハ事類ヲ分テ逐次ニ編綴シ一目ニ其沿革ヲ瞭然タラシメ照査ニ便ニス尚ホ皆巻端ニ番号事目ヲ標記ス

記録掛

但序中達書等刊行ヲ經サルモノト雖モ一個ノ規則ヲ為セシモノハ謄写シテ事類ニ収ム

書類ヲ蒐集シ本綴一簿冊トスルヤ必シモ年月ヲ以テ区分セス其葉數ノ多寡ニ從テ之ヲ調成ス

各課各所事務簿毎年ノ部類ヲ分ツ而シテ日々事務取扱ノ書類結局スルヲ各課各所ヨリ毎件其首尾ヲ全シテ回送シ來ルハ之ヲ通覽シテ各簿ニ編綴ス

之ヲ通覽シテ其首尾全備セサルモノアレハ直ニ其掛ニ還付督責スヘシ尚實際全備ス可カラサル者ハ其旨ヲ記セシムルヘシ

一事件ニシテ兩部ニ跨ルモノハ其主部ノ簿冊ニ全書ヲ收綴シ關涉スル所ノ部ニハ其標目ノミヲ掲記シテ全書ハ某ノ部ニアリト註記ス

但尋常細事ハ必シモ然ラズ

各課各所事務取扱異同アルヲ以テ一事件ニシテ大成スヘキ者ト否ラサル者アリ其否ラサル者ハ一曲限り小成編綴スル適宜ノ調成タルヘシ

一事已ニ結局スルモノヲ編纂スト雖モ後來其事件再発スル者ハ姑ク其便宜ニ随テ收綴ス

諸般事務簿ハ総テ先ツ仮綴トナシ大概二月三月乃至六七月ニシテ漸次適宜ニ修整本綴スベシト雖モ葉數ノ多カラスシテ積累スルヲ待モノハ此例ニ非ス

本綴成ルノ後チ各課各所ヨリ回送洩等ノ故ヲ以テ數月前既ニ結

局セルノ書類ニ収ムヘキモノヲ送付シ來ル事アル時ハ其時ノ結局ト見倣シ編綴スベシ

仮綴本綴トモ皆ナ簿冊ノ卷端ニ界紙ヲ添ヘ一件毎ニ番号ト事目ヲ標記シ置キ尚別ニ之ヲ印刷或ハ謄写シテ序中一般又ハ主務ノ所課ニ送付シ照査ノ便ヲ旨トス八年已上ノ書類ニ廻リ調成スルモノハ九年以來ノ規定ニ倣フヘシト雖モ間々書類ノ紛雜殘欠或ハ体裁未定ニ属スル者ハ適宜ニ修整シ必シモ規定ニ拠ラサルモノトス

各簿冊其目錄ヲ製シ置キ後來紛乱ノ憂ナキヲ要ス
書類交付徴印簿ヲ製シ置キ受授ノ際必ス檢印ヲ証ス

国史地誌主任

国史ノ編輯ハ政治ノ沿革民物ノ盛衰ヲ觀ルヲ主腦トス故ニ管内ノ事蹟年月ヲ詳覈シ逐次分類叙記ス

故ニ政治制度付録等之内ニ就キ職制禁令兵制学校ヨリ拓地勸農圖書目錄ニ至ル迄各条皆其事実緣由ヲ考究シテ質実簡明ナラシムルヲ要ス

一般ニ調査編輯勿論ナレトモ漸ヲ以セサレハ成功ニ至リ難キニ付便宜ニ着手シ稿本成ニ随テ進達スヘキハ逐年ノ順序トス
行分ノ法ハ雅俗ニ拘ハラス紀事ノ本末ヲ全フシ繁ヲ省キ要ヲ摘シ貫通理會シ易カラシム

地誌編輯ハ管内区域山林原野里程ヨリ物産民業等ニ至ル迄精覈叙記ス

右ハ重大ノ事業ニシテ一挙ニ成功難致且費額ノ程限有ヲ以テ便宜ニ任セ一郡或ハ二郡ツ々着手シ一郡成稿セハ即進達スヘシ旧記等民間ニ存在スル者往々散佚ニ帰シ徵古ノ助ヲ欠クニ至ントスルアラハ搜求保存ノ道ヲ為スヘシ

但国史地誌編輯方法其詳細ナルハ皆例則ニ記載シアルヲ以テ之ヲ省ク

総テ書籍簿冊等ノ類皆該係ノ担当ナルヲ以テ其類集謄写等ノ保存進達スヘキニ係ルモノハ皆其責任トス

受付係

受付主任

院省使庁県寮司等ヨリ郵送シ来ル公文ハ之ヲ開封シ受付簿ニ銘記シ番号ヲ打チ受付人印ヲ捺シテ直ニ長次官ニ出ス可シ長次官之ヲ見之ニ各課及ヒ回覧布達ノ認印ヲ下シテ二タヒ受付ニ付与セハ其認印ヲ証トシ各課及ヒ裁判警察両所ニ渡スニ当リテハ受付簿中銘記スル所ニ各課各所ノ証印ヲ得ヘシ

但各課ハ課長各所ハ筆頭判事補警部トス

然レトモ一部ニシテ各課ニ分チ難キ者ハ仮令各課ノ捺印アルモ之ヲ記録掛ニ送致ス

記録係之ヲ謄写シテ送致セハ各課各所ニ送致ス

来書封上親展或ハ直折等ノ文字アルカ或ハ官名ヲ正書セサル書

簡ニシテ公私ノ分別定リ難キ者ハ緘封ノ俣之ヲ出ス

上官之ヲ開キ其事公事ナレハ受付ニタヒ之ヲ受ケ創メテ受付簿ニ銘記ス

回達ノ公文有テ郵送シ来ラハ之ヲ謄写シテ上官ニ出シ其原書ヲ回送ス

他庁ノ官吏来テ面晤セント欲スルアレハ之ヲ応接所ニ誘ヒ其主務ニ報知ス

四民願伺届裁判警察両所関係ノ事件ヲ除クノ外都テ之ヲ受領シ其事件銘及ヒ其日ノ番号并ニ本人持参郵便等ヲ副書ト受付簿トニ朱書シ各課ノ課長或ハ掛長ニ渡ス

但本人持参郵送ノ区分ハ本郵ノ二字ヲ以之ヲ標示ス

四民願伺届書等都テ控書一本ヲ添テ出サシムルヲ例トス其控ナキモノハ之ヲ徴ス

而シテ其事諸官省ニ陟ル者ハ三本ヲ出サシム

担任ノ課ヨリ出ス所ノ指令書各課ヨリ之ヲ回送セハ受付簿ノ件銘ニ廻リ其下ニ何月幾日指令済ト朱書シ而シテ後之ヲ附与ス

各官吏自己ノ諸願伺届ノ類其課課長其所筆頭官吏ノトキハ掛長ノ検印アラハ之ヲ受領シ受付簿ニ銘記シ本課諸務係ニ回送ス

其待罪書ノ如キハ直ニ上官ニ致シ而シテ後警察所ニ回送ス

四民願伺等各課ニ於テ直チニ指令シ其事ヲ報シ来ラハ其番号ヲ照合シ何幾何課直達ト朱書ス

雑務主任

院省使庁府県寮司及ヒ各区扱所各人民等エ郵送又ハ通運会社ヲ以テ差立ヘキ公文書院省使庁府県寮司及ヒ各区扱所各人民等エ郵送又ハ通運会社ヲ以テ差立ヘキ公文書ハ總テ上官ノ捺印アル者各課各所ヨリ回送シ来ラハ之ヲ受領シテ公文ト帳簿トニ番号原稿ハ貼付ノ施
行証ニモ記載スヲ記載シ院省ヘハ目録ヲ付ス

但府県寮司ト雖トモ書類多数ナレハ之ヲ添付ス

而シテ差立済ノ原稿ハ各課徴印簿ニ銘記シテ之ヲ返付ス

午後二時郵函ヲ開キ文書ヲ檢シ權衡其量ヲ見以切手ヲ貼シ官民費ヲ区分シ帳簿ニ其差立人ト行先ト量日トヲ記載ス書留郵便アレハ受証簿ト共ニ郵便局ニ送り落手ニ証ヲ取ル

各課各所ヨリ公文回送ハ午後第二時ヲ限トシ郵便局ニ送ルハ同第三時ヲ期トス

但昇降ノ時限ニヨリ伸縮アルヘシ

右期限ヲ過テ送致セル文書ハ翌朝之ヲ郵便局ニ達ス

各課各所ヨリ至急ノ事件有テ直ニ郵便局ニ達之ヲ報知スルアレハ帳簿ニ登記ス

到達ノ公布ニ上官管内布達ノ印ヲ捺シテ下付セハ事ノ緩急ヲ量リ帳簿ト原書トニ番号及ヒ結文ヲ記載シ速ニ活版社ヘ下付ス同社刻成テ上納セハ部数ヲ檢シ之ヲ受領シ其証ヲ付ス各課各所ヨリ出ス処ノ管内触示区戸長達等ノ如キモ亦同シ

但原書還付ノ際其係ヘ刻成書一部ヲ添送ス

刻成配達少ケレハ郵便ニ付シ多ケレハ通運会社ニ托ス添送スル目録ニ各区扱所受人ノ印ヲ捺シテ之ヲ還納セシム

諸務係

名簿主任

庁中ノ配達ハ各課長各所筆頭官吏ノ捺印ヲ得テ之ヲ渡ス郵便切手代価ハ予メ一ヶ月ノ日途ヲ立第六課ニ通議シ決ヲ得テ金員ヲ受取切手ヲ買フ而シテ日々ノ費用ヲ計算シ翌月五日之ヲ稟告ス

巡回出張ノ官吏官用予備ノ切手ヲ需ムル時ハ証書ヲ出サシメテ之ヲ渡ス帰県セハ三日内計算書ヲ作り之ヲ報セシム

印刷ノ費用紙料人馬ノ賃錢月末活版通運ノ両社ヨリ精算帳ヲ出サハ之ヲ調査シ上官ノ檢印ヲ得テ之ヲ第六課ニ送致ス

本庁官吏並区戸長ノ名氏ト其進退出入等ヲ詳記シ官員録職員録履歷簿ヲ編成シ諸辞令ヲ書写シ書官吏身上ニ関スル申請報知等ノ事及ヒ未発ノ事務咸ク本課ノ管理トス

新任転免ノ為メ上官黜涉簿ニ手記捺印シテ下付セハ辞令ヲ書記シ黜涉簿ト共ニ之ヲ上官ニ出ス而シテ其者ノ出頭ヲ命スルニハ県名ヲ以ス

出頭ノ趣受付ヨリ報知セハ之カ進退差引ヲ為ス

他官庁ニ奉職スル者ヲ採用セント欲セハ予シメ其官庁ニ商ルニ故障ナキハ我県庁ヘ出頭為サシメンコトヲ委托ス

一般人民ハ其官轄庁ニ托シテ出頭セシム

曾テ官ニ就ク者採用スルハ其官庁ニ諮問スルニ在官中ノ品行如何ヲ以テス

拝命スレハ其旨趣ヲ其官庁ニ審報ス

凡 拝命ノ者受書ヲ出ス時ハ本人ノ属籍姓名年齢本禄住所及ヒ履歴ヲ詳記セル明細書ヲ併セ出サハ其在官中ノ辞令口達ヲ写シテ之ヲ出サシム

既ニ受書ヲ出サハ各簿ニ之ヲ記ス

諸官吏出張巡回ノ者発程期日ヲ申報セハ其報書ヲ課長ニ致シ上官検印ノ後第六課ニ回覧ス

諸官吏辞職帰省ヲ乞フ稟帖上官押印アラハ辞職ニハ本人奉職年月規則ヲ照シテ満年賜金ヲ賜与スルノ辞令ト免官トノ辞令ヲ併セ作リ上官ニ致シ本人ヲ召ス其帰省ニハ本書ニ令文ヲ朱書シテ本人ニ回致シ其日数ヲ記載シ之ヲ第六課ニ送閱セシム

官吏病ニ罹リ四ヶ月ニ至リ出頭セサル者ハ日数ヲ記シテ第六課ニ告ク

服忌ノ報有テ後除服出頭ヲ其課其所ヨリ申報セハ例ヲ照ラシテ之ヲ所分ス

諸官吏新任転免或ハ雇入等アレハ毎月十五日第六課ニ回報ス雇ハ依然タルモ之ヲ報ス

毎月十五日及卅一日沙明史官ニ報スルニ任官ノ任免転換ヲ以ス前月十六日より其月十五日迄ノ任免転換ヲ内務省ニ申告スルハ判任ヨリ等外ニ及フ

毎月卅日大蔵省ニ第三課任免掛替等ヲ申告ス

区戸長以下ノ進退ハ本人ノ勤惰ト各区ノ申状トヲ推考シ之ヲ課長ニ商リ而シテ黜涉稿案ヲ作ル

拝命スレハ副区長以上ハ之ヲ該大小区ニ達ス

正副区長拝命スルアレハ給仕ヲシテ之ヲ伴ヒ各課長各所筆頭官吏ニ接遇セシム

受書ヲ出サシムルハ官吏ニ同シ

諸務主任

官省布達府県来翰四民願伺届等各課担任ノ条目ニ適當スル正条ナキ事務ハ普ク担当ス

然レトモ其書面明瞭ナラサルカ或ハ採用シ難キ者ニ決セハ親シク推糺説諭シ齟齬セサルヲ要ス

其指令スヘキ者ハ凡テ之ニ所スルノ稿案ヲ作り其各課各所ニ送ルヘキハ一度上官ニ出シテ后之ヲ所分スル事

忠考節義篤行其他奇特者ノ褒賞鰥寡孤独廢疾或ハ非常水災ノ患害ニ罹ル者ノ賑恤アザレ之ヲ第六課及警察所ニ商ル

受付係ヨリ本課ニ送付スル諸公文ハ一度回覧ニ出スノ後之ヲ編綴シテ各掛互用ノ簿記トス

但一部ノ者ハ庁中ニ回覧シ各課ニ致ス者ハ本課中各掛ノミ

ニ回覧ス

回覧若シ渋滞セハ之ヲ督促スヘシ

勤惰長日々午前第十時之ヲ収ム

時辰ヲ測正スルヲ管ス

使部以下ノ勤惰ヲ監視ス

使部以下別ニ帳簿ヲ製シ人員給料等ヲ詳記シ事務ノ繁閑人ノ勤惰ニ依リ進退スルニ当リ第六課ニ通議シ勉メテ冗費冗員ヲ省ク本庁印鑑ハ出張巡回セントスル者ニ一枚ヲ付与ス其号数日次ト其官名出仕等外雇及姓名ヲ併記シ成規ニ照ラシテ之ヲ所分ス若遺失或ハ火盜ノ為メニ失フ者アレハ其焼失スル者ハ事由ヲ印鑑簿ニ記録シ其遺失スル者ハ本人申報ノ書ヲ先警察所ニ送致ス其盜狀分明ナル者モ亦警察所ニ通報ス

但遺失ト盜難トハ隣県ニ報知ス

非常鑑札ノ如キ皆之ヲ管ス

小使ヲ指揮シテ庁中ヲ掃除シ常ニ潔淨ナラシメ庁内破損穢蕪ノ如アレハ之ヲ土木掛ニ報知ス

庁中宿直ノ順当ヲ定ム

管内現在ノ銃砲彈藥等其所持人名ヲ詳審ニシ讓渡其他増減アル毎ニシ讓渡其他増減アル毎ニ帳簿ヲ改正シ内務省エ申告シ所轄鎮台ヘ通知ス

旧城郭ノ破損番人進退等アレハ之ヲ所轄鎮台ニ報知ス

以上之ヲ各掛事務ノ制限トス然レトモ庁務繁劇ノ際ハ彼此互ニ協輔スヘシ

明治九年六月

明治十年度（一八七七）

○明治十年四月三十日段階、第一課に民費改正掛設

（明治九年十年「庁中規則」 一一一〇五）

第一課ヲ除ク

各課

警察所

別紙之通第一課^注 相達候条為心得此旨相達候事

明治十年四月卅日

秋田県權令石田英吉（印）

第一課

当分其課中^注 民費改正掛ヲ置候条此段相達候事

明治十年四月三十日

秋田県權令石田英吉

○明治十年五月四日段階、第三課の地租改正掛の廃止

（明治九年十年「庁中規則」 一一一〇五）

第三課

其課地租改正掛章程自今相廢止候条此旨相達候事

明治十年五月四日

秋田県權令石田英吉

○明治十年八月三十日段階、民費改正掛を廃し区務掛を置く

(明治九年十年「庁中規則」 一一一〇五)

第一課

其課中民費改正掛ヲ廃シ区務掛ヲ置候条此旨相達候事

明治十年八月三十日

秋田県権令石田英吉(印)

○明治十年九月二十八日段階、第六課に出納係を設置

(明治九年十年「庁中規則」 一一一〇五)

其課中^ニ出納係ヲ置キ統計係受拂掛職制トモ左ノ通相定候条此旨相達候事

明治十年九月廿八日

石田秋田県権令

- 一出納係ハ金穀一切ノ収支ヲ検査シ及ヒ之ヲ出納スルヲ掌ル
- 二統計係ハ歳入歳出ヲ統計シ出納勘定帳ヲ視認スルヲ掌ル
- 三受拂掛ハ現金穀ヲ主管シ及ヒ之ヲ掌ル

第六課ヲ除ク

各課

警察所

第六課中ニ出納掛ヲ置キ統計掛受拂掛職制トモ左ノ通り相定候条此旨相達候事

明治十年九月廿日

石田秋田県権令

○明治十年十月十七日段階、第六課統計掛、受拂掛、出納掛事務仮章程を制定

(明治九年十年「庁中規則」 一一一〇五)

第六課

其課出納掛統計掛受拂掛事務仮章程別紙ノ通相定候条此旨相達候事

明治十年十月十七日

石田秋田県権令

第六課統計係事務仮章程

第一条

一凡ソ金穀ノ歳入出ヲ統計スル事

第二条

一金庫ノ現金出納ヲ監スル事

第三条

一諸勘定帳ヲ視認スル事

第四条

一金穀有高表ヲ正算スル事

第五条

一諸收入及ヒ経費ノ予算表ヲ調成スル事

第六課受拂掛事務仮章程

第一条

一現金ヲ出納スル事

第二条

一諸税諸費等ノ科目ヲ区分シノ現金種類ヲ分明ニスル事

第三条

一 旧貨幣及ヒ損傷札ヲ交換スル事

第四条

一 諸収入金ノ千分一手数料ヲ領收スル事

第五条

一 贖金ヲ成規ニ照ラシテ処分スル事

第六課出納掛事務仮章程

第一条

一 成規アル經費ヲ支出スル事

第二条

一 国県税及ヒ諸上納金ヲ收入スル事

第三条

一 額内外常費警察費ソノ他一切ノ經費金ヲ主務省ニ申請スル事

第四条

一 旧貨幣及損傷札交換代金ノ受取方ヲ申請スル事

第五条

一 国税ソノ他一切ノ金穀ヲ主務省ニ納付スル事

第六条

一 出納局ノ預金ヲ出納スル事

但ソノ受拂仕訳書ヲ調成スル事

第七条

一 為替過超金ヲ領收納付スル事

第八条

一 為替過超金ノ収支ヲ郵便局ニ報知スル事

第九条

一 經費及ヒ税外收入等ノ報告表ヲ調成スル事

第十条

一 諸勘定帳ヲ調成スル事

ソノ目

一 經費 二 税外收入

三 警察費 四 出納局預金

五 県税 六 地租改正費

第六課ヲ除ク

各課

警察所

別紙ノ通第六課へ相達候条為心得此旨相達候事

明治十年十月十七日

石田秋田県権令

○明治十一年三月十四日段階、県税掛の廃止

（明治十一年「秋田県庁日誌」制度部 一二三二八）

三月十四日県税掛ヲ廃シ該掛事務ヲ国税掛ヘ合ス

第三課へ達書

其課県税掛ヲ廃シ国税掛ヘ合シ候条此旨相達候事

庁中へ達書

別紙之通り第三課へ相達候条為心得此旨相達候事

○明治十一年三月十八日段階、県税掛の廃止を触示

(明治十一年「本県触示留」 一一〇三二)

第八十一番

今般第三課県税掛ヲ廃止同掛之事務悉皆国税掛ヘ合シ候条此旨触示候事

明治十一年三月十八日

秋田県権令石田英吉

○明治十一年三月二十日段階、第六課へ銀行掛を設置

(明治十一年「秋田県庁日誌」制度部 一二三二八)

三月廿日第六課中へ銀行掛ヲ除ク

庁中へ達書^{第六課ヲ除ク}

第六課中へ銀行掛ヲ置候条此旨相達候事

明治十一年度(一八七八)

○明治十一年八月一日段階、駅通掛と土木掛の分掌変更

(明治十一年「秋田県庁日誌」制度部 一二三二八)

八月一日第一課中駅通掛掌ル所ノ道路橋梁修繕交換等ヲ土木掛ノ職務トナス

第一課中へ達書

其課中駅通掛事務ノ道路橋梁修築交換等之儀一切土木課ニテ取扱可致此旨相達候

但職制并事務規定中右ニ相触候義ハ改正之義可相心得事

○秋田県分課職制(明治十一年十二月六日、乙第一八四番、施行

十二月七日)

(明治十一年「秋田県庁日誌」制度部 一二三二八)

乙第百八十四番

今般本県分課職制別冊ノ通改定本年十二月七日ヨリ施行候条此旨相達候事

明治十一年十二月六日

秋田県令石田英吉

秋田県分課職制

課長

一人

第一 課務ヲ宰掌シ各件ヲ課員ニ分付ス

第二 課員ヲ監督シ備員ヲ指揮ス

第三 内会議ノ議員タルヲ得

課員 定員ナシ

第一 課務ヲ分掌シ事ヲ課長ニ商ル

第二 首座ノ課員ハ課長不在事故アル時ハ課長ヲ代理ス

第三 他ノ課掛ニ関涉スル事件ハ其主務ニ通議シ其主務

ニ於テハ該件ニ就キ所見ヲ附スルヲ得

備員 事ヲ課長ニ受ケ課内ノ雜務ヲ掌ル

警察所々長並所員ハ総テ課長課員ニ同シ

庶務課

戸籍掛

族籍ノ事

篤行及奇特者取調ノ事

窮民救助及救恤ノ事

棄兒養育ノ事

徴兵及陸海軍ニ関スル諸件ノ事

社寺院及神官住職ニ関スル諸件ノ事

行旅病人運送処分ノ事

凶荒予備ノ事

名所古跡ノ事

駅通掛

水陸運輸法ノ事

郵便及郵便為替ノ事

非常人馬繼立及飛信遞送ノ事

里程及標木ノ事

灯台及浮標ノ事

記録掛

国史地誌編纂ノ事

政表調製ノ事

文書編輯保存ノ事

諸務掛

職員身上ニ関スル諸件ヲ調理スル事

附テ官員庁中宿直ヲ賦当スル事

職員録ヲ調製セル事

庁中取締ノ事

門番金庫番及給仕小使等ヲ進退事ノ事

臨時ノ雜務ヲ取扱フ事

勸業課

農事掛

植物園試験場ヲ管スル事

荒蕪地開墾ノ事

米穀改良ノ事

養蚕生糸ノ事

鳥獸獵及威銃ノ事

官地ニアル植物及捕魚採藻処分ノ事

牧畜掛

牧場及牛馬市ヲ管スル事

貸下牛馬ヲ管理スル事

牛馬売買ニ関スル事件ヲ処分ノ事

屠牛場願処分ノ事

報告掛

農事通信ノ事

輸出入比較表及物価

勸業係ヲ管スル事

勸業議會ノ事

諸務掛

諸試験ノ事

市場ヲ管スル事

諸鉱開採土石堀取ノ事

博物館及機業場ヲ管スル事

博覧会ノ事

諸会社及民設ノ諸製造処ヲ管スル事

度量衡製造及発売処分ノ事

地理課

地籍掛

地籍編纂ノ事

土地ノ経界ヲ釐正スル事

官地払下及貸付ノ事

荒地起返繰下年季ノ事

潰地荒地検査ノ事

民有地森林ノ事

官有地部分木補挿ノ事

陸軍所轄地ニ関スル事務ノ事

貸下地建物書入質売買ニ奥書スル事

地券掛

地券ヲ交付スル事

地券台帳及地引絵図調成ノ事

土地売買ノ価格検査ノ事

測量掛

水陸ヲ測量スル事

地図ヲ調製スル事

水量標木ヲ管主スル事

学務課

勸学掛

中小学区々画ノ事

学校ノ開廃及維持法ノ事

子弟就学ノ事

学事ノ奨励ニ係ル諸件ノ事

学事年報ノ事

督学掛

学事ノ進否ヲ董督スル事

学事試験ノ得失ヲ監スル事

教員ノ勤惰及進退ノ事

就学不就学調査ノ事

諸務掛

出版図書板権写真新聞紙等ノ願ヲ処分スル事

各学校ノ出納ヲ監シ及勘定表総括ノ事

文部省補助金及学資ニ関スル事務ノ事

衛生課

医務掛

医員及針医産婆按摩等進退ノ事

種痘ノ事

流行病予防ノ事

微毒検査法ノ事

患者死亡表ノ事

司薬掛

売薬及製薬願所分ノ事

薬品並温泉等ノ分析及其治効検査ノ事

薬舗開業願ノ所分及監督ノ事

製水検査ノ事

諸務掛

健康保全ノ方法ヲ定ムル事

医学校病院開廃ノ所分及監督ノ事

医学校病院ノ出納ヲ監スル事

公園地ノ事

土木課

道路掛

新タニ道路橋梁修繕ノ事

道路掃除ノ事

道路ノ並木ヲ管スル事

道路修繕ノ為往来留ノ事

橋銭及渡船賃処分ノ事

街灯ノ事

堤防掛

新タニ運河ヲ疎通シ港口ヲ開キ又ハ堤防等ヲ設クル事

河港堤防修繕ノ事

用悪水路ノ事

宮繕掛

官舎倉庫等建築宮繕ノ事

官宮建物貸渡及売却ノ事

招魂社並戦死墳墓等修繕ノ事

諸務掛

土木費ヲ管シ及工作出張所ノ出納ヲ分担スル事

河港堤防道路橋梁修築費一村限帳調製ノ事

水害表調製ノ事

會計課

検査掛

金穀物品ノ出納検査ノ事

歳入歳出予算ノ事

銀行検査ノ事

各課金穀出納ノ伝票及報告受付ノ事

主簿掛

金穀一切ノ出納ヲ簿記スル事

諸勘定帳調製ノ事

経費支出及税外收入等報告ノ事

為替過超金ノ支収報告ノ事

国税掛

国税ヲ管理スル事

各課主管外ノ国税ニ関スル事務ノ事

土地ノ交換ニ依リ租額ノ当否ヲ検スル事

税率ニ用ユル米穀価及酒価調査ノ事

凶作検見ノ事

地方税掛

諸營業税及雜種税ヲ管理スル事

諸課主管外ノ營業税ニ関スル事務ヲ管スル事

地方税収支予算ノ事

出納掛

国税及税外收入等徴収納付ノ事

地方税徴収及支出ノ事

額内外経費及出納局預金為替過超金等ノ収支ヲ管スル事

代米納預り米処分ノ事

掌貨掛

現金ヲ主管スル事

金銭納払券ヲ調製スル事

為替又ハ預り金方法ヲ定ムル事

一時仮預り金ノ事

旧貨幣及ヒ損傷貨紙幣交換ノ事

贋造貨紙幣及描改札処分ノ事

金銀鑑定人進退ノ事

公債掛

公債証書及利子金下付ノ事

公債証書譲与売買検印ノ事

諸拝借金及貸下金ノ事務ヲ管スル事

諸務掛

用度品出納ノ事

庁中備品ヲ保存シ及不用品売却ノ事

賞与品及賜饌調度ノ事

月給及宿直弁当料筆墨料下付ノ事

官省使府県及官吏ノ受託金等ヲ管スル事

警察所

安寧掛

行政警察ノ事

健康保安ノ方法ヲ監視スル事

違警罪処分ノ事

私娼罰則取締ノ事

遺失及漂流物難破船等ヲ処分スル事

銃砲彈藥取締ノ事

海上衝突予防ノ事

諸興行場等取締ノ事

芸娼妓貸坐敷及三業会社ノ事

火防組ヲ管スル事

檢察掛

司法警察ノ事

犯人ヲ推問シ及求判処分ノ事

囚人ノ挙動ヲ視察シ及ヒ其増減ヲ檢スル事

吟味願ヲ処分スル事

死傷者及水火災検視ノ事

囚人護送ノ事

探偵追捕ノ事

諸務掛

警察署分署位置ノ事

巡查及守卒ノ召募並配置ノ事

巡查丁長以下黜陟賞罰ノ事

各署諸届及製表等點檢ノ事

庁中諸達ノ類ヲ各署ニ配達スル事

警察費及巡查以下ノ積金贖罪金遺失物売却金賦金料罰金等ヲ

管スル事

警察費ニ属スル用度品ヲ弁シ及巡查ノ被服属具等ヲ給与スル事

整理科

法律諸規則ヲ研究シ探抽ニ便ナラシムル事

内会議ノ議案ヲ草スル事

管内布達諸達及諸規則等ノ議案ヲ検視スル事

県会及町村会ノ事務ヲ管スル事

官記褒状及辞令書等ヲ書記スル事

県印ヲ管主スル事

諸願伺届等受付及配達ノ事

諸往復文書郵送ノ事

布告布達ノ印刷及頒布ノ事

代言人試験ノ事

臨時左ノ二科ヲ置ク

地租改正科

耕地地山林原野改租及丈量並新地券発行等ノ事務ヲ掌ル

簿記改正科

複式簿記ノ改正事務ヲ掌ル

一課ヲ設ケ掛ヲ置キ各自分任ヲ異ニスト雖トモ庁務一体上局ノ
裁定ニ係ルヲ以テ各課相補ヒ相翼ケ支離扞格ノ弊ナキヲ要ス
一凡ソ主務ノ金穀出納ニ係ルハ各ソノ一底冊ヲ具ヘ受払ヲ詳記
シ課長ノ検印ヲ得以テ會計課ニ移告スルノ順序ヲ了スヘシ
一国税地方税ノ内事務ノ主管ヲ異ニスルモノアリト雖トモ其税
額ニ至テハ皆国税地方税各主任ノ統理ニ歸スルヲ以テ事務主管
ニ於テハ徵税ノ主務ニ報告スルノ序ヲ追フベシ
一金穀土地物品ノ寄付及公用土地買上等ノ類ハ該事ヲ担理スル
ノ主務之ヲ檢按シ其褒狀ハ之ヲ整理科ニ其買上地申請等ハ之ヲ
地籍ノ主任ニ回移スルモノトス

明治十一年十二月

秋田県

(明治十一年十二月十四日乙第百八十五番により誤字訂正)

○明治十一年十二月七日段階、會計課地方税掛の職掌

(明治十一年「秋田県史稿」制度部 一二二一八)

十二月七日従前ノ民費及県税ニ関スル事項ヲ以テ当分会計課課中地
方税掛ヲシテ主掌セシム

會計課へ達書

今般分課職制改正ニ付其課へ地方税掛ヲ置候処營業税雜種税ノ種額
制限追テ一定ノ布告有之迄ハ従前ノ民費及雑税ニ関スル事務ヲ以当
分該掛ノ主掌スル儀ト可相心得此旨相達候事

○明治十一年十二月十四日段階、勸業課、地租改正科の職掌に一部
増補

(明治十二年「本県達書留」一一〇四四)

勸業課

諸務係へ左ノ一項ヲ増補ス

(勸業資金及費用ヲ管スル事)

地租改正科

耕地地云々新地券発行ノ下へ左ノ五字ヲ増補ス

(地租改正費)

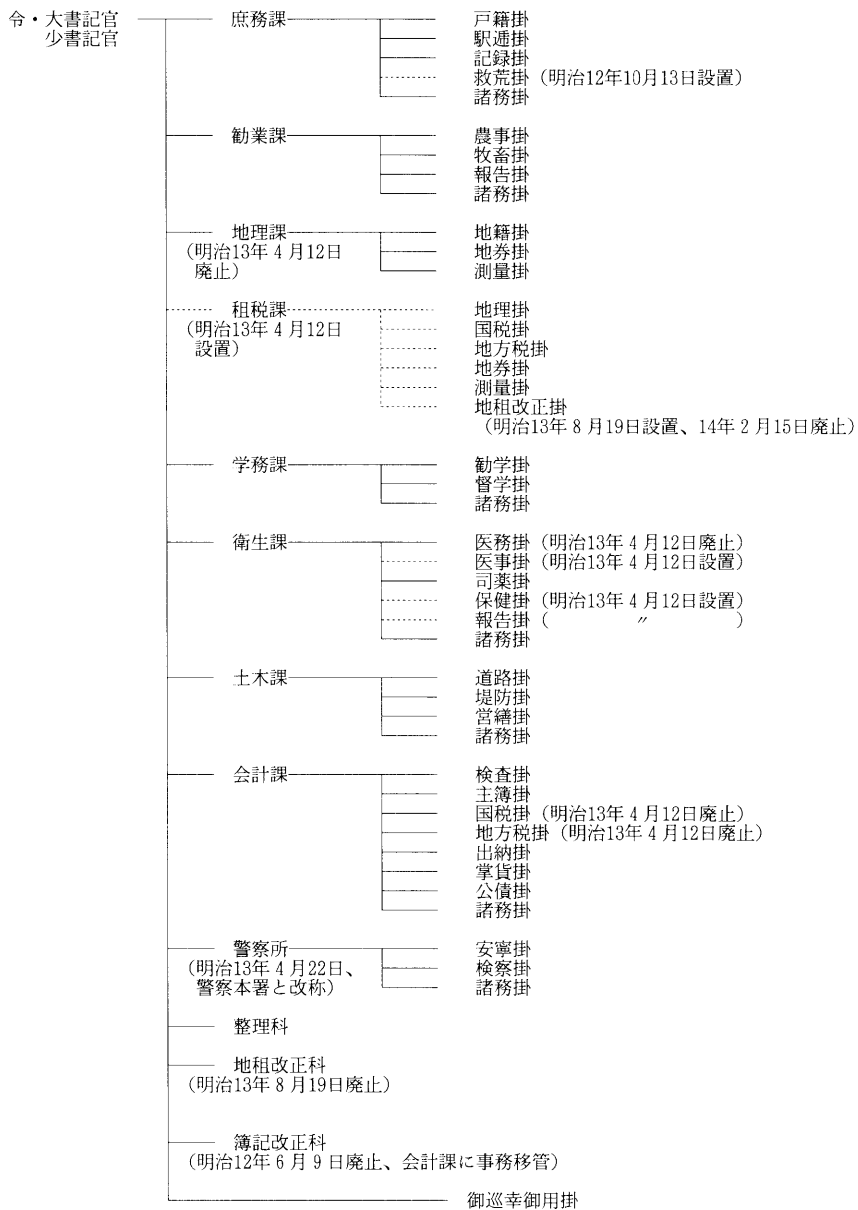
○明治十二年二月七日段階、土木課の事務取扱順序

(明治十一年「秋田県史稿」制度部・租法・職制上 一二二二三)

二月七日土木課事務取扱順序ヲ定ム

土木課へ達書

図 2. 秋田県庁組織（明治11年12月 6 日～14年 9 月 2 日）



其課事務取扱順序別冊之通相定候条此旨相違候事

土木課事務取扱順序

課長一人

第一 課務ヲ宰掌シ各件ヲ課員ニ分付ス担当ノ事務ニ於テハ其当否ヲ長官ニ対シテ論弁スルヲ得

官省院使ノ布告布達達及ヒ各局府県ノ來翰人民ヨリ出ス所ノ諸文書等本課ニ関スル者整理科ヨリ送付セハ之ヲ受ケ諸務掛ヲシテ其交付録ヘ捺印セシム而シテ之ヲ各掛ニ分付シ各係其回答ヲ要スル者ハ当否ヲ審判シ稿案成テ之ヲ出サハ調査シテ長官ノ判決ヲ受ク判決了テ后諸務係ニ付ス

道路橋梁堤防等ノ諸願書ハ直ツニ該掛ニ附シテ之ヲ審理セシム之ニ指令スルニ当テハ前条ノ手續ニヨル

本課ニ関スル事件ニシテ其利害得失ヲ詳ニセント欲スル者ハ課名ヲ以直ツニ郡役所ニ往復スルヲ得

第二 課員ヲ監督シ傭員ヲ指揮ス

課員ノ身分ニ関スルノ文書ハ之ニ關印スルヲ例トス

各郡出張ノ課員ヲ予定シテ之ヲ長官ニ申告ス

県庁近傍町村ニシテ宿泊ヲ要セサルモノハ工業ノ緩急ニヨリ臨時各係ヲ出シテ之ヲ調査ナサシムルヲ得

傭員ヲ指揮シ遠方ノ地方ヘ出張ヲ命スルトキハ之ヲ上官ニ申告シ之ニ辞令ヲ授ク

戸長及人民ニ対シ一時出頭ヲ要セサル可ラサルモノハ其喚徴状

ニ關印スルモノトス

但工業受負人ノ如キハ此例ニ非ス

第三 内会議ノ議員タルヲ得

課員 定員ナシ

第一 課務ヲ分掌シ事ヲ課長ニ商ル

官省院使ノ布告布達達及ヒ各局府県ノ來翰人民ヨリ出ス所ノ諸文書等本課ニ関スル者課長之ヲ付セハ各員其回答ヲ要スルモノハ当否ヲ審判シ稿案成テ課長ニ出ス

道路橋梁堤防等ノ諸類書ハ課長ノ附スルニ從ヒ之ヲ審考シテ其手順ヲ回議ニ附シ課長ニ出ス

本課土工方ヲ使用セント欲スル者ハ其事業ヲ課長ニ報告スヘシ凡他庁ノ官吏接遇面晤セント欲スル有テ整理科ヨリ之ヲ報セハ課長ニ報シテ之ニ接ス恣意專答スルヲ得ス

戸長又ハ人民ヲ呼出ストキハ其事由ヲ課長ニ陳述シテ后施行スル者トス

但工業受負人ノ如キハ此例ニアラス

第二 首坐ノ課員ハ課長不在事故アル時ハ課務ヲ代理ス

其事業一時ノ瑣事ニ非ル者ハ後回ノ檢印ヲ付シテ判決ノ後課員ヨリ課長ニ出サシムル者トス

第三 他ノ課掛ニ關涉スル事件ハ其主務ニ於テハ該件ニ付キ所見ヲ附スルヲ得

傭員

事ヲ課長ニ受ケ課内ノ雜務ヲ掌ル

道路係

管内道路ノ等級ヲ預定ス

新タニ道路ヲ開通シ及橋梁ヲ架スル事

行旅ノ難易ト時ノ便否トヲ比較シ新ニ道路ヲ開通スルニ当リテハ
實地之ヲ検査シ大ニ便益アレハ之カ方法ヲ定ム其實測ヲ要スル者
地理課測量係ニヨリ以下倣之

其費用地方税ト民力ト之ニ堪ヘサルアレハ其情狀ヲ具シテ費用ヲ
内務省ニ請願スルモノトス

人民公益ヲ計リ渡船ヲ變シテ橋梁ヲ架設シ又ハ新ニ老橋ヲ築造シ
橋錢ヲ需要セントスルニアレハ之ヲ庶務課駅通掛ニ通議スヘシ

但シ在来ノ橋梁アル地ハ之ヲ新造スルモ橋錢ヲ需要スルヲ得ス
道路橋梁修繕之事

各郡出張担任官ニ於テ道路橋梁ノ損処ヲ檢視シ其配当スル所ノ
地方税ノ金額ニ照シ其急ナル所ヲ先トス之カ仕様目論見ヲ作り
本課ニ送致スル者トス

急破ニシテ本課ニ送致スルノ暇アラサル者ハ金額五拾円以下ハ
臨時之ヲ所分スルヲ得

但一ヶ所五拾円ニ下ルト雖トモ其損処數ヶ所ニシテ數百円ニ
上ル者ハ稟議スルニ非レハ施行スルヲ得ス

道路掃除之事

出張担任官之ヲ管スヘシト雖トモ其方法ノ如キハ別冊規則ニ從

フ

道路ノ並木ヲ管スル事

前条ノ如シ

道路修繕ノ為メ往來留ノ事

其事業ニ際シ郡役所及ヒ警察署或ハ分署ニ通知スルモノトス
其都度庶務課駅通掛ニ通議ス橋梁ニ掛ルモノ亦同シ
橋錢及ヒ渡船賃処分ノ事

其工事ノ難易金額ノ適否ヲ計較シテ之ヲ審査ス
年限ヲ与フルモ亦同シ

渡船賃ノ如キハ單ニ往來ノ多寡河川ノ急滯広狭ヲ審案シテ考查
スル者トス

街頭ノ事

郡長ノ報告ヲ受理シ其当否ヲ考フ

官設ニ係ルモノハ其工事ノ初メニ於テ郡長ニ通報スルモノトス
堤防掛

治水一切ノ事務咸之ニ関与ス

新ニ運河ヲ疎通港口ヲ開キ又ハ堤防等ヲ設クル事

仮令地方税ニヨラスシテ人民自費ヲ以テセント欲スルモ之ヲ檢
査許可ヲ得ルニ非レハ施行スルヲ得セシメス以下皆同シ

河港堤防修繕ノ事

其費用ヲ配当スル等手續總テ道路橋梁修繕ノ条ニ同シ

水害予防ノ事

水車築掛ケ持場漁業等ノ如キ出願ニ際シ主務課ヨリ之ヲ致サハ
実地検査水流及洪水ノ景状ヲ考査シ僅モ疑團アルハ之ヲ許サタ
ルヲ回報ス

水害ハ一杭ノ有無片石ノ墜傾ヨリ生スルヲ以テ殊ニ注意シ其害
ヲ免ルタヲ要ス

用悪水路ノ事

該事ハ人民ヘ残シ置所ノ民費金円ヲ以テ便宜処分スルヲ許スト
雖トモ其ヶ所毎工業ノ方法費用積共詳細取調届出ノ上施行スル
者トス

苟モ其水路ヲ変スルカ如キハ出願検査スルニ非レハ許サス

宮繕掛

官舎倉庫等建築宮繕ノ事

官費ニ係ル者之ヲ経営セントスレハ細大ヲ論セス図面目論見仕
様帳ヲ製シ内務省ノ許可ヲ得テ施行スル者トス
其修繕ノ如キハ予算ノ定額ニ照シ施行スルヲ得
工事ハ多ク入札法ヲ用ユ

但シ小破ノ補理臨時ノ事業ハ此法ニ依ラサル事アルヘシ

其入札法及請負規則別冊ニ詳ナリ

官宮建物貸渡及売却ノ事

咸成規ニヨル

招魂社并戦死墳墓等修繕ノ事

定額ノ金円ニ照シ清浄ナラシムルヲ要ス

諸務掛

百般ノ諸文書整理科ヨリ之ヲ課長ニ致サハ其検印簿ニ向テ係員
之ニ捺印ス

回議判決了テ課長之ヲ付セハ浄書シテ之ヲ進達下付シ原稿ヲ返
付ス

課員ノ旅費日当ノ如キ会計課ニ出スニ先ンシ之ヲ調理スルヲ例
トス

其他本課ニ関スル一切ノ雜務ヲ処分シ土工方ノ人員ヲ黜陟ス

凡ソ工業上金穀土地物品及人夫等献納寄付ヲ許容スルヲ調理シ
ソノ事終リ其品納ルヲ俟テ之ヲ整理科ニ移ス

土木費ヲ管シ及工作出張所ノ出納ヲ分担スル事

地方税ヨリ分割スル所ノ土木費ヲ道路橋梁堤防ノ等級ニヨリ各
郡該年工業ノ多寡ヲ考ヘ之ヲ配当スル者トス

官費ニ係ル者ハ其等級ニ関セス別ニ其出納ヲ定ム

凡ソ金穀出納ニ係ルハ一底冊ヲ以テ受払ヲ詳記スト雖トモ本条
ノ如キ工作出張所有テ出納ヲ分担セサルヘカラサルニ於テハ本
課ノ一底簿ニ其大目ヲ掲ケ分担ノ出納簿ニ詳載スルモ敢テ妨ナ
キ者トス

河港堤防道路橋梁修築費一村限帳調製ノ事

各員担任スル所ト各郡出ス処トヲ合セテ之ヲ編成精算シ内務省
ニ進達スルニ当テハ会計課ニ送致スル者トス

水害表調製ノ事

毎年毎月水害有テ各郡ヨリ其表ヲ出サハ調成シテ内務省ニ稟告ス

土木ノ事業ニ対シ曩ニ施行スル諸規則之レニ抵触スル者ハ一切之ヲ删除ス

明治十二年度（一八七九）

○明治十二年四月二十八日段階、国税掛、地方税掛、出納掛章程を改正

（明治十二年分「秋田県史稿」制度部・租法・職制上 一一二三）

四月廿八日国税掛地方税掛出納掛章程ヲ改正ス

各課所科へ達書

本県分課職制中左ノ通改正削除候条此旨相達候事

国税掛

国税ヲ管理スル事

土地ノ変換ニヨリ租額ノ当否ヲ検スル事

酒造検査ノ事

凶作検見ノ事

地方税掛

地方税ヲ管理スル事

地方税収支予算ノ事

地方税出納ノ事

出納掛

税外収入金ヲ管スル事

定額常費額外常費及予備金出納ノ事

出納局預リ金為換過超金等ノ収支ヲ管スル事

○明治十二年六月九日現在、簿記改正科の廃止

（明治十二年分「秋田県史稿」制度部・租法・職制上 一一二三）
六月九日簿記改正科ヲ廃シ会計課ニ於テ簿記法伝習セシムルコトヲ定ム

各課所科へ達書

簿記改正科相廃自今会計課ニ於テ簿記法伝習可致候条此旨相達候事

○明治十二年六月十六日、簿記改正科廃止の達

（明治十二年「本県達留」 一一〇四八）

乙第五十五号

郡役所

町村役場

明治十一年月 乙第百八拾四番達本県分課職制中簿記改正科ヲ廃止
同科ノ事務ハ自今会計課ニ於テ取扱候条此旨相達候事

明治十二年

六月十六日

秋田県令石田英吉

○明治十二年六月十九日警察所職制条項の改正

(明治十二年分「秋田県史稿」制度部・租法・職制上 一二三三三)

各課所科へ達書

本県分課職制中警察所諸務掛担任事務ノ条目第八項左ノ通り改正
候条此旨相達候事

巡查被服属具等ヲ給与スル事

○明治十二年九月十二日段階、金銀鑑定掛を廃止

(明治十二年分「秋田県史稿」制度部・租法・職制上 一二三三三)

九月十二日金銀鑑定掛ヲ廃止ス

各課所科へ達書

別紙之通会計課へ相達候条此旨為心得相達候事

別紙

其課金銀鑑定人相廃止候条此旨相達候事

○明治十二年十月十五日段階、庶務課に救荒掛を設置

(明治十二年分「秋田県史稿」制度部・租法・職制上 一二三三三)

十月十五日救荒掛ヲ庶務課ニ置ク

各課所科へ達書^{庶務課ヲ除ク}

別紙之通庶務課へ相達候条為心得此旨相達候事

別紙

其課中へ救荒掛ヲ置其取扱事務左之通相定候条此旨相達候事

但本文ノ通り付テハ戸籍掛中凶荒予備ノ事項ハ削除候儀ト心得ヘシ

救荒掛

凶荒予備ノ事

○明治十三年三月二十五日段階、衛生課職務章程

(明治十三年「官省上申指令書留」 一一五八六)

秋田県衛生課職制

課長 一人

課務ヲ宰掌シ各件ヲ課員ニ分付ス

課員ヲ監督シ傭員ヲ指揮ス

課員 定員ナシ

課務ヲ分掌シ事ヲ課長ニ商ル

首座ノ課員ハ課長事故アリ不在ナルトキハ課務一切ヲ代理ス

傭員 定員ナシ
臨時置之

事ヲ課長ニ受ケ課内ノ雜務ヲ掌ル

秋田県衛生課事務章程

医事掛

課長以下之ニ充ツ以下
同シ相定員ナシ

医師獸医産婆等ノ開廢業ヲ督察シ現員ヲ調査シ其學術開進ノ方法ヲ謀ル事

医師及遺族ヨリ願出ル病屍ノ解剖ヲ処分スル事

各種伝染病ノ発見ニ注意シ速ニ之レカ予防ニ着手スル事

各伝染病ニ就キ消毒法及患者ノ離隔法等施行ノ当否ヲ檢察スル事

避病院ノ員数及ヒ其位置ヲ定メ患者死者取扱ノ当否ヲ檢察スル事

地方病ノ有無類別及其地形燥湿寒温等ニ注意スル事

家畜流行病伝染病ノ予防消毒法ヲ行ナフ事

種痘檢徴ノ普及ヲ謀ル事

郡医町村医配置ノ方法ヲ設クル事

司薬掛

製薬家薬舗売薬家等ノ開閉業ヲ督察シ其現員ヲ調査スル事

毒薬劇薬贗敗薬ノ調査及販売ヲ督察スル事

売薬ノ調査及其販売ヲ督察スル事

各地飲水ノ性質ヲ検査スル事

腐敗贗造ノ食物飲料ニ注意シ之レカ取締ヲナス事

飲食物及玩弄品ノ着色料其他顔料染料等ノ取締ヲナス事

鉱泉ノ性質効能ヲ檢シ浴法等ヲ督察スル事

天然生薬物ノ有無及其產地多寡等ヲ點檢スル事

製氷ノ場所及其水性ヲ検査シ之レカ発売ヲ督察スル事

有毒ナル砒物及植物ヲ點檢シ之レカ取締ヲナス事

保健掛

井水或ハ水道ノ位置構造及ヒ水源ノ掃除法等ニ注意シ之レカ改良ヲ謀ル事

市街道路溝渠廁圍芥溜ノ掃除法及其修繕ノ方法ヲ設クル事

学校病院囚獄旅舎借家湯屋温泉劇場等ノ掃除構造法ニ注意シ其利害ヲ檢察シ之レカ改良ヲ謀ル事

公園市場製造場畜場屠場魚干場等ノ衛生上利害ヲ檢察スル事

墓地ノ位置経界及埋葬火葬ノ手続方法ヲ定ムル事

埋葬場ノ地形火葬場ノ構造ヲ檢察シ取締ノ方法ヲ設クル事

稼業職体及風俗ノ常習ニ依リ健康ヲ傷害スヘキ事件ヲ勘査シ

漸次改良除害ノ方法ヲ設クル事

報告掛

出産死亡流産等各郡ノ申報ヲ収録シ管内ノ人口死者ノ寿夭疾病ノ類別ヲ調査シテ每半年ニ統計表ヲ製スル事

公私立病院貧院盲院聾啞頑狂院棄児院等ノ設置郡医町村医ノ配置及種痘檢徴ノ員数等ヲ調査シ每半年ニ統計表又ハ一覽表

ヲ製スル事

医師獣医製薬家薬舗産婆等ノ開閉業地方病ノ有無製薬ノ多寡及売薬ノ増減等ヲ調査シテ毎一年ニ統計表ヲ製スル事

一年中施行セル衛生事項及管内衛生上ノ全況ヲ蒐録シテ考案ヲ附シ年報ヲ製スル事

以上統計報告等ハ每期ニ内務省衛生局ヘ申達スル事

地方衛生会ノ決議ニ依リテ施行セル事款ハ毎月末ニ之ヲ内務省衛生局ヘ報告スル事

伝染病家畜伝染病中毒死亡避病院廢置等ハ其時々之ヲ内務省衛生局ヘ報告スル事

但凡テ伝染病アルトキハ接近ノ郡村或ハ隣県ニ報告スル事
統計表及諸報告ハ悉皆之ヲ地方衛生会ニ出シ其參考ニ供スル事

地方衛生会ノ請求ニヨリ必要ノ報告ヲ郡町村ヨリ徴收スル事

諸務掛

公私立病院及貧院盲院聾啞院癲狂院棄兒院等ノ設立ヲ謀リ再

開廢ヲ処分シ之ヲ擁護スル事

公立病院ノ出納ヲ監督シ及私立病院等ノ經費ヲ檢スル事

公園ノ新設存廢等之レカ処分方法ヲ謀ル事

流行病予防其他本課ニ属スル一切ノ出納ノ勘査スル事

課内一切ノ雑務ヲ調理スル事

明治十三年度（一八八〇）

○明治十三年四月十二日段階、地理課を廃止し租税課を置き、各掛を設置

（明治十二年分「秋田県史稿」制度部・租法・県会及地方税・職制・兵制 一二二二八）

四月十二日地理課ヲ廢シテ更ニ租税課ヲ置キ該課中ニ地理掛国税掛地方税掛地券掛測量掛ヲ置ク而シテ會計課中ニアル処ノ国税地方税而掛ヲ廢止セリ

○明治十三年四月二十一日段階、衛生課職制及事務章程の決定

（明治十二年分「秋田県史稿」制度部・租法・県会及地方税・職制・兵制 一二二二八）

同月廿一日衛生課職制及事務章程ヲ定ムル左ノ如シ

（三月二十五日段階のものと同じ）

○明治十三年四月二十二日段階、警察所の改称（同）

四月廿二日警察所ヲ改称シテ警察本署トナス

○明治十三年四月二十三日段階、学務課の所管一部変更

（明治十二年分「秋田県史稿」制度部・租法・県会及地方税・職制・兵制 一二二二八）

同月廿三日はマテ学務課ニ於テ直轄スル所ノ秋田公立書籍館ヲ以テ

秋田師範学校ノ所属トナス

○明治十三年四月二十九日段階、地理課、会計課国税・地方税掛の
廃止、租税課の設置、警察所を警察本署と改称

（明治十三年「本県達留」 一一〇五一）

乙第三十八号

郡役所

町村役場

本県地理課并会計課中国税地方税ノ両掛ヲ廃シ更ニ租税課ヲ置右事
務取扱且警察所ノ儀ハ警察本署ト改称候条此旨相達候事

明治十三年四月廿九日 秋田県令石田英吉

○明治十三年五月五日段階、庶務課の所管増加

（明治十三年「本県達留」 一一〇五一）

五月五日教育所ヲ庶務課ニ属シテ之ヲ統理セシム

○明治十三年七月三日段階、分課職制・衛生課事務章程の一部改正

（明治十三年「本県達留」 一一〇五一）

七月三日衛生課事務章程諸務掛分掌第一項中貧院棄兒院ノ五字刪除
シ且ツ分課職制中庶務課戸籍掛分掌第四項棄兒養育ノ下ニ貧院ノ三
字ヲ挿入ス

○明治十三年八月十九日段階、地租改正科の廃止

（明治十三年「本県達留」 一一〇五一）

八月十九日地租改正科ヲ廃シ租税課中地方税掛ノ次ニ地租改正掛ヲ
置ク

○明治十三年八月二十三日段階、本県職制の一部改正

（明治十三年「本県達留」 一一〇五一）

八月廿三日本県職制中土木課道路掛分掌橋銭及渡船賃所分ノ一行ハ
自今庶務課駅通掛ノ負担トス

○明治十四年一月十八日段階、分課職制の一部改正

（明治十四年分「秋田県史稿」制度部・県会及地方税・租法・職
制・兵制 一二三三四）

一月十八日分課職制中庶務課諸務掛分掌及ヒ整理科分掌ヲ改正スル
左ノ如シ

一 庶務課諸務掛分掌中第一項及ヒ第四項ハ削除ス

一 整理課分掌第九項ノ次ニ左ノ三項ヲ増加ス

官員職掌ニ関スル諸件ヲ調理スル事

附テ宿直ヲ賦当スル事

官員職員録等調製スル事

附テ履歴ノ事

諸印鑑ニ関スル事

○明治十四年二月十五日段階、地租改正係の廃止

(明治十四年分「秋田県史稿」制度部・県会及地方税・租法・職
制・兵制 一二三三四)

二月十五日租税課地租改正係ヲ廃ス

○明治十四年三月二十八日段階、分課職制中租税課地理掛、勸業課
農事掛の分掌一部改正

(明治十四年分「秋田県史稿」制度部・県会及地方税・租法・職
制・兵制 一二三三四)

三月廿八日分課職制中租税課地理掛分掌及ヒ勸業課農事掛分掌ヲ改
正スル左ノ如シ

一 租税課地理掛分掌中第六項第七項刪除ス

一 勸業課農事掛分掌第六項ノ次ニ左ノ二項ヲ増加ス

民有森林之事

部分木植挿之事

彙報

(平成十五年十二月末現在)

一 企画展

「アーカイブズで見る明治のEXPO

―秋田の博覧会・共進会―

本年度の企画展では、当館所蔵の秋田県庁文書群の中から明治期の博覧会や共進会に関する史料を紹介した。欧米の万国博覧会の影響をうけ、明治政府により内国勸業博覧会をはじめ各種の博覧会や共進会が開催された。また、全国の府県や郡市・町村でも数多く開催されている。今回は各種の博覧会や共進会の際に作成された簿冊群をシリーズごとに展示構成し、明治期からの県内物産に関する記録を多種類展示した。

展示室の構成は、左の通りである。

- ・「日本人と万国博覧会」
- ・「明治政府の博覧会・共進会」
- ・「東北各県の連合共進会」
- ・「秋田県の博覧会・共進会」
- ・「郡・町村の共進会」
- ・「トピックス」
- ・「アーカイブズ―公文書と公文書館―」

・「秋田県公文書館の仕事」

・「日本の公文書館」

導入の「日本人と万国博覧会」では、ウィーン万博等で授賞した能代春慶塗の発注図面などを紹介した。「明治政府の博覧会・共進会」では、内国勸業博覧会はじめ米麦大豆煙草菜種共進会、水産博覧会、絵画共進会などの関連史料を展示した。明治期の県内物産として、稲庭干鰯、横手筆、角館樺細工ほかが出品されている。「東北各県の連合共進会」では陸羽連合共進会や奥羽六県連合物産共進会などに関する史料、「秋田県の博覧会・共進会」では秋田博覧会や産馬共進会、山林繭糸共進会に関する史料を紹介した。「トピックス」では、県内で絶滅したニホンカワウソと国鱒が明治期に水産博覧会等に出品された記録が衆目を集めた。

「アーカイブズ―公文書と公文書館―」以下の後半の展示では、公文書館の社会的役割と当館の業務概要、そして国内各地の公文書館の紹介を行った。展示によって、公文書館への理解がいささかでも広まることを願うものである。(柴田 知彰)

二 研修・協議会

○第二九回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会(宮城大会)

平成十五年十一月十九日～二十一日の三日間、宮城県公文書館の運営で、仙台国際センターを会場に行われた。参加者は二九〇名、当館公文書班から一名、また県立図書館古文書班から一名が参加した。大会テーマは、「二十一世紀の史料保存と利用―歴史資料をいかに残すか―」であった。概要は左のとおりである。

一日目：研修会、総会

二日目：大会テーマ研究会(全体会Ⅰ、分科会、全体会Ⅱ)

三日目：視察(宮城県公文書館)

今年は、平成十三年に設定された大会テーマ「二十一世紀の史料保存」の最終年にあたる。前回の富山大会では、市町村合併と史料保存の現状分析がなされた。今回は、平成の合併時に歴史資料として公文書等をいかに残すか、各面から提案・検討された。合併時の史料保存を具体的に考える際、どのようなシステムを作り何を選択するかが問題となる。今大会は、地方で歴史資料の保存を担当する職員にそのガイドラインを示してくれた点で非常に有意義なものだった。(柴田 知彰)

○第二五回文化財(書籍・古文書等も含む)虫歯害保存対策研修会

平成十五年七月三日・四日の二日間(財)

文化財虫害研究所の主催により開催された。公文書館・図書館・博物館関係者のほか、文化財保護に携る企業関係者九四名が参加して、文化財の虫害菌の原因や予防と対策について各専門家の講義を受講した。

これまでに燻蒸に使用されてきた臭化メチルが二〇〇四年末で全廃されることにより、代替法としてのIPM（総合的害虫管理）が注目されている。今回の研修会ではその内容を中心とした講義内容で、実践例についても知ることが出来た。IPMとは、農業の分野で誕生した生物被害（害虫）コントロールの方法で、あらゆる有効な防除手段を合理的に併用し、有害生物を施設内に入れずカビも生育させない予防を第一にして、被害が発生しても出来るだけ地球環境や人間の環境に考慮した駆除方法である。日常管理の中で清掃を徹底し、館内に虫を入れない体制を作ることが重要であると共に、地域の気候と施設の立地条件、習慣や古記録類などを再考し、先人の残していた知恵を取り入れながら保存をしていくことも必要であると学んだ。

虫菌害の基本的な知識のほか、IPMの実践例を知ることが出来たのは大変有意義であった。当館でも臭化メチルに代わる薬品を模索中であったが、書庫内の環境管理はもちろん、文書引継ぎ作業の見直しも必要と感じた。

（佐藤 誠子）

○平成十五年度公文書館等職員研修会

九月一日から九月五日までの五日間の日程で国立公文書館において開催され、国や地方公共団体の公文書館職員や文書主管課の職員等、四四名が参加して行われた。

研修では、国立公文書館の専門官による公文書等の移管、公開、保存・利用の取組みについての講義を中心に施設見学と併せて行われた。公文書保存に関しては、外部の専門家による講義も設けられ、デジタル化やマイクロ化、保存環境に関する基礎的な知識から専門的な分野まで学ぶことが出来た。

また、研修課程の中で特に有意義だったのは、公文書館における実務と課題の事例報告として他県の公文書館の状況を伺うことが出来たことと、グループ討論であった。討論の中では、保存業務や電子化に関してなど、日頃の業務の中で直面している課題について意見交換が行われ、当館で抱えている課題の参考になる意見も得ることが出来た。

初任者向けの研修ということで、公文書館法から保存業務まで、公文書館業務に関する知識を広く学ぶよい機会であった。この研修内容を十分に活用し日々の業務に励みたい。

（佐藤 誠子）

○公文書館専門職員養成課程

独立行政法人国立公文書館が主催する「平

成十五年度公文書館専門職員養成課程」は、前期九月二十九日（月）～十月十日（金）、後期十一月十日（月）～十一月二十一日（金）の日程で開催された。この課程は、国又は地方公共団体の公文書館等に勤務する職員に対し、公文書館法第四条第二項に定める専門職員として必要な専門的な知識を習得させ、公文書館の中核的な業務を担当するにふさわしい専門職員の育成に資することを目的として開催されたものである。

二十日間の日程では、公文書館関連法の解説から、評価・選別論、資料整理論、情報サービス論、記録保存論など、公文書館業務に関連する広範囲な内容につき講義が行われた。文書館学につき体系的に学ぶと共に、情報科学など最新の研究動向にも触れることができたことはたいへん有意義であった。

また、国や県の公文書館のみならず、国立国会図書館、国立大学の資料館等、一二機関一二名の参加があり、他の受講生と日常業務における共通の問題点について意見交換できたことは今後の業務に役立つ貴重な経験であったと思う。

（柴田 美保）

○市町村史料保存機関連絡会議

平成一五年十一月四日（火）、「市町村合併と公文書保存Ⅱ」のテーマで当館を会場に開

催された。三十二市町村から三十七名が参加した。当日の日程は次のとおりである。

午前

報告①

「市町村合併時の公文書保存に関するアンケート」

秋田県公文書館 柴田知彰

報告②

「秋田県庁の公文書保存システム―公文書作成から公文書館での公開まで―」

秋田県公文書館 柴田美保

報告③

「市町村合併と古文書資料の保存」

秋田県立図書館 菊池保男

午後

報告④

「南外村史編纂事務局の史料保存」

南外村教育委員会 社会教育担当

佐々木繁雄

情報交換

午前は、当館職員が六月に行ったアンケートの結果報告と県公文書の引継から公開までの流れを紹介し、図書館古文書班長からは収集した古文書をどのようにして調査・活用していくかが課題であると報告された。

午後は、南外村教育委員会の佐々木氏より、村史編纂に伴う史料の収集・整理についてと

今後の課題等を報告して頂いた。その後、各市町村の出席者から、それぞれの自治体の現状や問題点、合併後の課題等について情報交換がなされた。

市町村合併後の公文書保存について必要性の認識はあるが、具体的取り組みはなされていないのが現状であり、今後は各自自治体の文書管理規定の中で、歴史的公文書の公開を目指した保存を行っていった貰いたい。

(武田 澄香)

三 図書

○各公文書館からの受贈図書

国立公文書館

国立公文書館年報(第三二)号

アーカイブズ(第一二、一三号)

北の丸(第三六号)

外務省外交史料館

外交史料館報(第一七号)

国文学研究資料館史料館

幕府奏者番と情報管理(史料叢書六)

史料館研究紀要(第三四号)

史料館所蔵史料目録第七六集(武蔵国大里郡大麻生村古沢家文書目録 その三)

郡大麻生村古沢家文書目録

国税庁税務大学校租税史料館

租税史料目録(大正編)

租税史料館報

宮内庁書陵部

書陵部紀要(第五四号)

防衛庁防衛研究所

戦史研究年報(第六号)

戦争指導 第二次世界大戦の日英を中心に(平成十四年九月十八〜十九日、NIDS)

戦争史研究国際フォーラム報告書

北海道立文書館

北海道立文書館史料集(第一八 北海道庁

例規集第I期)

北海道立文書館研究紀要(第一八号)

北海道立文書館所蔵公文書件名目録(一八

札幌県治類典(七)

北海道立文書館所蔵資料目録(一八 大蔵

省開拓使会計残務整理委員文書(一)

福島県歴史資料館

研究紀要(第二五号)

福島県歴史資料館収蔵資料目録(第三四集

県内諸家寄託文書(二八)

茨城県立歴史資料館

茨城県史研究(第八七号)

茨城県立歴史館史料叢書(六 弘道館史料

II)

運営要覧(平成一五年)

栃木県立文書館

栃木県立文書館研究紀要(第七号)

栃木県史料所在目録(第三二集、安蘇郡、

佐野市・葛生町)

- 年報(第一六号)
 年報(第一七号)
 群馬県立文書館
 群馬県行政文書件名目録(第一四集、大正
 期学務編IV)
 群馬県立文書館収蔵文書目録(二一、群馬・
 高崎地区諸家文書《一》)
 群馬県立文書館年報
 双文(第二〇号)
 埼玉県立文書館
 諸家文書目録(VI 収蔵文書目録第四二集)
 文書館紀要(第一六号)
 千葉県公文書館
 千葉県行政資料増加目録(発行部局・所別、
 市町村別)
 東京都公文書館
 東京都行政資料集録
 レファレンスの杜 江戸東京歴史問答(都
 市紀要三九)
 神奈川県立公文書館
 神奈川県立公文書館年報
 長野県立歴史館
 長野県立歴史館研究紀要(第九号)
 長野県立歴史館年報(No.五)
 岐阜県歴史資料館
 岐阜県歴史資料館報(第二六号)
 岐阜県行政文書目録(昭和五二年度編
 《二》)
 京都府立総合資料館
 資料館紀要(第三一号)
 和歌山県立文書館
 和歌山県立文書館紀要(第八号)
 鳥取県公文書館
 鳥取県立公文書館報(第一二号)
 広島県立文書館
 広島県立文書館紀要(第七号)
 山口県文書館
 山口県文書館研究紀要(第三〇号)
 山口県内所在史料目録(第三〇集、山口県
 文書館地方調査員調査報告三〇)
 年報(平成十四年度)
 行政資料目録八(山口県文書館蔵、一九四
 〇年代以前)
 新聞文庫目録(近世)
 香川県立文書館
 香川県立文書館紀要(第七号)
 香川県立文書館年報(第九号)
 徳島県立文書館
 徳島県立文書館研究紀要(第四号)
 徳島県立文書館年報(第六号)
 文書館関係例規集(平成十四年度)
 大分県公文書館
 事業年報(平成十四年度)
 大分県立先哲史料館
 史料館研究紀要(第八号)
 沖縄県公文書館
 沖縄県公文書館研究紀要(第五号)
 沖縄県公文書館年報(第五号)
 琉球・中国・日本・朝鮮年代対照表(史料
 編集参考資料)
 藤沢市文書館
 藤沢市文書館紀要(第二五号)
 藤沢市史研究(第三六号)
 藤沢山日鑑(第二二卷)
 名古屋市市政資料館
 名古屋市市政資料館年報(第一一号 平成
 十四年度)
 大阪市公文書館
 大阪市行政刊行物目録
 大阪市公文書館研究紀要(No.一五)
 大阪市公文書館年報(第一五号)
 広島市公文書館
 図書目録(広島市公文書館所蔵目録第三〇
 集)
 白木町役場文書目録(広島市公文書館所蔵
 目録第三一集)
 福岡市総合図書館
 福岡市公文書資料目録(CD-ROM版)
 ○県内市町村史関連図書
 横手市史叢書(二)
 横手市史叢書(三)
 秋田市史(第一六卷、民俗編)
 秋田市史(第一三卷、現代、史料編)

秋田市史研究(第一二号)

秋田市史(第三卷、近世、通史編)

南外村史(通史編)

南外村史(資料年表、地名資料)

能代市史資料(第三一号栗田定之丞文書)

《二》栗田定之丞直筆御用日記

比内町史資料編(第十三集)

本荘の歴史(普及版)

雄物川町郷土史資料(第三二集) 雄物川町

「いっいの森」の植物と野鳥(小松連蔵)

○県外自治体史

青森県史(資料編、考古四、中世・近世)

青森県史(自然編、生物)

青森県史(資料編、近現代二、日清・日露

戦争期の青森県)

青森県史(資料編、近世四、南部1、盛岡

藩領)

千葉県の歴史(別編 地誌三《地図集》)

千葉県史研究(第一一号)

千葉県の歴史(別編、民俗二《各論》、県

史三五)

千葉県の歴史(資料編、近現代八《社会・

教育・文化二》、県史三三)

千葉県の歴史(通史編 近現代一 県史六)

愛知県史(資料編二、弥生、考古二)

愛知県史(資料編一八、西三河、近世四)

愛知県史(資料編一一、織豊一)

沖縄県史(資料編二六、女性史新聞資料

明治編《上》、女性史一)

沖縄県史(資料編二六、女性史新聞資料

明治編《下》、女性史一)

沖縄県史(資料編一七、旧南洋群島関係資

料、近代五)

沖縄県史(揭示資料版、古地図にみる琉球

①⑤)

沖縄県史ビジュアル版(一一、近代④、沖

縄島北部・中部域の空中写真)

沖縄県史ビジュアル版(一二、古琉球①)

神奈川県寒川町史(一四 別編 統計)

神奈川県寒川町史(一六 別編 ダイジェ

スト さむかわ歴史ものがたり一〇〇)

神奈川県寒川町史研究(第一六号)

神奈川県寒川町史調査報告書(二三 寒川

の絵はがき)

栃木県鹿沼市史(地理編)

千葉県野田市史(資料編、中世二)

青森県弘前市史(通史編三《近世二》、新

編)

青森県新編弘前市史(通史編一《古代・中

世》)

○本館刊行物

研究紀要(第九号)

公文書館だより(第一七号)

事業年報(第十号)

秋田県公文書館研究紀要 第十号
平成十六年三月二十日発行

編集
発行 秋田県公文書館

秋田市山王新町一四―三一
郵便番号 〇一〇―〇九五二
電話 (〇一八) 八六六―八三〇一
印刷 太陽印刷株式会社
秋田市卸町一丁目二―一五

(題字 寿松木 毅)

